

## 佐倉市公民館運営審議会について

### 1 趣旨

公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する  
(社会教育法第29条)

### 2 定数 15人

(佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例第12条3項)

### 3 任期 令和2年7月1日～令和4年6月30日(2年間)

(佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例第12条3項)

### 4 報酬 日額8,100円(委員長) 日額7,600円(副委員長)

※別途交通費支給あり

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条 別表第1)

### 5 令和2年度佐倉市公民館運営審議会の予定

- ・第1回 令和2年7月15日(水) 書面開催
- ・第2回 令和3年2月16日(火) 会場：中央公民館

資料1

# 佐倉市公民館運営審議会関係資料

公民館運営審議会に関する法令等

佐倉市立中央公民館 作成

## 目 次

社会教育法（抜粋） .....	1
社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋） .....	2
社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で 定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令 .....	3
佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例 .....	4
佐倉市立公民館の管理運営に関する規則 .....	7
佐倉市附属機関等の設置及び運営に関する要綱 .....	1 1
佐倉市立公民館施設の使用許可基準 .....	1 4
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋） .....	1 7

## 公民館運営審議会に関する法令等

◎社会教育法（抜粋）

### 第5章 公民館

（目的）

**第二十条** 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

**第二十一条** 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

**第二十二条** 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

1. 定期講座を開設すること。
2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

**第二十三条** 公民館は、次の行為を行つてはならない。

1. もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
  2. 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（公民館の基準）

**第二十三条の二** 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の認証する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

**第二十四条** 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

**第二十五条及び第二十六条** 削除

(公民館の職員)

**第二十七条** 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

**第二十八条** 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

**第二十八条の二** 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

**第二十九条** 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

**第三十条** 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

**第三十一条** 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

**第三十二条** 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

**第三十二条の二** 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

◎社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

公民館、図書館及び博物館が自らの運営状況に対する評価を行い、その結果に基づいて運営の改善を図るに当たっては、評価の透明性、客観性を確保する観点から、可能な限り外部の視点を入れた評価となるよう、国が関係団体による評価情報作成等に対して支援する等、適切な措置を講じるとともに、その評価結果について公表するよう努めること。その際、公民館運営審議会、図書館協議会及び博物館協議会等を通じて、地域住民等の意見が反映されるよう十分配慮すること。(2008年6月3日 参議院文教科学委員会)

◎社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

(平成二十三年十二月一日文部科学省令第四十二号)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の一部の施行に伴い、及び社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第三十条第二項の規定に基づき、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令を次のように定める。

(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第一条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。)第十八条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

(公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第二条 法第三十条第二項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年九月一〇日文部科学省令第二五号)

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

## 佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、公民館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 本市は、公民館を設置する。

2 公民館に分館を置くことができる。

### (名称及び位置)

第3条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 公民館の分館の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

3 公民館の対象区域は、別に教育委員会規則で定める。

### (使用の申込及び許可)

第4条 公民館を使用しようとするものは、使用申込書を館長に提出して、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用の許可に条件を付することができる。

### (使用の制限)

第5条 次の各号の一に該当する場合は、公民館の使用を許可しない。

(1) 法第23条の規定に該当する行為の使用と認めたとき。

(2) 施設、設備を破損するおそれがあると認めたとき。

(3) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(4) その他公民館の管理運営上支障があると認めたとき。

### (使用許可の取消等)

第6条 使用者が次の各号の一に該当する場合は、使用の許可を取消し、又は使用を停止させることができる。

(1) 法令又はこの条例、その他これに基づく規則等に違反したとき。

(2) 使用許可条件に違反したとき。

(3) 使用に関し、館長の指示に違反し、若しくは使用上遵守する事項に違反したとき。

2 教育委員会は、公民館の管理運営上止むを得ない事情が生じた場合は許可の変更又は取消しをすることができる。

3 使用許可の取消等により使用者が損害を生じてもその賠償の責を負わない。

### (使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用者はその権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

### (使用料)

第8条 使用者は、別表第3に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第22条に規定する公民館事業以外の使用に係る使用者は、別表第4に定める使用料を納入しなければならない。

### (使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

### (使用料の還付)

第10条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

### (職員)

第11条 公民館に館長のほか、必要な職員を置く。

### (公民館運営審議会)

第12条 法第29条第1項の規定に基づき、佐倉市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、市民、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

- 3 委員の定数は15人とし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員が第2項の基準に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、その任期中であっても解嘱することができる。
- 6 委員の報酬及び費用弁償については、別に定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 佐倉市公民館条例（昭和29年佐倉市条例第55号）及び佐倉市公民館使用条例（昭和29年佐倉市条例第75号）は、廃止する。

附 則（昭和49年6月20日条例第38号）

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月29日条例第7号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年9月29日条例第29号）

この条例は、昭和59年11月1日から施行する。

附 則（昭和61年1月14日条例第1号）

この条例は、昭和61年1月15日から施行する。

附 則（昭和61年3月26日条例第6号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年7月5日条例第21号）

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成2年6月28日条例第21号）

この条例は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日条例第7号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第16号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月28日条例第15号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月24日条例第39号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
附 則（平成27年9月28日条例第40号）  
この条例は、平成27年11月27日から施行する。  
附 則（平成29年12月22日条例第39号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例第8条、第9条及び第10条並びに別表第3及び別表第4の規定は、平成30年7月1日（以下「適用日」という。）以後の佐倉市立公民館の使用に係る使用料について適用し、適用日以前の佐倉市立公民館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

名称	位置
佐倉市立中央公民館	佐倉市鎗木町 198 番地 3
佐倉市立和田公民館	佐倉市直弥 59 番地
佐倉市立弥富公民館	佐倉市岩富町 151 番地
佐倉市立根郷公民館	佐倉市城 343 番地 5
佐倉市立志津公民館	佐倉市上志津 1672 番地 7
佐倉市立臼井公民館	佐倉市王子台一丁目 16 番地

別表第2（第3条関係）

名称	位置
佐倉市立和田公民館分館	佐倉市八木 850 番地 1

別表第3（第8条関係）

利用面積(平方メートル)	単位	使用料
50 未満	1 時間につき	100 円
50 以上 100 未満	1 時間につき	210 円
100 以上 200 未満	1 時間につき	400 円
200 以上 300 未満	1 時間につき	690 円
300 以上	1 時間につき	1,460 円

備考

- 1 代表者が本市に在住し、かつ、本市に在住する者がおおむね半数以上で構成される団体又はこれに類すると教育委員会が認めるもの以外のものが使用する場合は、利用面積における使用料の 10 割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数がある場合（備考 3 に掲げる場合を除く。）は、1 時間とみなす。
- 3 使用時間に 30 分以下の端数がある場合は、当該時間について利用面積における使用料に 2 分の 1 を乗じた額を徴収する。この場合において、算出した額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第4（第8条関係）

利用面積(平方メートル)	単位	使用料
50 未満	1 時間につき	200 円
50 以上 100 未満	1 時間につき	420 円
100 以上 200 未満	1 時間につき	800 円
200 以上 300 未満	1 時間につき	1,380 円
300 以上	1 時間につき	2,920 円

備考

- 1 使用時間に 1 時間未満の端数がある場合（備考 2 に掲げる場合を除く。）は、1 時間とみなす。
- 2 使用時間に 30 分以下の端数がある場合は、当該時間について利用面積における使用料に 2 分の 1 を乗じた額を徴収する。この場合において、算出した額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

## 佐倉市立公民館の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和48年佐倉市条例第43号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、公民館の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象区域)

第2条 条例第3条第3項の規定による公民館の対象区域は、別表のとおりとする。

(連絡調整)

第3条 佐倉市立中央公民館は通常の公民館業務のほか、他の公民館の連絡調整に関するものを行う。

(使用申込み及び許可)

第4条 条例第4条の規定により公民館を使用しようとするものは、使用月の2か月前から使用日の3日前までに、使用申込書により教育委員会に申し込まなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定による申込みを許可したときは、当該申込みをしたものに対し、使用許可書を交付するものとする。

(休館日)

第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 毎月の第2月曜日及び第4月曜日

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(開館時間)

第6条 公民館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、午後9時まで開館することができる。

(使用料の減免)

第7条 条例第9条の規定による使用料の減免は、次に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 国、県又は本市が使用するとき 免除

(2) 本市に所在する自治会、町内会等が開催する総会、役員会等に使用するとき 免除

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項に規定する保育所若しくは同条第2項に規定する認定こども園のうち本市に所在するものが社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する公民館事業を行うために使用するとき 免除

(4) 事業の内容が公益に資すると教育委員会が認めたものに使用するとき 免除

(5) その他教育委員会が特に必要と認めたものに使用するとき 教育委員会が別に定める額

(使用料の還付)

第8条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付は、使用者の責めによらない理由により使用することができないときに、既に納入した使用料の全額を還付することにより行うものとする。

(損害賠償)

第9条 使用者が公民館の施設、設備及び備品を破損し、若しくは汚損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(職員の職及び職務)

第10条 公民館に置かれる職員の職及び職務は、次のとおりとする。

職員	職	職務
	館長	上司の命を受け、公民館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副館長	館長を補佐し、館長に事故があるときは、その職務を代理する。

事務職員	主幹	上司の命を受け、その担当事務を処理する。
	副主幹	
	主査	
	主査補	
事務職員	主任主事	上司の命を受け、事務を分掌し、事業の実施に当たる。
	主事	
	学芸員	
	司書	
技術職員	副主幹	上司の命を受け、その担当事務を処理する。
	主査	
	主査補	
技労職員	用務員	上司の命を受け、労務及び作業に従事する。

(事務分掌)

第 11 条 公民館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 文書の收受及び発送に関する事。
- (3) 文書及び帳簿の整理及び保存に関する事。
- (4) 庶務及び会計に関する事。
- (5) 資料、統計、調査及び広報に関する事。
- (6) 施設及び整備の維持管理に関する事。
- (7) 公民館事業の実施に関する事。
- (8) 機関及び各種団体の連絡に関する事。
- (9) サークル活動、グループ活動等の育成指導に関する事。
- (10) 各種展示資料及び学習資料の収集利用に関する事。
- (11) その他社会教育活動に関する事。

(館長の職務)

第 12 条 公民館長は、第 10 条に定める職務のほか、当該施設及び設備の管理保全に努めなければならない。

(事業計画及び事業報告)

第 13 条 公民館が年度計画に基づいて執行する事業は、その実施状況について毎年度末教育委員会及び公民館運営審議会に報告しなければならない。

(公民館運営審議会)

第 14 条 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第 15 条 審議会は、定例会及び臨時会とし、委員長がこれを招集し、主宰する。

- 2 定例会は、年 2 回招集し、臨時会は必要の都度招集する。

(審議会の庶務)

第 16 条 審議会の庶務は、中央公民館において処理する。

(準用規定)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、文書の処理等については、佐倉市教育委員会事務局の関係例規を準用する。

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 7 月 25 日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 31 日教委規則第 3 号）

この規則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 6 月 28 日教委規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 57 年 3 月 30 日教委規則第 3 号）

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 11 月 1 日教委規則第 8 号）

この規則は、昭和 59 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 6 月 30 日教委規則第 7 号）

この規則は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 4 月 1 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 22 日教委規則第 13 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、佐倉市定数条例（昭和 29 年佐倉市条例第 10 号）第 2 条第 7 号に規定する職員（以下「職員」という。）で次の各号に掲げる職に補されているもの（第 2 号に掲げる職に補されている職員にあっては、同日におけるその属する職務の級が 4 級である者に限る。）は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって主査補の職に補されたものとする。

（1）副主査

（2）主任主事、主任技師、主任保健婦、主任保健士、主任看護婦、主任看護師及び主任栄養士

附 則（平成 13 年 3 月 30 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 25 日教委規則第 7 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 8 月 27 日教委規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 29 日教委規則第 7 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、佐倉市職員定数条例（昭和 29 年佐倉市条例第 10 号）第 2 条第 7 号に規定する職員で主事補、司書補又は技師補に補されているものは、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって主事、司書又は技師の職に補されたものとする。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の表技労職員の項の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 22 日教委規則第 12 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 20 日教委規則第 2 号）  
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 23 日教委規則第 1 号）  
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の佐倉市立公民館の管理運営に関する規則第 7 条及び第 8 条の規定は、平成 30 年 7 月 1 日（以下「適用日」という。）以後の佐倉市立公民館の使用に係る使用料について適用し、適用日前の佐倉市立公民館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第 2 条関係）

名称	対象区域
佐倉市立中央公民館	他の公民館に属さない区域
佐倉市立和田公民館	和田出張所管内
佐倉市立弥富公民館	弥富派出所管内
佐倉市立根郷公民館	根郷出張所管内
佐倉市立志津公民館	志津出張所管内及びビューカリが丘出張所管内
佐倉市立臼井公民館	臼井・千代田出張所管内

## 佐倉市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関及び懇話会等（以下「附属機関等」という。）の機能の充実を図るとともに、市政への市民参画の推進に資するため、附属機関等の設置及び運営に関し基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、調停、審査、諮問又は調査を行うため法律又は条例の定めるところにより設置する機関をいう。

2 この要綱において「懇話会等」とは、市民等の意見を聴取し、市行政に反映させることを主な目的として規則等により設置するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 共通理解の構築や共同学習を目的として市職員と市民等が参加する研究会等の機関
- (2) 関係者、関係団体又は関係機関の間の連絡調整を目的とする連絡協議会等の機関
- (3) 市職員のみを構成員とするもの

(設置)

第3条 附属機関等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 他の行政手段による対応が困難であるなど真に必要なものに限り設置すること。
  - (2) 他の附属機関等と設置目的が類似し、又は所掌事務が重複しないこと。
  - (3) 設置目的、所掌事項、委員の数及び任期を明らかにすること。
  - (4) 所掌事項が臨時的又は短期的なものについては、設置期限等をあらかじめ明らかにすること。
  - (5) 委員の数は、15人以内で必要最小限とすること。ただし、法令又は条例に定めがある場合その他特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- 2 附属機関の設置に当たっては、必要に応じて部会、分科会その他の下部組織を設けることができる。この場合において、当該下部組織の構成員の数は、前項第5号の委員の数に含めないことができる。
- 3 懇話会等の設置に当たっては、第一項各号に掲げるもののほか、次の事項に留意するものとする。
- (1) 検討事項を具体的に明らかにすること。
  - (2) 設置期限を設けること。
  - (3) 名称については、懇話会、懇談会、検討会等を用いるものとし、その性格を明らかにすること。
  - (4) 「審議する」「答申する」等の附属機関と紛らわしい所掌事項は、付与しないこと。

4 附属機関等の庶務を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）は、附属機関等を設置しようとするときは、あらかじめ行政組織担当課長に協議するものとする。

（委員の選任）

第4条 附属機関等の委員の選任に当たっては、当該附属機関等の設置目的に応じ、次に掲げる事項に留意するものとする。

（1）附属機関等の機能が十分に発揮されるよう広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を確保すること。

（2）附属機関等の委員には、原則として本市の市議会議員又は職員を選任しないこと。ただし、法令又は条例に定めがある場合は、この限りでない。

（3）女性委員の登用については、佐倉市男女平等参画推進条例（平成14年佐倉市条例第41号）の趣旨に基づき、佐倉市男女平等参画基本計画における目標値以上となるよう努めること。

（4）附属機関等の委員を再任する場合は、その職の通算の在任期間（新たに委嘱しようとする期間を含む。）が3期又は8年のいずれも超えないこと。ただし、専門的な知識又は経験等を有する者が他に得られない場合は、この限りでない。

（5）同一人を複数の附属機関等の委員に選任する場合は、3以内の附属機関等への選任を限度とする。ただし、専門的な知識又は経験等を有するものが他に得られない場合その他特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

2 所管課長は、附属機関等の委員を選任しようとするときは、あらかじめ行政組織担当課長及び人事担当課長に協議するものとする。

（市民の意見の反映）

第5条 懇話会等の委員の定数は、市政の意思形成過程へ市民が参加する機会を確保するため、その定数の10分の3以上を公募により選任するよう努めなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

2 公募により選任された委員の数が委員の定数の10分の3未満の附属機関等は、市の施策に関する計画若しくは方針又は条例に係る答申又は提言等を行う場合は、市民からの意見募集、公聴会その他の方法により市民の意向が反映されるよう配慮するものとする。ただし、緊急のものについては、この限りでない。

3 委員の公募の取扱いについては、別に定める。

（会議の運営）

第6条 附属機関等の会議の運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。

（1）必要な場合に限り会議を開催するなど、効果的かつ効率的な運営を心がけること。

（2）情報公開条例（平成13年佐倉市条例第2号）に基づき、原則として附属機関等の会議は公開とし、結論及び審議経過等が明確になるよう会議録を作成の上、市民の閲覧に供すること。

（3）会議及び会議録の公開に当たっては、佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱の規定によること。

（廃止の検討）

第7条 既に設置されている附属機関等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止を検討するものとする。

- (1) 既に設置目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により設置の必要性が著しく低下しているもの
- (3) 主に事務局からの報告又は連絡を議題としているもの  
(届出)

第8条 所管課長は、前2項の場合において第3条第1項第5号ただし書、第4条第2号ただし書、第4条第4号ただし書、第4条第5号ただし書及び第5条第1項ただし書に該当するとき並びに市の施策に関する計画若しくは方針又は条例に係る答申又は提言等を行う場合において第5条第2項ただし書に該当するときは、附属機関等の委員の定数等に関する届出書(別記様式)によりその理由等をあらかじめ行政組織担当課長に届け出なければならない。

附 則 (平成17年3月14日決裁16佐行第960号)  
この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日決裁21佐総第1697号)  
この要綱は、平成22年3月29日から施行する。

## 佐倉市立公民館施設の使用許可基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和48年佐倉市条例第43号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定する佐倉市立公民館（以下「公民館」という。）の施設の使用の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用できるもの)

第2条 公民館を使用できるものは、原則3人以上で構成される団体であって、佐倉市施設予約サービスの利用者登録をしたものとする。

2 条例別表第3備考1に規定するこれに類すると教育委員会が認めるものは、次に掲げるものをいう。

(1) 本市に所在する法人

(2) 代表者が市内事業者であって、市内事業者が半数以上で構成される同業組合  
(先行予約)

第3条 教育委員会は、行政機関又は行政機関から委託等を受けた団体の行政サービスの実施に係る使用については、社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する公民館事業（以下「公民館事業」という。）に支障のない範囲内で、施設の先行予約をさせることができる。

第4条 教育委員会は、行政機関の施策を推進する団体又は本市と連携協定を結んでいる団体の公益性のある使用については、本市の担当課の依頼により施設の先行予約をさせることができる。

(使用許可の基準)

第5条 公民館の使用の許可の基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、次に掲げる使用を許可しないものとする。

(1) 酒宴を目的とする使用

(2) 賭博行為、騒音を伴う行為、不潔又は不快な感情を与える行為等、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある使用

(3) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第1条の3第1項に規定する収容人員を超える使用

(やむを得ない事情による取消し)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第6条第2項に規定する場合として、使用の許可を取り消すことができる。

(1) 公民館が公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく投票又は開票の会場として使用することが指定された場合その他選挙のために使用させる必要があると教育委員会が認める場合

(2) 災害、感染症の流行等のため安全の確保が困難と判断した場合

(3) 公民館が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく避難所に指定された場合

(入場料等の徴収)

第7条 公民館を使用するもの（以下「使用者」という。）は、使用に際し、入場料又は参加料を徴収してはならない。ただし、催事の開催に必要な実費相当額のみを徴

収める場合又は特定非営利活動法人、公益財団法人若しくは公益社団法人(以下「特定非営利活動法人等」という。)が収益を主たる目的とせずに催事を開催する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により入場料又は参加料を徴収して使用する場合は、予算書、決算書その他教育委員会が必要と認める書類を提出しなければならない。

(販売行為の禁止)

第8条 使用者は、公民館において物品又はサービスの販売をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、教育委員会に事前に届け出るにより行うことができる。

(1) 研修会、講演会その他これらに類する集会において、教材資料又は講師の著作物を販売する場合

(2) 社会教育関係団体、社会福祉団体等が公益活動に協力するためにバザーを行う場合

(3) 行政機関又は地域住民が主催の公益性のある催事(模擬店、フリーマーケット等)を行う場合

(4) 使用者が学習のための教材、材料等の共同購入を行う場合

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 (令和元年6月4日決裁佐中公第55号)

この基準は、決裁の日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	使用目的	使用許可基準		
		許可		不許可
		目的内使用	目的外使用	
政党・政治団体	政党その他の政治団体の構成員の学習会、会議等の集会	○		
	議会報告会その他の一般住民に呼びかけて開催する集会	○		
	後援会、励ます会その他これらに類する特定の候補者に係る集会		○	
宗教団体等	祭祀、儀式、祈祷その他の宗教行為、布教又は勧誘			○
	地域の伝統的な祭礼に係る集会又は習俗化した行事	○		
労働組合・職員組合	組合員の学習会、会議等の集会	○		
	争議権の認められていない公務員等による労働争議の集会			○
営利団体 (会社、商店その他の営利を目的とした団体)	物品又はサービスの販売促進に関する活動			○
	社会貢献活動	○		
	営利団体で構成される同業組合等の連絡協議会	○		
	社員研修、福利厚生事業又は採用面接		○	
私塾・文化教室 (個人又は団体が主催し、月謝、会費その他これらに類する費用を徴収するもの)	私塾又は文化教室の会場			○
	公開の発表会、展示会等の集会		○	
特定非営利活動法人等	構成員の研修会、講習会等の集会又は特定非営利活動法人等が開催する無料若しくは有料かつ収益が発生しない催事	○		
	有料かつ収益が発生する催事（収益を主たる目的としない場合に限る。）		○	

注 目的内使用とは公民館事業の使用をいい、目的外使用とは公民館事業以外の使用をいう。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づく非常勤の職員（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び同条第3項の規定に基づく費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 特別職の職員の報酬は別表第1のとおりとする。

（報酬の支給方法）

第2条の2 前条の規定による報酬の支給方法は、次の各号のとおりとする。

- （1） 報酬の額が月額で定められている場合には、新たに特別職の職員に就任した日から支給し、任期満了、辞職、失職又は死亡によりその職を退いた日まで報酬を支給する。この場合において、その月の報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。
- （2） 月額の報酬を受ける特別職の職員が、月の初日（月の中途においてその職に就いたときにあつては、その職に就いた日）からその月の末日（月の中途においてその職を退いたときにあつては、その職を退いた日）までの間にわたりその職責を果たすことができないと認められるときは、その月の報酬を支給しない。
- （3） 報酬の額が年額で定められている場合には、前2号の規定の例により支給する。

（費用弁償）

第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 前項の規定による費用弁償の種類及び額（次項に掲げる場合を除く。）は、別表第2及び市内出張旅費とし、市内出張旅費の額は、職員の旅費に関する条例（昭和30年佐倉市条例第9号。次項において「職員の旅費条例」という。）第11条の規定を準用する。
- 3 外国旅行の場合の費用弁償については、職員の旅費条例第11条の2の規定を準用する。

別表第1（第2条関係）

区分		報酬の額	備考
監査委員		月額 100,000円	
監査委員（議員選出）		月額 49,000円	
選挙管理委員会	委員長	月額 48,000円	
	委員	月額 38,000円	
選挙長		1回 10,800円	
投票管理者	投票所	日額 12,800円	
	期日前投票所	日額 11,300円	
開票管理者		1回 10,800円	
投票立会人	投票所	日額 10,900円	ただし、投票立会人として従事した時間が投票時間
	期日前投票所	日額 9,600円	

			の2分の1以内の場合、当該日額に2分の1を乗じた額とする。
不在者投票の外部立会人		日額 10,900 円	ただし、外部立会人として従事した時間が8時間30分に満たない場合は、当該日額の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額とする。
開票、選挙立会人		1回 8,900 円	
教育委員会委員		月額 54,000 円	
社会教育	議長	日額 8,100 円	
	委員	日額 7,600 円	
青少年問題協議会	会長	日額 8,100 円	
	委員	日額 7,600 円	
文化財審議会	委員長	日額 8,100 円	
	委員	日額 7,600 円	
公民館運営審議会	委員長	日額 8,100 円	
	委員	日額 7,600 円	
図書館協議会	委員長	日額 8,100 円	
	委員	日額 7,600 円	
スポーツ推進委員		日額 8,100 円	
市民文化資産運用委員会	委員長	日額 8,100 円	
	委員	日額 7,600 円	
学校医		年額 148,000 円	ただし、やむを得ない事情により1人の学校医が他の学校を担当するような場合は、相当額を加算する。

4 第2項に定めるもののほか費用弁償の支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

NO.	氏名	所属等	備考
1	かねだ かずゆき 金田 一幸	千葉県立佐倉南高等学校	新任
2	みむら こうじ 三村 宏治	佐倉市立志津中学校	再任
3	ひらの かずひさ 平野 一久	佐倉市立下志津小学校	再任
4	たかの ちえこ 鷹野 千恵子	佐倉市子ども会育成連盟	再任
5	まつざき ゆみこ 松崎 裕美子	人権擁護委員	再任
6	いわなみ ふみこ 岩浪 二三子	学識経験者（佐倉地区）	新任
7	ふじさき ことゆき 藤崎 言行	学識経験者（和田地区）	再任
8	あさい としひこ 浅井 俊彦	学識経験者（弥富地区）	再任
9	はやし よしゆき 林 義之	学識経験者（根郷地区）	再任
10	けいだ やすろう 慶田 康郎	学識経験者（志津地区）	再任
11	あさの としお 浅野 俊雄	学識経験者（臼井地区）	新任
12	よしみつ こういち 吉光 孝一	公 募	新任
13	たぶち あつこ 田渕 敦子	公 募	新任
14	いけだ たかこ 池田 孝子	公 募	新任
15	かたやま きくこ 片山 喜久子	公 募	再任

期間は令和2年7月1日から令和4年6月30日まで

（期間途中で委嘱された委員の任期は前任者の残任期間）

傍 聴 要 領

佐倉市公民館運営審議会

1 傍聴手続

傍聴の受付は、会議開会 15 分前に、会場前に配置した番号札による先着順で行うこととし、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たって、守っていただく事項

- (1) 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、委員長・副委員長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 会場内では、発言、質問等はできません。
- (3) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、委員長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 会場内において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないでください。
- (6) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないでください。

3 傍聴人が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わない時は、退場していただく場合があります。

令和元年度

## 公民館事業報告

佐倉市立中央公民館  
佐倉市立和田公民館  
佐倉市立弥富公民館  
佐倉市立根郷公民館  
佐倉市立志津公民館  
佐倉市立臼井公民館

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
家庭教育	2、3歳児親子運動教室	2、3歳児と保護者 15組	2/6 32人 2/13 26人 2/20 28人 2/27 中止	マッサージ、マット体操、手遊び、体力・全身運動等を通して健やかな体と豊かな感受性や好奇心を育んだ。また、同年齢の幼児の触れ合い、保護者同士の交流の場ともなった。
	親子で食育講座「かまどごはん」	小学生と親 10組	3/14 中止	佐倉武家屋敷のかまどを使いお米を炊き、みそ汁を作り、試食することで、親子が一緒に体験し、交流する機会とする。
	春休み16ミリアニメ上映会	幼児～一般	3/29 中止	アニメ名作を16ミリフィルムにより上映する。
青少年教育	カブトムシ・キアゲハを紙でつくろう！	小学4年生以上 20人	7/26 24人	カブトムシとキアゲハの模写標本を紙で作製し、虫の仕組みを学ぶことで、佐倉の自然環境に興味を持つきっかけとなった。
	小学生夏休み昆虫観察会	小学生 15人	7/27 13人 8/3 13人 8/23 11人	身の回りにはいる小さな昆虫について講師の指導のもと、観察の仕方や記録の撮り方を学び、実際に野外観察を行った後感じたことや疑問に思ったことを発表しあった。
	夏休み子どもゼミナール	小学5年生から一般市民 15人	7/30 22人 8/2 19人 8/3 10人 8/17 20人 8/23 27人	宇宙について専門的な知識、経験をもつ宇宙アドバイザー協会の講師を招いて、宇宙飛行士、人工衛星についての講義や天体望遠鏡を使つての星空観察、ペットボトルロケットの作製をした。また、貸切バスでつくば市の筑波宇宙センターまで行き、宇宙に対する興味を深めた。
	佐倉市・女子美術大学連携協働事業「JOSHIBIワークショップ」	小学生 20人	8/22 22人	女子美術大学の教授・学生の指導により、紙粘土で光る土偶のお面を作った。
	ドキドキ縄文体験 勾玉づくり	小学生 20人	8/29 20人	千葉県県公連携事業として行われる縄文文化体験事業「ドキドキ縄文体験」を実施。千葉県中央博物館職員の指導のもと勾玉づくりのワークショップを行った。
佐倉学	佐倉学講座「佐倉の文化」藍染体験	小学生 12人	8/27 16人	小学生を対象に「藍染体験」を実施。佐倉で昔から行われている「藍染め」の技法を学び、佐倉の自然や文化に対する関心を高めた。
	佐倉学講座 印旛沼「白鳥見学と野鳥観察会」	小学5年生～中学生 6人	2/29 中止	本埜（印西市）に飛来する白鳥の見学と印旛沼周辺の野鳥観察会。
夏休みなんでもチャレンジ	公民館を利用しているサークルが小学生を対象に日頃の学習の成果を披露し、自主的な学習活動の楽しさを伝えた。			
	花とあそぼう・いけばな教室	小学1～6年生	7/24 8人 7/25 15人	佐倉市華道連盟が指導。季節の花や草を使い、よい形になるいけ方や花の切り方を教えてもらいながらいけ花を作成した。
	日本舞踊の基本を楽しく学ぼう	小学1～6年生	7/28 5人 7/29 2人 7/30 9人	佐倉華誦会が指導。浴衣の着付けや扇の使い方、お辞儀の仕方や挨拶といったの例作法についても学んだ。高学年の児童がお手本となり、下級生に教える様子も見られた。
	絵手紙を描こう	小学1～6年生	7/28 9人 7/30 11人	佐倉城の辺地区社会福祉協議会が絵手紙の指導者を招いて実施。油性鉛筆や割りばしで描く技法を紹介。子ども達は完成した絵手紙にひとこと添え、お気に入りの一枚を発表し合った。
	佐倉こどもかるた	小学1～6年生	7/31 15人	佐倉こどもかるた子都手留会（しってるかい）が指導。かるたに描かれている名所や偉人等の説明を交えながらかるたを通して佐倉について学んだ。
	スクエアダンスに挑戦しよう！	小学1～6年生	8/2 6人	シャトー佐倉SDCが指導。音楽に合わせて、指示を聞きながら目まぐるしくフォーメーションを変えて踊る。ハイタッチを交えるなど世代間の交流を楽しみながら体験していた。
	和太鼓で遊ぼう！	小学1～3年生 4～6年生	8/2 11人 10人	和太鼓教室佐倉下ドコ塾が指導。指導を受ける中で、子ども達はお互いの良いところを手本にしながら太鼓のたたき方を学んだ。最後には合奏を楽しめるまでになった。
	夏休み影絵教室	小学4～6年生	8/5 7人	影絵塾9が指導。影絵劇を観賞して、登場する人形を自分で作り、スクリーンに映して演技する体験をした。
	子どもそば打ち体験教室	小学5・6年生	8/5 8人	そば打ち愛好会が指導。粉をこねるところからそばを切り、ゆでるところまで子ども達に体験させ、手作りのつゆで試食した。
	子どもそば打ち体験教室	小学5・6年生	8/6 9人	C級グルメそば打ち迷人が指導。粉をこねるところからそばを切り、ゆでるところまで子ども達に体験させ、手作りのつゆで試食した。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
青少年教育	竹ひごで魚のモビールを作ろう	小学5・6年生	8/20, 22 9人	竹工芸友の会が指導。竹ひごを使い、魚のモビールを作った。各テーブルにそれぞれ講師がつき、竹ひごの扱い方を学んだ。
	ウッドクラフト「夏のムシ達」	小学3～6年生	8/25 9人	ボーイスカウト佐倉3団の指導。自然の木や葉っぱを使って昆虫達を作成した。
	通学合宿	小学4～6年生	9/23～9/26 3泊4日 21人 (佐倉東小)	異年齢子どもたちが親元を離れ、共同生活体験をすることにより、自主性・協調性を高めた。また、地域の住人との交流も図り、明るい地域づくりの一助とした。  6/19 検討会会議 6/20 募集チラシ配布 7/5 募集締切(定員 21人/応募38人) 7/16 参加抽選会 9/4 参加者及び保護者説明会  ボランティア協力 千葉県立佐倉高等学校、千葉敬愛短期大学、佐倉市民カレッジ佐倉地区同窓会、公民館利用サークルふきのとう
	ファミリーコンサート	一般市民	7/14 260人	「誰もが楽しめるオーケストラ」をコンセプトに佐倉シャルマン・ウインド・オーケストラと共催でファミリーコンサートを開催した。
	親子映画会	小学生及び一般	7/28 55人 8/27 134人 12/21 80人	第1弾は「タッドの大冒険」、第2弾は「グリーンチ」。第3弾は「ミニオンズ」を上映。親子で映画を見ることで、楽しみながら映像文化に親しむ機会を提供した。
	夏休み学習ルーム	小学生から一般市民まで	7/20～9/1 利用者 225人	夏休み期間中、学習室1を自主学習の場として提供した。(小学生36人、中学生138人、高校生16人、一般35人)
	たまねぎ染め体験	小学生 15人	12/21 5人	玉ねぎの皮を使った染色を学びながら作品を作る体験を通じて、子どもたち同士の交流を図った。
成人教育	おとなでも楽しい人工衛星・宇宙のおはなし	高校生以上 50人	8/3 27人	人工衛星・宇宙全般について高校生以上を対象に実施する講座。宇宙に関する教養を深め、学生には将来の進路の一つとしてJAXAの仕事に興味を持ってもらうことを図った。
	健康増進教室	成人 30人	10/5 39人 3/7 中止	佐倉ホワイエとの共催。第1回は「達成感を得ると脳は衰えない」のテーマで佐倉ホワイエの介護士、看護師の方を講師に認知症予防の講義や脳トレを実施した。
	地域づくり講座 “自力整体と笑いヨガ” 体とこころの元気を目指そう!	成人 40人	11/20 20人	地域人材による講習会を行い、地域へのつながりと興味を深める。今回は「自力整体と笑いヨガ」を地域の講師と一緒に楽しみながら実施した。
	講演会「チバベジから考える野菜がつくる地域の未来のカタチ」	成人 200人	3/15 中止	昨年の台風15号で被害を受けた農家を支援することから始まった“チバベジ”の活動について、地域住民に講演会で紹介をすることで、フードロス削減と農家支援の輪を広げる。
佐倉学	佐倉学講座 中世の白井地域史 佐倉・城下町 新町周辺歴史散策	成人 講座 100人 散策 各20人	講座2/9 89人 散策3/8, 3/14 中止	中世白井の地域史を学ぶ講座と佐倉地区の史跡散策(初心者向け)を行う。
	佐倉学講座 古今佐倉真佐子を歩く	成人 20人	11/2 17人	「古今佐倉真佐子」に記された場所を散策し、古くて新しい佐倉についての身近な発見をした。
	佐倉学講座 佐倉の文化 「古今佐倉真佐子」と渡辺善右衛門	成人 100人	3/22 中止	「古今佐倉真佐子」をテーマに、当時の人々の生活や文化を知る貴重な記録である同書の面白さを感じてもらい、読み始めるきっかけづくりを目的とする。
	いんば沼公開講座 いんば沼学・人材養成(生活環境課共催事業)	成人 各100人	6/1 53人 7/6 49人 8/3 45人 9/7 50人 10/5 49人 11/2 45人 12/7 40人	印旛沼環境基金が主催した、生活環境課との共催事業。佐倉市のシンボルでもある印旛沼の歴史・文化・自然環境等について学んだ。
	佐倉市民カレッジ	第1学年		

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
成人教育	《であい課程》 第1学年 第2学年 2年間の学習コース	成人 93人	5月～2月 61回	高齢化社会の中で、市民が健康で生きがいを持ち、地域と連携をもちながら、住みよいまちづくりを考え、実践をととした生涯学習の場とする。 「であい課程」では、主に一般教養科目を学ぶ。 その領域は、健康・家庭・生きがい・経済・佐倉の歴史・環境・市政・福祉・国際理解・仲間づくり等である。 「専攻課程」は、福祉・歴史・情報・元気の4分野に分かれて行う専門別学習コースであり、卒業後の実践活動に役立たせるために、体験学習、話し合い、発表等の学習方法を取り入れている。 公開講座、ミニセミナー等を拡充し、一般への学習機会を提供する。
		第2学年 成人 69人	5月～2月 65回	
	《専攻課程》 第3学年 第4学年 2年間の学習コース (以下の4コース) あったか福祉コース ふるさと歴史コース さわやか情報コース ゆっくり元気コース	第3学年 成人 84人	5月～2月 41回	
		第4学年 成人 90人	5月～2月 43回	
	春の映画上映会「天国までの百マイル」	成人 300人	3/19 中止	
コミュニティ事業	さくら学び塾（学びあい講座） 初歩の傾聴講座技術を学ぶ	成人 20人	11/9 15人	さくら学び塾(学びあい講座)として、市民公募による講師の企画に基づき開設。演習を中心に傾聴の初歩の取得を目指した。
団体育成	佐倉地区子ども会育成会連絡協議会	加盟子ども会なし	活動休止	子ども会の育成者を養成し、子ども会同士の交流を図る。佐倉市子ども会育成連盟主催の中央交流フェスティバル等に参加する。
	「佐倉民話を語るボランティア派遣事業」、「佐倉こどもかるた普及派遣事業」	児童	さくらっ古 9校 1,137人 子都手留会 16校 922人	佐倉に伝わる民話を題材とした語りを行うグループ「さくらっ古」と「佐倉こどもかるた子都手留会」を市内小学校等に派遣し、民話や佐倉こどもかるたを通じて郷土愛を育てる。
	中央公民館利用グループ懇談会	利用団体代表者 約200団体	平成31年 3/20 169団体	利用者団体の交流を図り、公民館活動の利用について懇談した。
	調理室利用者懇談会	定期利用団体	6/12 14団体 12/11 14団体	調理室の清掃と備品の確認を行った。調理室の効果的利用方法を考えるとともに、懇談を通して利用サークル間の交流を図った。
	もちよりカレーの日	公民館利用者	8/2 105食提供 ボランティア 19人	中央公民館利用者や市民カレッジ生に食材の提供を呼びかけ、もちよった食材をもとにカレーをつくり来館者に無料で提供した。
広報活動	中央公民館だよりじゅにあ	佐倉地区	年1回 1,850部	小学生向けに、主に夏休みに開催される公民館事業の募集を行った。
	「なかま」	市民	毎月1回（12月まで） 奇数月隔月（1月から） 各回 1,500部	一般市民から広く原稿を募集し、カレッジ生を中心とした編集委員会により編集・校正をする。
	ホームページ	市民	随時	中央公民館の主催事業等を掲載し、情報を提供する。
	SNS	市民	随時	中央公民館の活動や施設の情報を発信する。
視聴覚ライブラリー事業	佐倉市平和式典	市民	8/15 80人	毎年8月15日に行われる平和式典。中央公民館から音響設備の貸出のため職員2名が支援した。
	16ミリ映写機点検事業	16ミリ映写機 保有施設	11月 1回	各施設所有の16ミリ映写機を、老朽化に伴う上映使用時のトラブル防止のため、一括して点検を行う。
	視聴覚機器貸出	登録団体	4月～3月 ソフト 106本 視聴者数 5,352人 機材貸出 442点	視聴覚ライブラリー所有機材・教材の貸出を行った。令和元年度は映像ソフト106本を貸し出し、延べ5,352人が観覧した。またプロジェクター、スクリーン、音響セット等を延べ442点を貸し出した。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
家庭教育	子育て教室	就学前の乳幼児と保護者等	7/12 21人 7/19 11人 8/ 9 59人 10/ 9 22人 10/18 21人 12/13 36人 3/19 中止	楽しい親子での遊びや、講師からの指導により、幼児の自立のための親の役割、環境作りや遊びの意義などについて考える機会とした。 ・7/12「マイうちわをつくろう 保健師から夏の健康について」 ・7/19「家族が笑顔になるベビーマッ サージ講座」 ・8/ 9「親子教室・おやつについて」 夏休み中の和田小学校児童も参加 ・10/9「親子ふれあい体操と歯の話」 和田幼稚園児も参加。 ・10/18「ミニミニ運動会」 ・12/13「サンタさんと一緒に クリスマス会」 ・ 3/19「お別れ会」 新型コロナウイルス感染症拡大 防止のため中止
	楽しく家庭教育講座	地区内の幼児及び小学生の保護者	8/25 26人 10/ 1 10人	・8/25は地区幼小学校等の親子を対象に親子クッキングを行った。 ・10/1はアメリカン陶芸を行った。
青少年教育	剣道教室	地区の小学生 20人	5月～ 3月 40回	異年齢集団の中で、剣道をとおして心身の育成と社会人として必要な習慣を身につける。
	軽スポーツ大会	地区の小学生 20人	10/20 77人	地域の協力で各種軽スポーツを実施し、子どもの健全育成を図る。
	夏休みおもしろ体験教室	地区の小学生 20人	7/30 ダンス 21人 調理 16人 8/ 7 マナー 11人	保護者と地域の協力により、子どもたちに共同生活体験の機会を提供し、子どもの自主性、協調性、社会性を高めることを目的とした。 ・7/30 午前：ダンススタジオコーチによる「ダンス教室」 昼：地元の方の指導による「調理実習」 ・8/7 地元レストランにて：テーブルマナーを学びながら野菜についての話を聞き楽しく会食。
	夏休み子どもゼミナール	小学校5.6年生 15人	8/17 20人	中央公民館と共催で実施。 ・8/17は和田ふるさと館で実施。専門講師のゼミを受けた後に、駐車スペースを星空観察会場として観察を実施。 ・8/23はJAXA筑波宇宙センターにバス見学に行った。
	子ども芸術鑑賞会	地区の小学生	8/28 17人	優良な映画の鑑賞やその他様々な機会を提供することで、心の成長を促し文化芸術の素晴らしさ・楽しさを知ってもらう。地元の方が参加され、海外でも公演しているお話会の紹介を受けたことからお話会を実施。集中して聴いていた。
佐倉学	佐倉っ子塾 料理教室	地区の小学生 各20人	6/ 2 11人 10/ 6 12人 2/ 2 20人	和田地区青少年育成住民会議と連携して、地区の小学生向けに、地域の食材を活かした料理教室を実施し、子どもの自立とふるさとへの愛着を深める。
	佐倉っ子塾 伝統文化体験教室	地区の小学生等 各15人	8/ 2 11人 12/15 12人	・8/2は公民館利用団体の指導で水引きストラップ作成。昼食も一緒に ・12/15ふるさと館にて青少年相談員指導により六角凧作りを行う。昼食はPTAが調理したカレーを食べ、午後は和田小グラウンドにて凧あげをした。

領域	事業名		対象	期間・回数	内容	
成人教育	佐倉学	佐倉学体験講座 ふるさと味工房	市内の成人 各15人	10/24 14人 11/26 20人 1/15 16人	地域の伝統的食材を活かして地域間交流を図るとともに食文化の伝承を図ることを目的としている。毎年人気の高い講座である。 【太巻き祭り寿司、蒟蒻作り、和田の新鮮野菜料理（大和芋）】	
		佐倉学講座 地域学	市内の成人 15人	6/ 1 9人 7/13 12人 8/31 15人 9/28 9人 12/14 10人 1/18 12人 2/29 中止	・6月は佐倉野草会会長を講師として、野草観察を実施。 ・7月は地元農業指導家より、地区の歴史や自然農法等について学んだ後、蛍鑑賞を行った。 ・8月は千葉県環境財団の方を講師として、湧き水についての講座を行った。 ・9月は歴史専門家に地区の古代の歴史について指導頂いた。 ・12月は地元食材を活用した料理実習 ・1月は養豚事業者による講話 ・2月は近隣地区とのワークショップの 予定のところ感染症拡大防止のため中止	
	和田市民大学	手芸教室	60歳以上の地区 の成人 10人	4/ 5 5人 5/17 7人 6/ 7 4人 7/ 5 8人 8/ 2 6人 9/ 6 7人 10/ 4 8人 11/ 1 6人 12/ 6 8人 1/17 6人 2/ 7 8人 3/ 6 中止	手芸を通して親睦交流を深め、生き甲斐づくりを図り、また受講生により、再利用を通じて物を大切にすることを子どもたちに指導した。夏休み中に「子ども手芸教室」にて「みずひきストラップ」作成指導を行った。文化展への作品作りと出品を積極的にしていただき、会員による2名の増員が達成できた。3/6感染症の拡大防止のため中止とした。	
		和田工芸講座	市内の成人 10人	7/13 14人 8/10 14人 9/14 14人 12/22 23人 2/ 2 23人	地元陶芸家を講師として招き、文化展に展示するため陶芸作品づくりを連続で行った。12/22しめ飾り講習会、2/2ストラップミニ草履教室を行う。	
		地区交流会	地区の成人 40人程度	3/14 中止	地区の高齢者をはじめ多様な世代が、地域交流を通して心身ともに健康に過ごせるよう、和田地区交流バス見学会を計画するも感染症の影響により中止。	
	成人教育	和田地区防災講習会	地区の成人 50人程度	1/31 30人	地域づくりの実践現場で役立つ防災や防犯について実践的な講習、訓練等を行うもの。令和元年9月～10月の台風災害に係る講習会を実施した。	
		合同研修会	地区内の住民団体	12/ 8 23人	人口減少・少子高齢化などの地域課題などに対応するため行う研修会。茨城県内の農業体験施設等を視察。	
	団体育成	団体育成事業	和田小PTA民俗資料収集委員会・和田はたおり保存会・和田地区青少年育成住民会議等	通年	地域の社会教育団体、住民団体等が円滑に活動できるよう協力支援した。	
	広報展示活動	公民館だより発行		和田地区全世帯	年5回発行 5月 9月 10月 12月 3月	公民館情報や地域情報を和田地区全世帯に配布。(各700部)
		歴史民俗資料室	展示	一般	通年	和田ふるさと館歴史民俗資料室の展示
見学	市内小学校及び一般団体等		通年	市内小学校の社会科見学の際に解説を行う。		
図書	図書貸し出し	一般	通年	公民館図書コーナーの図書提供のほか、市立図書館と連携しリクエスト図書の提供を実施する。		

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
家庭教育	親子遊びのつどい	1～3歳児とその保護者 8組	6/25 18人 7/ 2 12人 7/16 8人 8/ 6 13人 9/10 中止 9/24 8人 10/15 11人 10/29 8人 11/ 5 8人 11/26 12人	子育てにおける家庭の働き、あり方や子供の発達に必要な事柄を親子遊びを通して学習した。 また、幼児が点在し少ない弥富地区において、子供と保護者双方の交流の場とした。 6/25:折り紙であそぼう 7/ 2:小麦粉粘土であそぼう 7/16:新聞紙であそぼう 8/ 6:水あそびをしよう 9/10:いっぱい体を動かそう 9/24:絵の具であそぼう 10/15:お出かけバッグをつくろう 10/29:秋の散策をしよう 11/ 5:弥富ミニ運動会 11/26:ロケットを作っであそぼう
青少年教育	弥富剣道教室	小学生 20人	5月～ 2月 38回 11人	弥富地区に伝わる千葉県指定無形文化財「立身流」の次代継承と剣道の稽古を通して、児童・生徒の心身の鍛錬と健全育成及び異年齢交流を図るとともに郷土愛を育んだ。
	プログラムってなあに？ ボードゲームとパソコン でプログラムの世界を体験しよう	4年生以上の 弥富小学校児童 5人	8/ 5 5人 8/ 6 5人 8/ 7 5人	2020年の小学校でのプログラミング教育必修化に先駆け、プログラミング思考に関心を持つための学習した。
	星空観察会	小学生と保護者 30組	9/28 35人 10/12 中止 12/14 18人 12/21 22人	弥富地区の豊かな自然の中で星空を観察することで自然科学への興味を育んだ。また、志津公民館との合同事業とすることにより、参加者間の地域交流を図った。
	クリスマスコンサート	小中学生・一般 50人	12/25 62人	音楽を家族で楽しみ、演奏者と参加者の距離を近づけた舞台を設定することにより音楽や楽器演奏に興味を持つ機会を作った。
	佐倉っ子塾 「なんでも体験弥富塾」	弥富小学校児童 40人	6/29 中止 7/27 19人 7/30 49人 8/ 2 13人 9/ 7 4人 11/ 9 20人 12/14 14人 1/11 15人 1/25 14人 2/22 12人	自然体験や工作、料理など様々な体験を通じて子供たちの創造性や協調性、豊かな心を育んだ。 6/29 グラウンドゴルフ 7/27 かんたん手作りおやつづくり 7/30 バス見学Ⅰ(東京タワー・本所防災館) 8/ 2 才能発見!? 絵画教室 9/ 7 家族みんなでヨガ体験 11/ 9 チャレンジクッキング 12/14 オリジナル連凧をつくろう 1/11 お餅をついて成木をつくろう 1/25 竹馬に挑戦しよう 2/22 バス見学Ⅱ (そなエリア・リスーピア)
成人教育	グラウンドゴルフ	弥富地区の住民	6/29 中止	児童から高齢者まで幅広い世代が一緒にプレーできるグラウンドゴルフを通して、異世代間の交流と地区住民の健康増進を図る。
	健康づくり講座	弥富地区の成人 10人	2/21 7人 2/28 中止 3/ 6 中止	日常生活に必要な基礎体力を維持するための運動方法を学ぶことにより健康増進を図った。
佐倉学	明寿大学 歴史講座	成人 20人	10/17 21人 11/ 7 17人	高齢者から現役世代成人を対象に地域の伝統・文化・歴史について学び、伝えていく連続講座を開催した。
	佐倉学体験講座 「くらしの講座」 ・バス研修 ・太巻き祭り寿司 ・布ぞうり作り など	弥富地区の成人 8～40人	6/27 45人 7/14 10人 3/12 中止 3/17 中止 3/19 中止 3/24 中止 3/27 中止	弥富地区で継承されてきた生活文化等を次代に伝えると共に世代間を越えた交流を図り、地域に対する郷土愛を育んだ。また、地域人材の活用・育成を図った。 6/27 バス研修Ⅰ(ムーミンバレーパーク) 7/14 刃物研ぎ教室 3/12 太巻き祭り寿司(初級者編) 3/17 布ぞうりづくりⅠ 3/19 バス研修Ⅱ(築地・ANA機体工場) 3/24 布ぞうりづくりⅡ 3/27 太巻き祭り寿司(指導者養成編)
成人教育	コミュニティー事業 さくら学び塾 「クラフトバンド手芸」	市内の成人 8人	11/19 2人 11/26 2人 12/ 3 1人 12/10 2人 1/21 2人	さくら学び塾(学びあい講座)として、市民公募による講師の企画に基づき開設する。再生紙でできている環境にやさしい素材「クラフトバンド」を使ってかごを作った。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
広報事業	公民館だより	弥富地区全戸	5/14 700部 12/13 700部 2/ 4 700部	公民館事業の案内、募集、弥富地区及び市全体、市内他地区の情報提供等を行った。
団体育成	ふるさと弥富を愛する会	弥富地区の住民	通年	ふるさと弥富を愛する会への協力を通じて活動を支援した。
	弥富地区青少年健全育成住民会議	弥富地区の住民	1/19 52人	青少年健全育成住民会議主催の地区グラウンドゴルフ大会の開催の協力等を通じて活動を支援した。
図書	図書の貸出・返却	幼児～成人	通年	佐倉市立図書館の協力による図書コーナーの充実、図書の貸出・返却を行った。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
家庭教育	親子で遊ぼう ぽっぽちゃんくらぶ	2・3歳児と保護者 30組 (15組×2コース)	【前期】 9組18人 5/ 9 8組16人 5/16 9組18人 5/23 5組10人 5/30 7組14人 6/ 1 6組18人 6/ 6 8組16人 6/13 5組10人 6/20 6組12人 6/27 7組14人 6/30 9組31人 7/ 4 5組10人 【後期】 13組26人 9/26 10組20人 10/ 3 11組22人 10/10 9組18人 10/17 9組18人 10/19 6組21人 10/31 6組12人 11/14 8組16人 11/21 10組20人 11/28 11組22人 11/30 5組19人 12/ 5 10組20人	全12回の講座の前半6回は、親子で一緒に絵本・手遊び・工作等を楽しみ、後半6回は体操を中心に行い、幼児の様々な発達を促した。 また、家族の参観日を前期後期それぞれ2回設け、保護者だけでなく、家族ぐるみの交流も図っている。
	親子体験教室 美しいハーブの 寄せ植え体験	4歳～小学生と 保護者 15組	5/25 2組5人	体験活動を通じて、親子の交流を深めるとともに知識等を習得することを目的に開催。佐倉ハーブ園と連携して、親子でハーブの寄せ植え(鉢植え)を行った。
	ちば探訪	小学生と保護者 15組	7/31 8組18人	ちばをテーマに、自然や史跡、文化等を親子で訪ねて学ぶ。郷土を再発見することにより郷土愛を高める。醤油の歴史や発酵・醸造の仕組みなど、野田のまちを訪ねて学んだ。
	こども工房	家族とつくる クリスマス木工 クラフト こどもと家族8組  家族とつくる 春のまつりずし 小学生と家族5組	12/15 大人 6人 こども 6人  3/ 1 中止	こどもとその家族で行うワークショップを通じて豊かな心を育むプロセスと時間を提供し、家庭の教育力の向上を図った。
青少年教育	根郷防災キャンプ	根郷・寺崎・山王小 学5・6年生30人	7/14～ 7/15 〔1泊2日〕 17人 ボランティア 中学生 6人 高校生 2人	自然災害に対する知識や災害時の対応について意識や関心を高めるため、根郷公民館を避難所に想定した体験的な防災教育(生活スペース作り・ボランティア等によるレクリエーション・地震体験等)を行った。また、異年齢の子どもたちが親元を離れ、共同生活を体験することで、自主性・協調性などを高め、生きる力を育んだ。
	子ども体験講座	おもしろ 科学実験隊 小学4～6年生16人	8/24 4人 9/ 7 8人	液体窒素や偏光フィルムを使った、理科に親しむ実験を行った。
		絵画教室 小学3～6年生15人	7/26 15人	「指で描こう」をテーマに紙粘土を絵画材料とした作品を制作した。
	クリスマス コンサート	小学生 60人 一般も参加可	12/22 58人	音楽鑑賞等を通じ、次世代を担う子どもの情操教育に資する。根郷地区で活動を行っている佐倉ウィンド・アンサンブルによるコンサートを行い、音楽に親しむ機会を提供した。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
青少年教育	佐倉っ子塾共通講座 夏休み子ども 水辺探検ツアー	小学生 20人	7/24 17人	生活環境課と共催。印旛沼等の自然環境やその他の自然体験学習により、環境への意識を育んだ。
	根郷寿大学	60歳以上 130人	5/17 122人 6/19 109人 7/19 117人 8/16 115人 9/20 113人 10/16 84人 11/15 101人 12/20 116人 1/17 113人 2/21 106人 3/19 中止	教養の向上と社会参加の推進を目的とし、郷土の歴史や文化、健康づくり、社会現象等 幅広い分野を学んだ。また、受講者同士の交流も図った。 5月：開講式とオリエンテーション 6月：生活習慣病予防講座 7月：映画講座～もっと映画を見なさい～ 8月：佐倉の伝説を採録した『たんたん山』と松裏善亮 9月：佐倉藩校「成徳書院」のあゆみ（講師＝受講生） 10月：社会見学（NHK、都庁、東京タワー） 11月：生き方が見えてくるナガシマ学 12月：のぼそう！健康寿命 1月：消費者トラブルあれこれ 2月：これからの地域コミュニティに何が必要か 3月：中止
	(市民公開講座) 生活習慣病予防講座	成人 20人	6/19 9人	みつば脳神経クリニックの院長を講師に、生活習慣病予防のため、日常生活の中で実践できる予防法を学んだ。
成人教育	(市民公開講座) 佐倉学リレー講座 佐倉の伝説を採録した『たんたん山』と松裏善亮	成人 20人	8/16 15人	市史編さん委員会委員を講師に、佐倉学リレー講座として実施した。 『たんたん山』をはじめとする佐倉の伝説を採録した書物と、『たんたん山』の著者である松裏善亮について学んだ。
	シニア向け初めてのスマートフォン教室	60歳以上 20人	7/24 15人	スマートフォンを、安心・安全に使うには、どうしたらよいか。KDDI(株)社員を講師に、理解を深めた。
	ハンギングバスケット講座	成人 10人	12/17 10人	季節を彩る花を使って、植物や機材の知識を習得しながらハンギングバスケットを制作した。
	シニア向け健康づくり講座	成人 30人	10/ 9 26人 10/16 24人 10/23 18人 10/30 25人	健康の維持増進を図り、生活習慣病予防を目的として、日常生活の中で簡単にできる有酸素運動等を中心に健康体操を実践した。
	パソコン広場	成人 午前・午後各10人	4/14 2人 5/12 13人 6/ 9 12人 7/14 中止 8/11 5人 9/ 8 16人 10/13 中止 11/10 11人 12/ 8 12人 1/12 11人 2/ 9 17人 3/ 8 中止	パソコンボランティアを配置し、パソコン初心者に持ち込みパソコンの操作等に関する疑問を解決する場を提供した。
	珈琲学入門講座	成人 10人	10/19 10人	珈琲の基礎知識、文化と歴史、珈琲豆の選び方、抽出技術等を学び、珈琲の持つ魅力を再発見する。産地の異なる4種の珈琲を学んだ。
	お気に入りの布で作る来年の手帳カバー	成人 10人	10/ 5 10人	お気に入りの布を持参してもらい、自分だけの手帳カバー作りを実施した。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
成人教育	園芸教室	基礎講座 成人 各30人	園芸基礎講座 5/17 16人 7/16 19人	根郷地区にある佐倉ハーブ園と連携し、園長を講師に、「栽培の基礎」と、「楽しみ方と管理」をテーマに学んだ。
		体験講座 成人 各20人	春のハーブ寄せ植え体験教室 5/24午前 19人 5/24午後 18人 5/25午前 8人	根郷地区にある佐倉ハーブ園と連携し、園長を講師に、ハーブの寄せ植え体験とハーブ園散策を行った。
			夏のハーブ園散策（ブルーベリー摘み） 7/25 12人 7/26 6人	根郷地区にある佐倉ハーブ園と連携し、園長を講師に、ブルーベリーの育て方やハーブ等についての講義、ハーブ園散策、ブルーベリーの摘み取り体験を行った。
			コニファーで作る素敵なクリスマスディッシュガーデン 11/22 14人 11/23 9人	根郷地区にある佐倉ハーブ園と連携し、園長を講師に、コニファーを使ったクリスマスディッシュガーデンを作った。
			初夏まで楽しめる寄せ植えの体験 3/20 中止 3/21 中止	根郷地区にある佐倉ハーブ園と連携し、園長を講師に、初夏まで楽しめる寄せ植えの体験を行う。
佐倉学	佐倉学入門講座	印旛沼龍神伝説を訪ねて 成人 40人	印旛沼龍神伝説を訪ねて 3/12 中止	印旛沼の龍神伝説にまつわる龍角寺、竜腹寺、龍尾寺を訪ね、郷土を再発見することにより郷土愛を育む。
		根郷ふるさと探訪 成人 各20人	春の野草観察会 4/13 21人	根郷地区を散策しながら、春の野草を観察し自然に親しむ。
			秋の野草観察会 10/26 9人	根郷地区を散策しながら、秋の野草を観察し自然に親しむ。
		寺崎散策 11/ 8 16人	根郷をテーマに学び、自然や史跡、習俗行事等を訪ね、郷土を再発見することにより郷土愛を高めた。	
	佐倉学体験講座 伝統の根郷産 こんにやく作り体験	成人 20人	11/19 17人	体験型・参加型の講座。地域住民の協力を得て実施する。講座を通じて地域住民同士の交流を図る。地元根郷地区の食材を使用してこんにやく作りを行った。
コミュニティ事業	さくら学び塾（学びあい講座） 老いを超える「和みの生き方」～心の習慣・和食の智慧～	60歳以上 20人	11/13 24人 12/11 19人 1/ 8 20人 2/12 13人	市民公募による講師の企画に基づき開設。「自分の体は自分で守る」をテーマに日々を穏やかに過ごす心の持ち方、幸せに生きる智慧や体に良い和食の智慧を学んだ。
団体育成	根郷地区社会教育関係団体への支援	該当団体	通年	「根郷地区青少年育成住民会議」、「南部地区子ども会育成会連絡協議会」及び各種団体の活動の支援を行った。
	定期利用者懇談会	利用団体代表者	5/ 7 48人	公民館活動や利用等について理解を深めるとともに、利用団体からの意見、要望を伺った。
	調理室利用者懇談会	利用団体代表者	2/ 6 25人	調理室美化を保つため、整理整頓作業を実施するとともに、利用団体からの意見、要望を伺った。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
広報	根郷公民館だより	根郷地区の各世帯及び事業所	4/15 9,300部 9/15 9,300部	公民館の主催事業、利用団体の活動、地区の情報などを掲載した館報を発行した。
図書	図書の貸出・返却	幼児～成人	貸出人数 490人 貸出数 1,117冊 返却数 3,516冊	佐倉市立図書館と連携し、図書の貸出、返却の受付を行っている。
その他	卓球室開放	幼児～成人	4/ 7 6人 5/ 5 14人 6/ 2 13人 7/ 7 8人 8/ 4 12人 9/ 1 12人 10/ 6 7人 11/ 3 11人 12/ 1 12人 1/ 5 10人 2/ 2 12人 3/ 1 中止	家族や友人らと気軽にスポーツ（卓球）を楽しむ場を提供した。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
家庭教育	お母さんと遊ぼう ぼっぼちゃんのお家へいこう	2歳児 と保護者 18組	5月～12月 12回 6/14 14人 6/21 12人 7/ 5 10人 7/12 12人 9/ 6 14人 9/20 10人 10/11 10人 10/27 12人 11/15 6人 11/22 10人 12/ 6 12人 12/13 16人	親子遊びを通して、子どもの成長を見守り、子どもと親が共に成長する「育自」を体験する講座。親同士の交流を図り、地域の中で、子育てを考える。 6/14:開講式、工夫してあ・そ・ぼ 6/21:おにぎり持って遠足に行こう 7/ 5:七夕イベント・笹の葉に飾り付け 7/12:新聞紙のプールで泳いじゃおう 9/ 6:手作りおもちゃで魚釣り 9/20:遠足に持ってく手提げバックを作ろう 10/11:大型バスで遠足に出発！ 草ぶえの丘でおいもほり 10/27:おうちの人もみんなと一緒にロケットを飛ばそう 11/15:手でペタペタ絵の具で遊ぼう 11/22:ボールを使ってよーいドン 12/ 6:息をあわせて！パラバルーン 12/13:みんなで作ろうお楽しみクリスマス会
	笑顔で子育て応援講座	子どもと保護者	7月～ 3月 2回 7/20 20人 3/ 7 中止	子どもが健全に育つための親子で参加できる体験学習講座を行い、親子のふれあいを図る。 7/20:ねん土で作ろう！ちょ金箱 3/ 7:皮から餃子を作ってみよう
青少年教育	志津子ども教室	小学生	5月～12月 全17回 5/11 32人 6/29 20人 6/30 20人 7/25 18人 7/27 19人 7/28 19人 8/ 5 20人 8/ 5 19人 8/ 9 19人 8/10 19人 9/28 18人 10/ 5 19人 10/12 中止 12/ 7 19人 12/14 8人 12/21 32人 12/21 12人	体験や学習を通じて、子どもたちの「つくる楽しさ」「わかる喜び」「できる自信」を育む。 5/11:発見！種の不思議 6/29:うどんをこねて作りたてを食べよう！ 6/30:浴衣にぴったりのちりめん髪飾りを作ろう！ 7/25:本を選んで読書感想文を書こう！① 7/27:カップケーキとタピオカ入りアイスココアを作ろう 7/28:キラキラ★水の万華鏡を作ろう 8/ 5:おいしいおし寿司を作ろう 8/ 5:ドキドキ縄文体験！勾玉を作ろう 8/ 9:本を選んで読書感想文を書こう！② 8/10:科学の力でアイスクリームを作ろう 9/28:星空観察（座学） 10/ 5:電気の力でパンを作ろう！ 10/12:星空観察（観察）雨天中止 12/ 7:米粉のクリームシチューを作ろう 12/14:星空観察（座学）雨天の為 12/21:志津地区に伝わる伝統の辻ぎり作り親子体験 12/21:星空観察（座学）
	下志津小学校通学合宿	志津地区の 小学校 4年生～6年生 15人	11月 〔3泊4日〕 11/ 4～11/ 7	異年齢の子どもたちが親元を離れ、共同生活を体験することで自主性・協調性を高め、生きる力を育む。 千葉県立佐倉西高等学校にて実施
	ちょこボラ (公民館でちょこっとボランティア)	中学生 高校生	通年 中学生2人 高校生29人	青少年が職場体験学習をすることで、地域の人とのふれあいや公民館で働く職員と接することを通して、社会的自立や豊かな人間性を育むことを期待する。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
成人教育 しづ市民大学	しづ学入門	成人 44人	5月～2月 19回 土曜日 開講式・記念講演 5/25 学習発表・閉講式 2/22 講座 6/ 1～2/ 8	郷土の歴史・文化・自然などについて学び、自らの学び経験をとおして地域社会の活性化に貢献し、心豊かで住みよい生活と地域の実現を図る。 平均年齢：72.1
	健康とくらし	成人 40人	5月～2月 19回 火曜日 開講式・記念講演 5/25 学習発表・閉講式 2/22 講座 6/ 4～2/ 4	地域の一人ひとりが自らの生活を見直し、心身ともに豊かで充実した人生を送るため、様々な情報を学び地域に還元することを図る。 平均年齢：73.2
	趣味道楽入門	成人 45人	5月～2月 19回 木曜日 開講式・記念講演 5/25 学習発表・閉講式 2/22 講座 6/13～2/ 6	空いている時間を有効活用する手段を学びながら、協働しつつ歩んでいける仲間づくりと、学んだことを地域に還元することができる人材育成を図る。 平均年齢：71.9
	おやじの食事学	成人男性 25人	5月～2月 19回 土曜日 開講式・記念講演 5/25 学習発表・閉講式 2/22 講座 6/ 1～2/ 8	食生活の大切さや和食を基礎とした食事づくりの楽しさを体験しながら、地域の中で仲間づくりと地域で活躍するきっかけをつくる。 平均年齢：71.4
	特別講座 (公開講演会)	成人 30人	8月～2月 4回 8/31 323人 11/ 9 15人 12/ 3 12人 12/12 6人	しづ市民大学の講座や合同講演会を市民にも公開し、だれもが参加できる講座を開催する。 8/31:(合)上杉謙信の臼井城攻めについて 11/ 9:(し)井野長割遺跡について学ぶ 12/ 3:(健)高齢社会と人権 12/12:(趣)ヨーガ・呼吸法を体験してみよう
	佐倉学入門講座 「井野長割遺跡を学ぶ」	成人 30人	11月～2月 4回 11/12 23人 11/20 18人 11/27 20人 12/ 4 21人	井野長割遺跡を題材に、縄文時代の志津地区について知識を深め、地域の遺跡を学ぶことで、郷土愛や歴史文化への意識を高める。 11/12:考古学入門・佐倉の縄文時代 11/20:井野長割遺跡とは・遺跡概要紹介 11/27:遺跡見学 12/ 4:遺跡の経緯と今後について

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
成人教育	佐倉学入門講座 「佐倉道を歩く」	成人 20人	10月～ 2月 5回 10/23 19人 10/30 19人 11/13 16人 11/20 17人 12/11 16人 12/18 18人 12/25 18人 1/15 20人 1/22 18人 2/ 5 20人	かつて佐倉城主が参勤交代で通行した「佐倉道」について、城下町佐倉や周辺地域の歴史も含めて理解を深める。 10/23:座学 10/30:座学 11/13:散策 (江戸川～中山) 11/20:散策 (東中山～大神宮下) 12/11:座学 12/18:散策 (大神宮下～船橋市郷土資料館) 12/25:散策 (八千代台～勝田台) 1/15:座学 1/22:散策 (勝田台～臼井) 2/ 5:散策 (臼井～佐倉城大手門)
	お正月準備講座～いつもと違う飾りつけで新しい年を迎えませんか～	成人 10人	12月 2回 12/ 5 人 12/21 人	新しい元号となって最初の正月。ありきたりの準備ではなく、飾りつけを一工夫し、新たな年を新鮮な気持ちで迎えられるようにする。 12/ 5:ハンギングバスケット 12/21:ミニ門松作り
成人教育	コミュニケーション事業 翹って素晴らしい～みそ・しょうゆ・さけの不思議～	成人 20人	10月～ 2月 5回 10/26 15人 11/30 13人 12/21 13人 1/18 12人 2/15 9人	さくら学び塾(学びあい講座)として、市民公募による講師の企画に基づき開設する。 発酵食品とそれらを生み出してきた日本人の感性や知恵を学ぶ。
団体育成	第46回志津公民館祭	公民館 利用サークル 92団体	10月〔3日間〕 10/18 639人 10/19 1090人 10/20 1105人	学習成果の発表や展示を通して、地域住民の交流と学習機会提供の場とする。
	志津公民館活動サークル・ふれセン発表会	公民館 利用サークル	6月〔2日間〕 6/ 8 622人 6/ 9 226人	学習成果の発表や展示を通して、地域住民の交流と学習機会提供の場とする。
	定期利用サークル運営研修会	公民館 利用サークル 代表者約120人	4月～ 5月 1回 4/26 152人	サークル活動の意義、運営のあり方を学び、自主性を高め地域活動につなげる。
	調理室利用サークル懇談会	調理室 利用サークル	6月・11月 2回 6/24 10人 11/25 18人	調理室の効果的な活用と適正な運営・衛生管理の向上を考え、懇談を通してサークル間の交流を図る。
	志津ジュニア・リーダーズ・クラブ(志津JLC)支援	1団体	通年 共催事業 12/ 1 63人	「志津JLC」が行う各種事業への援助を通じて、JLの養成を図る。子ども会等の交流を図る機会を設け、JLが活動する場とする。 12/ 1:クリスマス会
	志津地区社会教育関係団体への援助	該当団体	通年	志津地区青少年育成住民会議等の事業及び活動を支援する。
	公民館園芸ボランティア団体への支援	該当団体	通年	公民館における園芸・学習活動を支援する。
広報活動	公民館だより「しづ」の発行	志津地区各戸配布 市内主要施設配布	4/15・10/ 1・ 2/15 各23,000部発行	志津公民館事業の案内・情報などを提供し、公民館活動への理解と認識を深めるとともに、各事業の参加募集を行う。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
家庭教育	おはなし会	5歳～成人 30人	毎月1回 4/13 13人 5/25 20人 6/ 8 12人 7/ 6 11人 8/21 29人 9/14 13人 10/12 中止 11/ 9 10人 12/ 7 22人 1/11 8人 2/ 8 14人 3/14 中止	白井公民館図書室の読書活動推進事業。子どもたちにお話をする ことで、物語に親しませ、子どもと本を結び付けることを目的と して、素話、絵本の読み聞かせ、紙芝居、テーブル人形劇を組み 合わせ、幼児や小学校低学年の子供たちにも「物語の世界」を楽 しめるように実施した。  「こすずめのぼうけん」「ジオジオのかんむり」他 「ヤギとコオロギ」「どんなきぶん？(絵本)」他 「きつねのお客さま」「まほうのふで(紙芝居)」他 「どっこいしょ」「アリとキリギリス(紙芝居)」他 『こわーいおはなし会』『ようかいしりとり』他 「風の子ふうた」「まんじゅうととのさま」他 台風のため中止 「なぎくらべ」「かぜのかみと子ども」他 「こびとのくつや」「すてきな三人ぐみ」他 「にひきのよくばりこぐま」「いっすんぼうし」他 「ぼとんぼとんはなんのおと」「さるのてぶくる」他 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
	ストリートオルガン コンサート	幼児～成人 15人	毎月1回 4/13 17人 5/11 15人 6/15 25人 7/ 6 45人 8/ 4 8人 9/ 1 21人 10/20 32人 11/16 24人 12/ 7 65人 1/11 17人 2/15 12人 3/14 中止	市民音楽ホールが所有する3台のストリートオルガンによるミニコ ンサートを開催。鑑賞後には、演奏体験も行った(佐倉市民音楽 ホール共催事業)。  「アムステルダムのチューリップ」「春の声」他 「南国の薔薇」「カッコーワルツ」他 「風の結婚式」「魚釣りの少女」「結婚行進曲」他 「メロディア」「サマータイム」他 「ブラジル」「ロッテルダム旗」「カプリ島」他 「ストリートオルガン・ソング」「大きな古時計」他 「朝は一緒に踊って」「ドンキーセレナーデ」他 「デイジーベル」「ブレダのジョン」「汽車」他 「私はお城を買った」「クリスマスソング」他 「ミュージカルメドレー」「ラデツキー行進曲」他 「ロザムンデ」「パリの屋根の下」他 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
	スノードームを つくろう	幼児～小学生(低 学年)と保護者 10組	12/22 32人	クリスマスに向け、親子で一緒に楽しく手作りのスノードームを 作り上げる講座(初開催)。乳幼児は好きな部品を自分で選ぶ喜び を味わっていた。
青少年教育	水辺観察会 「夏休み子供水辺 探検ツアー」	小学校 4～6年生 20人	7/24 17人	観光船に乗って、印旛沼やそこに住む生き物の観察を行い、水質 や環境意識を考えるきっかけとなった。また、畔田谷津では生き 物の捕獲や観察を行い、自然を大切にすることを養った(生活環境 課共催事業)。
	バックステージ・ ツアー	小学生～成人 30人	8/ 4 32人	音楽ホールの普段見ることのできない舞台裏・奈落などの見学 と、催し物を陰で支える音響、照明などを操作体験し、舞台芸術 の仕事への理解を深めた(市民音楽ホール共催事業)。
	星空観測教室	小学生 15人	8/ 7 22人	理科教育への興味関心を深めることを目的とし、季節の星座の見 つけ方の紹介、天体望遠鏡による惑星等の観測を行うことで、星 空の世界に親しんでもらうことが出来た(佐倉草ぶえの丘共催事 業)。
	つまみ細工の髪かざ りづくり	小学生 10人 (1・2年生は 保護者同伴)	8/17 15人	日本の伝統工芸である「つまみ細工」を現代風にアレンジし、初 めての人でもできる、小さくてかわいいつまみ細工を作り、自ら が手作りする楽しさや喜びを体験した。
	小6理科実験室	小学校6年生 10人	8/ 5 11人	「エンピツを倒さず抜こう!」「本当に見てる?」「雲をつくろ う!」「あなたもこれで超能力者!」「上がり切れ、自分の力 で!」「遠くに転がした缶が…」と題し、学校ではなかなか行わ ない種類の実験や工作作業を通して「慣性の法則」「凝結核と露 店点」「浮力」などといった、中学校で学習する理科科学の原 理・法則について学習した。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
佐倉学	佐倉学入門講座 ちょっといいとこ見て歩き	成人 各日20人	4/16 16人 11/20 23人	「牡丹、藤の花咲く寺巡り」 春の見て歩きは、寺に咲く花を題材に実蔵院の牡丹、常楽寺の藤を見学し、宿内砦跡の春野草観察を実施した。 「紅葉の円応寺を訪ねて」 秋の見て歩きは、白井城址を經由し、白井八景ゆかりの円応寺の紅葉見学と本堂で二胡演奏、詩吟、詩舞を鑑賞した。
	佐倉学体験講座 「白井八景を巡るバスハイク」	成人 25人	10/10 26人	白井八景に詠まれた景観について、八景は白井（円応寺）からの視点で選ばれていることに着目し、円応寺の現地に始まり現在の西印旛沼の景観を周遊するバス見学講座を実施した。 ・白井公民館→円応寺→印旛沼公園（師戸）→宗像神社→徳性院（瀬戸）→サンセットヒルズ（飯野）→ふるさと広場（遠部）→光勝寺→白井公民館
	佐倉学専門講座 「白井八景と玄海～円応寺古文書からみえてくるもの～」	成人 20人	10/13 18人 10/22 17人 11/ 3 16人 11/15 23人 12/ 5 19人	「白井八景の作者」 「白井八景序文」 「円応寺古文書」 「玄海の境致」 「玄海が選定した円応寺の境致」
成人教育	新元号「令和」を語る	成人 30人	8/ 2 39人	はじめて日本の古典に由来する元号として注目された「令和」の意味を読み解き、出典元となった万葉集について学習した。
	脳が喜ぶ健康講座	成人 30人	1/15 18人	簡単な脳トレーニングを紹介し、手軽に実践できる物忘れ予防について学習した。
コミュニティ事業	コミュニティカレッジ さくら	18歳以上 1学年 30人 2学年 30人	1年次 28講座 30人 2年次 28講座 11人	5月～2月の金又は日曜、月2日程度。18日間実施 1年次：基礎講座 活力ある地域社会とするため、地域課題の発掘や、多種多様な人々が集う場での合意形成能力を培うと共に、家庭・家族との地域的役割、乳幼児や小中学生を取り巻く社会環境や課題等について学んだ。 2年次：実践講座 地域で主体的に課題解決に向けた実践活動を行うため、地域の各種資源（人材等）を活かした、様々な地域活動例、具体的な実践手法等、共に生き、支え合う地域づくりについて学んだ。
	さくら学び塾 「歌わない！西洋音楽探求」	成人 30人	11/ 2 26人 11/10 21人 12/ 1 19人 12/21 16人 1/26 14人	地域そのものや地域課題への関心を高める学習機会を提供することで「共に生き、支えあう」地域づくりに寄与する人材の育成を図る「学び合い講座」として、市民公募の講師により実施した。 「イタリアの歌めぐり」 「歌を感じるスペインの世界」 「フランスの歌めぐり」 「ドイツの歌の魅力」 「奥深き英語の歌の世界」
団体育成	白井地区子ども会育成会連絡協議会	加盟子ども会 6団体	4/19 15人 8/24 549人 9/29 348人 3/25 中止	単位子ども会の発展を願い、関係機関団体との連携を図りながら、各育成会同士の情報交換や育成者の研修を行う。 4/19 白井地区子供会育成会連絡協議会総会 8/24 「白井ふるさとにぎわい祭り」参加 9/29 佐倉中央交流フェスティバル 3/25 白井地区子連 卒業バスハイキング（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）
広報・展示	白井公民館だより	各公民館に配架 計300部発行	8/ 1 300部 3/ 1 300部	「コミュニティカレッジさくら開講・主催事業」など 「コミュニティカレッジさくら募集・抽選会」など
	まちづくり資料室展示 「特別展 白井八景と白井」	小学生～成人	通年 特別展 11/ 2～11/30	白井千代田地区に関する歴史や遺跡などについて理解と関心を深める資料展示を行なった。 白井八景の特別展を開催した。
	サークル展示活動支援	市内団体 16団体(市民文化祭2連盟)	通年	市内の美術サークル等に対して展示室を1週間単位で提供し、各種展示会を開催することで、地域文化の向上に寄与した。
図書	図書の貸出等	幼児～成人	通年	図書の貸出/返却受付/相談などを行い、市民の学習活動促進を図った。市民音楽ホール複合施設としての特殊性を活用し、楽譜・音楽関係図書の充実を図ることにより、特色ある図書室運営を行った。

資料5

佐倉市公民館運営審議会

令和2年度

# 公民館運営計画及び事業計画

佐倉市立中央公民館

佐倉市立和田公民館

佐倉市立弥富公民館

佐倉市立根郷公民館

佐倉市立志津公民館

佐倉市立臼井公民館

# 令和2年度公民館事業に向けて

## 【中央公民館運営計画】

### 新型コロナウイルス感染拡大防止

施設利用者等の健康と安全を最優先に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じていく。

感染状況に応じて、臨時休館や一部開館などを実施する。

開館中は、施設内の消毒を適宜実施、感染予防の啓発のほか、状況に応じて、部屋の定員や集団感染のリスクが高いとされている活動の利用を一部制限する。

市公共の集会施設合同で策定した『新型コロナウイルス感染症拡大防止の注意事項』及び『「集団感染拡大のリスクがあると考えられる活動」における施設利用の留意点』を当面の間適用していく。

### 運営方針

歴史のまち佐倉の生活・文化の向上と、ふるさと佐倉のまちづくりに携わる市民の連帯意識を高めるため、だれもが学習しやすい公民館、集会活動のよりどころとなる公民館、親睦を深める場となる公民館として生涯学習のねらいを達成すべく、社会教育活動の中心施設としてその役割を果たすことに努める。

### 努力目標

- 新型コロナウイルス感染拡大防止に努める。
- 利用者に対して、快い適切な対応をするように努める。
- より多くの人に利用してもらうよう施設設備の提供に工夫をすると共に、安全管理に努める。
- 社会状況の変化を踏まえ、次代を見据えた学級・講座の充実に努める。
- 公民館に関係する各種団体との連携を図り、活動の支援に努める。

### 施設利用

開館日・開館時間

月曜・祝日 9時～17時 火曜～日曜 9時～21時

※夜間利用の申込みが3日前まででない場合は17時まで

利用区分 ○1時間単位

休館日 ○第2・4月曜日 ○年末・年始 12月28日～1月4日

※4月～5月 休館、6月一部開館（行政関連利用）、7月開館

## ～ 事業実施に向けて 健康と安全を最優先に集団感染リスクを回避 ～

令和2年度の事業計画につきましては、令和元年度第3回公民館運営審議会において「令和2年度事業計画案」についてご審議をいただきましたが、今般の新型コロナウイルスの影響により、下表の線引き事業につきましては、中止いたしました。

今後、計画している事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のもと、みな様の健康と安全を最優先に、SNSの活用や集団感染リスクを回避する方策を工夫するなど、無理なく実施可能な事業を見極めながら実施してまいります。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
家庭教育	2・3歳児親子運動教室	2・3歳児と保護者 15組	2月 4回	マッサージ、視覚反射ゲーム、マット体操、手遊びなど、運動を通して幼児の健やかな体と豊かな感受性や好奇心を育む。
	家庭教育共通講座 「親子で食育講座」 (仮称)	小学生と親10組 ※多数時男性保護者 優先	2月 1回	親子で正しい「食」の知識を身につけ、「食」の楽しさ、大切さを学ぶ。また、父親の家事・育児参加を促すことにより、男女平等参画の推進と家庭教育の充実を図るため、男性保護者優先とする。
青少年教育	子どもゼミナール	小学5年生から 一般市民 25人	未定 3回	宇宙・環境・科学について専門の講師を招き少人数制のゼミ形式で学ぶ。
	<del>佐倉市・女子美術大学 連携協働事業 「JOSHIBIワークショップ」</del>	<del>小学生 20人</del>	<del>夏休み 1回</del>	<del>女子美術大学教員・学生の指導を受けながらアートを体験する。</del>
	<del>子どもの居場所作り</del>	<del>小学生</del>	<del>夏休み</del>	<del>公民館を利用しているサークルが小学生を対象に日頃の学習の成果を披露する。自主的な学習活動の楽しさを伝える。工作・華道・調理など。</del>
	<del>夏休み学習ルーム</del>	<del>小学生から 一般市民まで</del>	<del>7月下旬 ～ 8月中</del>	<del>夏休み期間中、談話コーナー等を自主学習の場として提供する。</del>
	<del>カブトムシを紙で つくろう！</del>	<del>小学4年生以上 20人</del>	<del>夏休み 1回</del>	<del>横写標本の作製をし、昆虫の生態等を学び、虫の住組みや、佐倉の自然環境に興味を持つきっかけとする。</del>
	<del>通学合宿</del>	<del>小学4～6年生</del>	<del>9月 3泊4日 (佐倉東小)</del>	<del>異年齢の子どもたちが親元を離れ、共同生活体験をすることにより、自主性・協調性などを高める。また、地域の住人との交流も図り、明るい地域づくりを期待する。</del>
	親子映画会	小学生・幼児と その保護者	未定	親子で映画を見ることで、楽しみながら映像文化に親しむ。
成人教育	地域づくり講座	成人 20人	11月 1回	地域人材による講習会を行ない、地域へのつながりと興味を深める。
	健康増進教室	成人 30人	10月～2月 2回	介護予防に関する心身の健康に必要な方法や、家庭における健康管理に資することを学ぶ。
佐倉学	佐倉学講座 「印旛沼」(仮称)	成人 50人	9月～12月 1回	佐倉の象徴として「印旛沼」を学び、かけがえのない豊かな自然環境を次の世代に伝えていくことの重要性を学ぶ
	佐倉学講座 「佐倉の歴史・城下町散策」(仮称)	成人 講座 100人 散策 各 20人	9月～3月 講座、散策	座学による佐倉の歴史と佐倉地区の史跡散策(初心者向け)を行う。
	佐倉学講座 「古今佐倉真佐子」 関連事業	成人 80人	未定 講座・散策	約300年前に書かれた「古今佐倉真佐子」から、当時の佐倉の様子や人々の生活、風習などを学び、郷土佐倉への関心と愛着を深める。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
	佐倉学講座 「佐倉と文化」	成人 90人	10月～3月 2回	佐倉を学ぶ身近な題材として、民話や伝説そして、小説・映画・写真などから郷土への理解を深めると共に、佐倉を学ぶ。
	印旛沼公開講座 (生活環境課共催事業)	成人 90人	11月～12月 3回	印旛沼環境基金が主催し、環境政策課との共催事業。佐倉市のシンボルでもある印旛沼の状況と自然環境と水の浄化について学ぶ。
成人教育	佐倉市民カレッジ	—第1学年		高齢化社会の中で、市民が健康で生きがいを持ち、地域と連携をもちながら、住みよいまちづくりを考え、実践をととした生涯学習の場とする。 「 <del>であい課程</del> 」では、主に一般教養科目を学ぶ。 その領域は、健康・家庭・生きがい・経済・佐倉の歴史・環境・市政・福祉・国際理解・仲間づくり等である。 「 <del>専攻課程</del> 」は、福祉・歴史・情報・元気の4分野に分かれて行う専門別学習コースであり、卒業後の実践活動に役立たせるために、体験学習、話し合い、発表等の学習方法を取り入れている。 —公開講座、ミニセミナー等を拡充し、一般への学習機会を提供する。
	《 <del>であい課程</del> 》	成人—100人	—5月～2月 —61回	
	第1学年 第2学年 2年間の学習コース	—第2学年		
	《 <del>専攻課程</del> 》	成人—76人	—5月～2月 —65回	
	第3学年 第4学年 2年間の学習コース (以下の4コース) あったか福祉コース ふるさと歴史コース さわやか情報コース ゆっくり元気コース	—第3学年		
		成人—87人	—5月～2月 —41回	
		—第4学年		
		成人—91人	—5月～2月 —43回	
団体育成	佐倉地区子ども会 育成会連絡協議会	加盟子ども会 なし	活動休止	子ども会の育成者を養成し、子ども会同士の交流を図る。佐倉市子ども会育成連盟主催の中央交流フェスティバル等に参加する。
	「佐倉民話を語るボランティア派遣事業」	幼児・児童・成人	随時	佐倉に伝わる民話を題材とした語りを行うグループ「さくらっ古」を市内小学校等に派遣し、民話や佐倉こどもかるたを通じて郷土愛を育む。
	中央公民館 利用グループ懇談会	利用団体代表者 約200団体	3月 1回	利用者団体の交流を図り、公民館活動のあり方について懇談する。
	調理室利用者懇談会	定期利用団体	12月 2回	調理室の効果的利用方法を考えるとともに、懇談を通して利用サークル間の交流を図る。
広報活動	中央公民館だより	佐倉地区	年2回 各500部	公民館の事業紹介や募集、地域の様々な情報を提供する。
	「なかま」	市民	毎月1回 —1,500部	一般市民から広く原稿を募集し、カレッジ生を中心とした編集委員会により編集・校正をする。
	ホームページ	市民	随時	中央公民館の主催事業等を掲載し、情報を提供する。
	SNS	市民	随時	中央公民館の活動や施設の情報を発信する。
視聴覚ライブラリー事業	16ミリ映写機点検事業	16ミリ映写機 保有施設	2月 1回	各施設所有の16ミリ映写機を、老朽化に伴う上映使用時のトラブル防止のため、一括して点検を行う。
	視聴覚機器貸出	登録団体	随時	視聴覚ライブラリー所有機材・教材の貸出 *16ミリフィルム462本、ビデオ教材1369本、DVD教材202本（ニーズと公益性に配慮して更新・購入予定）

# 令和2年度公民館事業に向けて

## 【和田公民館運営計画】

### 新型コロナウイルス感染拡大防止

施設利用者等の健康と安全を最優先に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じていく。

感染状況に応じて、臨時休館や一部開館などを実施する。

開館中は、施設内の消毒を適宜実施、感染予防の啓発のほか、状況に応じて、部屋の定員や集団感染のリスクが高いとされている活動の利用を一部制限する。

市公共の集会施設合同で策定した『新型コロナウイルス感染症拡大防止の注意事項』及び『「集団感染拡大のリスクがあると考えられる活動」における施設利用の留意点』を当面の間適用していく。

### 運営方針

地域の自然、歴史、文化、産業等の特性を生かしながら、地域課題や住民ニーズに即した学習機会を提供し、活力あるまちづくりを推進するとともに、今後の地域づくりを住民主体で行えるよう各種団体を支援することで、社会教育活動の拠点としてその役割をはたすことに努める。

### 努力目標

- 新型コロナウイルス感染拡大防止に努める。
- 使いやすく、親しみのある館の環境づくりに努める。
- 地域性を生かした社会教育内容の充実を図る。
- 公民館事業と地域団体活動等を結びつけていく事で、地域の活性化や地域の課題等に対応していくよう努める。

### 施設利用

#### 開館日・開館時間

原則として、9時から17時まで。火曜、金曜は21時まで、ただし、利用したい日の3日前までに、夜間利用予約が無い場合は、17時で閉館する。

#### 利用区分

- 1時間単位

#### 休館日

- 第2・4月曜日
- 年末・年始 12月28日～1月4日

※4月～5月 休館、6月一部開館（行政関連利用）、7月開館

～ 事業実施に向けて 健康と安全を最優先に集団感染リスクを回避 ～

令和2年度の事業計画につきましては、令和元年度第3回公民館運営審議会において「令和2年度事業計画案」についてご審議をいただきましたが、今般の新型コロナウイルスの影響により、下表の線引き事業につきましては、中止といたしました。

今後、計画している事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のもと、皆様の健康と安全を最優先に、3密を避け、集団感染リスクを回避する方策を工夫するなど、無理なく実施可能な事業を見極めながら実施してまいります。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
家庭教育	子育て教室	2・3歳児と保護者	8月～12月 5回	幼児期における重要な学習機会、遊びや育児の環境の場を提供するなかで、子育てに役立つ情報等も発信していく。また地区子育て支援サークルや弥富公民館等との共催を図ることで仲間づくり、コミュニケーションを深める機会とする。
	楽しく家庭教育講座	地区内の幼児及び小学生の保護者	前期・後期 各1回	子どもがよりよく育つために、家庭の役割や家族のあり方などを学習する。
青少年教育	剣道教室	地区の小学生 20人	5月～ 3月 40回	異年齢集団の中で、剣道をとおして心身の育成と社会人として必要な習慣を身につける。
	軽スポーツ大会	地区の小学生 20人	10月中旬 1回	地域の協力で各種軽スポーツを実施し、子どもの健全育成を図る。
	夏休みおもしろ体験教室	地区の小学生 20人	8月 1回	保護者と地域の協力により、子どもたちに共同生活体験の機会を提供し、子どもの自主性、協調性、社会性を高める。
	<del>夏休み子どもゼミナール</del>	<del>小学校5.6年生 15人</del>	<del>8月 1回</del>	<del>中央公民館主催による宇宙に係る少人数制のゼミ形式講座。8月の1回を共催により、和田地区において星空観察を行う。</del>
	子ども芸術鑑賞会	地区の小学生	8月 1回	おはなし会、映画鑑賞等の様々な機会を通して、心の成長を促し文化芸術の素晴らしさ・楽しさを知ってもらう。
佐倉学	佐倉っ子塾 料理教室	地区の小学生 各20人	10月～ 2月 3回	和田地区青少年育成住民会議と連携して、地区の小学生向けに、地域の食材を活かした料理教室を実施し、子どもの自立とふるさとへの愛着を深める。
	佐倉っ子塾 伝統文化体験教室	地区の小学生 各15人	年2回	創造力をはぐくむ講座。（手工芸、凧作りなど、身近で親しみやすい伝統文化の体験学習を予定）
成人教	佐倉学体験講座 ふるさと味工房	市内の成人 各15人	9月～ 2月 4回	地域の伝統的食材を活かして地域間交流を図るとともに食文化の伝承を図る。【太巻き祭り寿司、和田の新鮮野菜料理（大和芋）、こんにやくづくり体験】
	佐倉学講座 地域学	市内の成人 20人	8月～ 2月 5回	地域住民の協力を得ながら、和田地区の歴史・自然・生活・民俗等を学び、実際に体験し、豊かな自然を体感することにより、郷土に対する関心を高め、魅力を再発見する。

領域	事業名		対象	期間・回数	内容
育	和田市民大学	手芸教室	60歳以上の地区の成人 10人	7月～3月 9回	手芸を通して親睦交流を深め、生き甲斐づくりを図る。また受講生により、再利用を通じて物を大切にする心を子どもたちに指導する。
		和田工芸講座	市内の成人 10人	年4回	和田の特色ある工芸である「はたおり」「陶芸」「わら工芸」等の講座
	和田市民大学	地区交流会	地区の成人 40人程度	3月 1回	地区の高齢者をはじめ多様な世代が、地域交流を通して心身ともに健康に過ごせるよう、和田地区交流バス見学会を実施する。
成人教育		和田地区防災講習会	地区の成人 50人程度	1月下旬 1回	地域づくりの実践現場で役立つ防災や防犯について実践的な講習、訓練等を行う。
		合同研修会	地区内の住民団体	12月上旬 1回	人口減少・少子高齢化などの地域課題などに対応するため行う研修会
団体育成		団体育成事業	和田小PTA民俗資料収集委員会・和田はたおり保存会・和田地区青少年育成住民会議等	通年	地域の社会教育団体、住民団体等が円滑に活動できるよう、協力援助する。
広報展示活動	公民館だより発行		和田地区全世帯	年4回程度	公民館情報や地域情報を和田地区全世帯に配布する。(各700部)
	歴史民俗資料室	展示	一般	通年	和田ふるさと館歴史民俗資料室の展示
		見学	市内小学校・一般団体等	通年	市内小学校の社会科見学の際に解説を行う。
図書	図書貸し出し	一般	通年	公民館図書コーナーの図書提供のほか、市立図書館と連携しリクエスト図書の提供を実施する。	

# 令和2年度公民館事業に向けて

## 【弥富公民館運営計画】

### 新型コロナウイルス感染拡大防止

施設利用者等の健康と安全を最優先に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じていく。

感染状況に応じて、臨時休館や一部開館などを実施する。

開館中は、施設内の消毒を適宜実施、感染予防の啓発のほか、状況に応じて、部屋の定員や集団感染のリスクが高いとされている活動の利用を一部制限する。

市公共の集会施設合同で策定した『新型コロナウイルス感染症拡大防止の注意事項』及び『「集団感染拡大のリスクがあると考えられる活動」における施設利用の留意点』を当面の間適用していく。

### 運営方針

地域の魅力、歴史、伝承文化等の特性を生かしながら、地域課題や住民のニーズに即した学習機会を提供し、元気の出るまちづくりにつながる生涯学習を実施するとともに、心豊かで活力に満ちた人づくりと、地域づくりの推進に努める。

### 努力目標

- 新型コロナウイルス感染拡大防止に努める。
- 地域の実情に即した学級・講座の充実を図る。
- 地域住民が気軽に足を運び、利用できるような公民館となるように努める。
- 小学校・幼稚園の保護者との連携を密に保つ。
- 地域で活動している諸団体と協力体制を強化し、相互の活動が活発化するように図る。
- 公民館施設が有効利用されるよう努める。

### 施設利用

開館日・開館時間

日曜・月曜・祝日 9時～17時 火曜～土曜 9時～21時

※夜間利用の申込みが3日前までにない場合は17時まで

利用区分 ○1時間単位

休館日 ○第2・4月曜日 ○年末・年始 12月28日～1月4日

※4月～5月 休館、6月一部開館（行政関連利用）、7月開館

～ 事業実施に向けて 健康と安全を最優先に集団感染リスクを回避 ～

令和2年度の事業計画につきましては、令和元年度第3回公民館運営審議会において「令和2年度事業計画案」についてご審議をいただきましたが、今般の新型コロナウイルスの影響により、時期・規模・内容等を変更し、実施する予定です。

今後、計画している事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のもと、皆様の健康と安全を最優先に、集団感染リスクを回避する方策を工夫するなど、無理なく実施可能な事業を見極めながら実施してまいります。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
家庭教育	親子遊びのつどい	1～3歳児と保護者 8組	10月～12月 5回	子育てにおける家庭の働き、あり方や子供の発達に必要な事柄を親子遊びを通して学習する。また、幼児が点在し少ない弥富地区において子供と保護者双方の交流の場とする。
青少年教育	佐倉っ子塾 弥富剣道教室	小学生 20人	通年	剣道の稽古を通じて児童・生徒の心身の鍛練及び千葉県指定無形文化財「立身流」を学習をする。
	プログラミング体験	弥富小学校児童 5人	未定	2020年に全面実施となる小学校でのプログラミング必修化を受け、プログラミング思考に関心を持つための学習をする。
	星空観察会	小学生と保護者	未定	弥富地区の豊かな自然の中で星空を観察することで科学への興味を育む。
	クリスマスコンサート	未就学児～一般 50人	12月 1回	音楽を家族で楽しみ、演奏者と参加者の距離を近づけた舞台を設定することにより、音楽や楽器演奏に興味を持つ機会を作る。
	佐倉っ子塾 「なんでも体験弥富塾」	弥富小学校児童 40人	10月～2月 4回	自然体験や工作、料理など様々な体験を通じて子供たちの創造性や協調性、豊かな心を育む。
成人教育	グラウンドゴルフ	弥富地区の住民 40人	未定	児童から高齢者まで一緒にプレーできるグラウンドゴルフを通して、地区住民の健康増進と異世代間の交流を図る。
	地域防災講座	弥富地区の住民 40人	10月～2月 1回	地域の防災力向上を目指して実践的な講習、訓練等を行う。
	刃物研ぎ教室	弥富地区の成人 12人	未定	失われつつある研ぎの文化を学び、道具を大切にしている心を深める。
	健康づくり講座	弥富地区の成人 12人	10月～12月 4回	日常生活に必要な基礎体力を維持するための運動方法を学ぶことにより健康増進を図る。
	佐倉学	佐倉学入門講座 明寿大学 歴史講座	市内の成人 20人	10月～2月 2回
佐倉学入門講座 「弥富を歩く」		市内の成人 15人	10月～1月 1回	弥富地区に残る歴史・民俗等について学び、地域への理解を深める。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
	佐倉学体験講座 「くらしの講座」 ・バス研修 ・太巻き祭り寿司 ・布ぞうりづくり	弥富地区の成人 8～50人	10月～3月 5回	弥富地区で継承されてきた生活文化等を次代に伝えるとともに、世代間を越えた交流を図り、地域に対する郷土愛を育む。また、地域人材の活用・育成を図る。
広報事業	公民館だより	弥富地区全世帯	年3回 約700部	公民館事業の案内、募集、弥富地区及び市全体、市内他地区の情報提供等を行う。
団体育成	地域団体支援	弥富地区の住民	通年	地域まちづくり事業実施団体（ふるさと弥富を愛する会）・弥富地区社会福祉協議会・青少年相談員・弥富地区青少年健全育成住民会議の活動へ対する協力を通じて支援を行う。
図書	図書の貸出・返却	幼児～成人	通年	佐倉市立図書館の協力で蔵書整備し、図書の充実・貸出返却を行う。

# 令和2年度公民館事業に向けて

## 【根郷公民館運営計画】

### 新型コロナウイルス感染拡大防止

施設利用者等の健康と安全を最優先に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じていく。

感染状況に応じて、臨時休館や一部開館などを実施する。

開館中は、施設内の消毒を適宜実施、感染予防の啓発のほか、状況に応じて、部屋の定員や集団感染のリスクが高いとされている活動の利用を一部制限する。

市公共の集会施設合同で策定した『新型コロナウイルス感染症拡大防止の注意事項』及び『「集団感染拡大のリスクがあると考えられる活動」における施設利用の留意点』を当面の間適用していく。

### 運営方針

佐倉教育ビジョンを基本として、根郷地区の特性を活かし、住民の生涯学習及び各種地域活動の場として中心的な役割を果たす施設となるように努める。

### 努力目標

- 新型コロナウイルス感染拡大防止に努める。
- より多くの人に利用してもらえる施設となるよう、施設設備の提供等に工夫をこらすとともに、利用者に好感を持たれる対応に努める。
- 幅広い年齢層の幅広い要望に応え、時代のニーズに応じた多様な事業を展開する。
- 地域の社会資源を活用するため、また、郷土意識の高揚のための橋渡し役となるように努める。
- 地域に根ざした社会問題への関心の喚起に努める。
- 公民館に関係する各種団体と連携を密にし、活動の支援に努める。

### 施設利用

開館日・開館時間

日曜・月曜・火曜・祝日 9時～17時

水曜～土曜 9時～21時

※17時以降の施設利用がない場合は17時まで

利用区分

○ 1時間単位

休館日

○ 第2・4月曜日

○ 年末・年始 12月28日～1月4日

※ 4～5月 休館、6月一部再開（行政関連利用）、7月開館

～ 事業実施に向けて 健康と安全を最優先に集団感染リスクを回避 ～

令和2年度の事業計画につきましては、令和元年度第3回公民館運営審議会において「令和2年度事業計画案」についてご審議をいただきましたが、今般の新型コロナウイルスの影響により、下表の線引き事業につきましては、中止といたしました。

今後、計画している事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のもと、皆様の健康と安全を最優先に、3密を避け、集団感染リスクを回避する方策を工夫するなど、無理なく実施可能な事業を見極めながら実施してまいります。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
家庭教育	親子で遊ぼう ぽっぽちゃんくらぶ	2・3歳児と保護者 30組 (15組×2コース)	<del>【前期】</del> <del>5/14～7/2</del> <del>【後期】</del> 9月～11月 〔各10回〕	親子で一緒に運動や絵本・手遊び・工作等を楽しみ、幼児の様々な発達を促す。 また、家族の参加日を前期後期それぞれ2回設け、保護者だけでなく、家族ぐるみの交流も図る。
	<del>親子体験教室</del>	<del>4歳～小学生及び保護者 各10組</del>	<del>5月～12月 2～4回</del>	<del>さまざまな体験活動を通じて、親子の交流を図る。 ・寄せ植え体験等</del>
	<del>ちば探訪</del>	<del>小学生と保護者 10組</del>	<del>7月 1回</del>	<del>ちばをテーマに、自然や史跡、文化等を親子で訪ねて学ぶ。郷土を再発見することにより郷土愛を高める。</del>
	こども工房	こどもと家族 10組	12月～3月 2回	子どもとその家族で行うワークショップを通じて、豊かな心を育むプロセスと時間を提供する。家庭の教育力の向上を図る。
青少年教育	<del>根郷公民館 防災キャンプ</del>	<del>根郷・寺崎・山王小学校の児童 30人</del>	<del>7/11・12 (1泊2日)</del>	<del>自然災害に対する知識や災害時の対応について意識や関心を高めるため、根郷公民館を避難所に想定した体験的な防災教育を行う。また、異年齢の子どもたちが親元を離れ、共同生活を体験することで、自主性・協調性などを高め、生きる力を育む。</del>
	子ども体験講座	おもしろ科学： 小学4年～6年 16人  絵画教室： 小学3年～6年 15人	12月～2月 3回  7月～8月 1回	体験型事業として、「おもしろ科学実験隊」(3回)、「絵画教室」を開催し、子どものやる気や自主性・協調性等を養う。
佐倉学	佐倉っ子塾共通講座 「夏休み子ども水辺探検ツアー」	小学生 20人	7/28 1回 予7/30	生活環境課と共催。印旛沼等の自然環境やその他の自然体験学習により、環境への意識を育む。
根郷寿大学	根郷寿大学	60歳以上 130人	5月～3月 11回	郷土の歴史や文化、健康づくり、社会現象等の幅広い分野を学び、教養の向上と社会参加の推進を目的とし、また、受講者同士の交流も図る。 ①歴史・文化(佐倉の歴史等) ②健康づくり(生活習慣病予防講座) ③社会現象等(社会見学等)
	<del>(市民公開講座) 生活習慣病予防講座</del>	<del>成人 20人</del>	<del>6月 1回</del>	<del>生活習慣病予防のため、日常生活の中で実践できる予防法を学ぶ。 (市民公開講座として開催)</del>
成人教育	シニア向け健康づくり講座	成人 30人	10月 4回	健康の維持増進を図り、生活習慣病予防を目的として、日常生活の中で簡単に出来る有酸素運動等を中心に健康体操を実践する。
	パソコン広場	成人 各回20人	4月～3月 第2日曜日	パソコンボランティアを配置し、パソコン初心者を持ち込みパソコンの操作等に関する疑問を解決する場を提供する。
	シニアのためのスマートフォン講座	60歳以上 20人	9月 1回	スマートフォンを、安心・安全に使うには、どうしたらよいか。KDDI社員を講師に招き、理解を深める。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
	珈琲学入門講座	成人 10人	10月 1回	人々の暮らしに潤いを与える至福の一杯、珈琲の基礎知識、文化と歴史、珈琲豆の選び方、抽出技術等を学び、珈琲の持つ魅力を再発見する。
成人教育	ハンギング バスケット講座	成人 各10人	6/9、12/9	季節を彩る花を使って、植物や機材の知識を習得しながらハンギングバスケットを制作する。
	クリスマス コンサート	小学生～大人 60人	12月 1回	地域の公民館で、地域に根ざした市民楽団の演奏を鑑賞し、音楽に親しむ機会を提供する。
	製本講習会	成人 10人	12月 1回	製本技術を取り入れたものづくりを実施する。
	園芸教室	体験 成人 各15人	5月～12月 計9回	佐倉ハーブ園と連携し、園芸教室を開催する。 〔体験教室〕 ・5月 春のハーブ寄せ植え体験 ・7月 <del>ブルーベリー摘み (2回)</del> ・11月 クリスマスアレンジメント作り (2回) ・12月 お正月飾り作り (2回) ・3月 初夏まで楽しめる寄せ植え体験 (2回)
	<del>防災講座</del>	<del>成人 30人</del>	<del>7月 1回</del>	<del>地域住民の防災意識の向上させることにより、地域の防災力を強化する。(防災キャンプと一緒に実施)</del>
	佐倉学入門講座	成人 各10人	5月～2月 2～3回	佐倉をテーマに学び、郷土に関する知識を高める。
佐倉学	根郷産こんにやくを使ったこんにやく作り講座	成人 20人	1月～3月 1回	こんにやく芋から、こんにやくを手作りして調理する。
	根郷ふるさと探訪	成人 各20人	4月・10月 (野草観察) 11月 (根郷地区散策)	根郷地区を散策しながら、季節の野草を観察し自然に親しむ。(4月・10月に野草観察会) 根郷をテーマに学び、自然や史跡、習俗行事等を訪ね、郷土を再発見することにより郷土愛を高める。(根郷地区散策)
団体育成	根郷地区社会教育 関係団体への支援	該当団体	通年	「南部地区子ども会育成会連絡協議会」、「根郷地区青少年育成住民会議」及び各種団体の活動を支援する。
	<del>定期利用者懇談会</del>	<del>利用団体代表者</del>	<del>5月1日 1回</del>	<del>公民館の活動について理解を深めて頂くとともに、利用団体からの意見、要望を伺う。また、グループ活動の意義の理解を深める。</del>
	調理室利用者懇談会	利用団体代表者	2月 1回	公民館の活動について理解を深めて頂くとともに、利用団体からの意見、要望を伺う。衛生環境を徹底するため整理整頓作業を行う。
広報	根郷公民館だより	根郷地区の各世帯 及び事業所	4月15日 9月15日 9,500部×2回	公民館の主催事業、利用団体の活動、地区の情報などを掲載した館報を発行する。
図書	図書の貸出・返却	幼児～成人	通年	佐倉市立図書館と連携し、図書の貸出、返却の受付を行う。
その他	卓球室開放	幼児～成人	4月～3月 第1日曜日 12回	家族や友人らと気軽にスポーツ(卓球)を楽しむ場を提供する。
	風除室の作品展示	絵画サークル	通年	4団体(ワールサークル、群青会、佐倉写光、七彩会)に3ヵ月ずつ展示を依頼している。

# 令和2年度公民館事業に向けて

## 【志津公民館運営計画】

### 新型コロナウイルス感染拡大防止

施設利用者等の健康と安全を最優先に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じていく。

感染状況に応じて、臨時休館や一部開館などを実施する。

開館中は、施設内の消毒を適宜実施、感染予防の啓発のほか、状況に応じて、部屋の定員や集団感染のリスクが高いとされている活動の利用を一部制限する。市公共の集会施設合同で策定した『新型コロナウイルス感染症拡大防止の注意事項』及び『「集団感染拡大のリスクがあると考えられる活動」における施設利用の留意点』を当面の間適用していく。

### 運営方針

佐倉教育ビジョンを基本として、地域の実態や動向に立脚し、住民の自主活動を育て援助しつつ郷土づくりの意識を一層高める。

また、各人の生活課題をみつめ、生涯学習の場としての適切な運営に努める。

### 努力目標

- 新型コロナウイルス感染拡大防止に努める。
- 多様な学習機会の提供をはじめ、住民の幅広い学習活動の支援。
- 学校を含めた関係機関との有機的な連携による事業の推進。
- 学習した成果が地域社会に還元され、地域の人材が活用される環境づくりの醸成。
- 複合施設(志津市民プラザ)としての機能を効果的に発揮するため調整を行う。

### 施設利用

開館日・開館時間

日曜・月曜・祝日 9時～17時 火曜～土曜 9時～21時

※夜間の利用申込みが3日前まででない場合は17時まで

利用区分 ○1時間単位

休館日 ○第2・4月曜日 ○年末・年始 12月28日～1月4日

※4月～5月 休館、6月一部開館(行政関連利用)、7月開館

～ 事業実施に向けて 健康と安全を最優先に集団感染リスクを回避 ～

令和2年度の事業計画につきましては、令和元年度第3回公民館運営審議会において「令和2年度事業計画案」についてご審議をいただきましたが、今般の新型コロナウイルスの影響により、下表の線引き事業につきましては、中止といたしました。

なお、しづ市民大学につきましては、受講生が主に高齢者であることから、感染した場合に重症化するリスクが高く命に係わるため、このような状況下では講師の確保も困難となることや受講生と講師の安全確保が困難な状況と判断し、中止はやむを得ないと判断いたしました。

今後、計画している事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のもと、参加者の健康と安全を最優先に、集団感染リスクを回避する方策を工夫するなど、無理なく実施可能な事業を見極めながら実施してまいります。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
家庭教育	お母さんと遊ぼう 2歳児と親の教室 「ぼっぼちゃんのお家へいこう」	2歳児 と保護者 18組 10組	5月～12月 12回 6回 ※状況を見ながら	親子遊びを通して、子どもの成長を見守り、子どもと親が共に成長する「育自」を体験する講座。親同士の交流を図り、地域の中で、子育てを考える。
	笑顔で子育て応援講座	子どもと保護者	7月～3月 2回 1回 ※状況を見ながら	子どもが健全に育つための親子で参加できる体験学習講座を行い、親子のふれあいを図る。
青少年教育	志津子ども教室	小学生	5月～3月 全16回 全4回 ※状況を見ながら	体験や学習を通じて、子どもたちの「つくる楽しさ」「わかる喜び」「できる自信」を育む。
	下志津小学校通学合宿	志津地区の 小学校 4年生～6年生 21人	6月～11月 〔3泊4日〕	異年齢の子どもたちが親元を離れ、共同生活を体験することで自主性・協調性などを高め、生きる力を育む。
	ちょこボラ (公民館でちょこっとボランティア)	中学生 高校生	通年	青少年が職場体験学習をすることで、地域の人とのふれあいや公民館で働く職員と接することを通して、社会的自立や豊かな人間性を育むことを期待する。
成人教育	しづ学入門	成人 44人	5月～2月 19回 土曜日 開講式・記念講演 5/25 学習発表・閉講式 2/22 講座 6/1～2/8	郷土の歴史・文化・自然などについて学び、自らの学び経験をとおして地域社会の活性化に貢献し、心豊かで住みよい生活と地域の実現を図る。
	健康とくらし	成人 40人	5月～2月 19回 火曜日 開講式・記念講演 5/25 学習発表・閉講式 2/22 講座 6/4～2/4	地域の一人ひとりが自らの生活を見直し、心身ともに豊かで充実した人生を送るため、様々な情報を学び地域に還元することを図る。
	しづ市民大学 趣味道楽入門	成人 45人	5月～2月 19回 木曜日 開講式・記念講演 5/25 学習発表・閉講式 2/22 講座 6/1～2/15	空いている時間を有効活用する手段を学びながら、協働しつつ歩んでいける仲間づくりと、学んだことを地域に還元することができる人材育成を図る。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
	おやじの食事学	成人男性 25人	<del>5月～2月 19回</del> 主曜日 開講式・記念講演 5/26 学習発表・閉講式 2/22 講座 6/1～2/8	食生活の大切さや和食を基礎とした食事づくりの楽しさを体験しながら、地域の中で仲間づくりと地域で活躍するきっかけをつくる。
	特別講座 (公開講演会)	成人 30人	8月～2月 4回 ※状況を見ながら	しづ市民大学の講座や合同講演会を市民にも公開し、だれもが参加できる講座を開催する。
成人教育	佐倉学入門講座 「井野長割遺跡を学ぶ」	成人 30人	11月～2月 4回 ※状況を見ながら	井野長割遺跡を題材に、縄文時代の志津地区について知識を深め、地域の遺跡を学ぶことで、郷土愛や歴史文化への意識を高める。
	佐倉学入門講座 「佐倉道を学ぶ」	成人 20人	10月～2月 5回 ※状況を見ながら	かつて佐倉城主が参勤交代で通行した「佐倉道」について、城下町佐倉や周辺地域の歴史も含めて理解を深める。
団体育成	第46回志津公民館祭 第47回志津公民館祭	公民館利用サークル 約200団体	<del>10/18～20</del> 10/16～18	学習成果の発表や展示を通して、地域住民の交流と学習機会提供の場とする。
	<del>志津公民館活動サークル・ふれセン発表会</del>	<del>公民館利用サークル</del>	<del>6/8～9</del>	<del>学習成果の発表や展示を通して、地域住民の交流と学習機会提供の場とする。</del>
	<del>サークル運営研修会</del>	<del>公民館利用サークル代表者約120人</del>	<del>4月～5月 1回</del>	<del>サークル活動の意義、運営のあり方を学び、自主性を高め地域活動につなげる。</del>
	調理室利用サークル懇談会	調理室利用サークル	6月・11月 2回 1回	調理室の効果的な活用と適正な運営・衛生管理の向上を考え、懇談を通してサークル間の交流を図る。
	志津ジュニア・リーダーズ・クラブ (志津JLC) 支援	1団体	通年 共催事業	「志津JLC」が行う各種事業への援助を通じて、JLの養成を図る。子ども会等の交流を図る機会を設け、JLが活動する場とする。
	志津地区社会教育関係団体への援助	該当団体	通年	志津地区青少年育成住民会議等の事業及び活動を支援する。
	公民館園芸ボランティア団体への支援	該当団体	通年	公民館における園芸・学習活動を支援する。
広報活動	公民館だより 「しづ」の発行	志津地区各戸配布 市内主要施設配布	4/15・10/1・1/15 各25,000部発行	志津公民館事業の案内・情報などを提供し、公民館活動への理解と認識を深めるとともに、各事業の参加募集を行う。

# 令和2年度公民館事業に向けて

## 【臼井公民館運営計画】

### 新型コロナウイルス感染拡大防止

施設利用者等の健康と安全を最優先に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じていく。

感染状況に応じて、臨時休館や一部開館などを実施する。

開館中は、施設内の消毒を適宜実施、感染予防の啓発のほか、状況に応じて、部屋の定員や集団感染のリスクが高いとされている活動の利用を一部制限する。

市公共の集会施設合同で策定した『新型コロナウイルス感染症拡大防止の注意事項』及び『「集団感染拡大のリスクがあると考えられる活動」における施設利用の留意点』を当面の間適用していく。

### 運営方針

臼井公民館は、常に地域の実情や市民生活の変化に即した学習要求や生活課題を的確に捉えながら、新しいまちづくりを目指した事業を進める。これと共に、市民が自主的に「集い」「学び」そして「伝えていく」活動を援助することで、市民の生涯学習と地域社会教育活動の中心施設としての役割を果たす。

### 努力目標

- 新型コロナウイルス感染拡大防止に努める。
- より多くの市民に親しまれ活用される公民館として、その学習環境づくりに努める。
- 市民の自主的な学習活動を援助するために、各種情報・資料の整理・提供に努める。
- 学級・講座の精選と学習内容の充実に努める。
- 複合施設（市民音楽ホール等）の持つ機能をより効果的に発揮させるよう努める。

### 施設利用

開館日・開館時間

月・火・木・日曜日、祝日 9時～17時 水・金・土曜日 9時～21時

※夜間の利用の申込みが3日前まででない場合は17時まで

（図書室は第1火曜日を除く火～日曜日の9時～17時に業務を行う。なお、月曜日、第1火曜日が祝日に当たる場合は開館し、翌日以降の平日に休館する。）

利用区分 ○1時間単位

休館日 ○第2・第4月曜日 ○年末・年始 12月28日～1月4日

※4月～5月 休館、6月一部開館（行政関連利用）、7月開館

～ 事業実施に向けて 健康と安全を最優先に集団感染リスクを回避 ～

令和2年度の事業計画につきましては、令和元年度第3回公民館運営審議会において「令和2年度事業計画案」についてご審議をいただきましたが、今般の新型コロナウイルスの影響により、下表の線引き事業につきましては、中止といたしました。

今後、計画している事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のもと、みな様の健康と安全を最優先に、集団感染リスクを回避する方策を工夫するなど、無理なく実施可能な事業を見極めながら実施してまいります。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
家庭教育	おはなし会	5歳～成人 30人	毎月1回 4～8月中止 9月から再開 予定 月1回	臼井公民館図書室の読書活動推進事業。子供たち向けに、すばなしと絵本の読み聞かせ等によるおはなし会。本の世界に親しむとともに豊かな感受性を育むことを目的とする。
	ストリートオルガンコンサート	幼児～成人 15人	毎月1回 当面の間中止 (再開時期 検討中)	佐倉市民音楽ホールが所有する3台のストリートオルガンによるミニコンサートを開催する。演奏後には、ハンドルを回す演奏体験も行う。
青少年教育	水辺観察会 「夏休み子供水辺探検ツアー」	小学校 4～6年生 20人	7月1回	環境意識を育む「水辺の自然観察会」を実施し、水辺環境を身近なものとして捉える目を養う講座(生活環境課共催事業)。
	バックステージ・ツアー	小学生～ 成人 20人	8月1回 8月中の実施は見送り。実施について検討中	音楽ホールの普段見ることのできない裏廻り(バックステージ)の見学と、演奏会を支えている音響、照明などを体験し、舞台芸術の仕事への理解を深める。
	星空観測教室	小学生 15人	8月1回	星空についての解説や望遠鏡による惑星等の観測をすることで星空の世界に親しんでもらい、理科教育の興味関心を引き立てることを目的とする。(草ぶえの丘共催事業)
	夏休みの工作 スカイスクリー	小学生 15人	8月1回 夏休み中の実施は見送り。実施時期について講師と検討中	紙やゴムやプロペラ等で簡単なひこうき(スカイスクリー)を作成する。自らの手で工夫しながら作りだすことにより、個性や創造性を培う。
	おもしろ 科学実験教室	小学校6年生 10人	7月～8月 夏休み中の実施は見送り。実施時期について講師と検討中 1回	小学6年生を対象とし、実験を通して理科科学のおもしろさを体験することで、中学校での理科学習への関心を深める。
	こどもコマ大戦	小学生 15人	11月 1回	物理と工作を学べる知育玩具(コマ)を使い、重さの違う部品の様々な組み合わせを考えながらバランスのよいコマを作る。
佐倉学	佐倉学体験講座 「バスハイク」	成人 20人	10月 1回	佐倉の象徴とも言える「印旛沼」に関連する身近な自然環境・文化や歴史について学び、豊かな自然を次世代へと伝えていくことの重要性を認識してもらう。

領域	事業名	対象	期間・回数	内容
成人教育	佐倉学専門講座 「ふるさと臼井を知る」	成人 各20人	10月～12月 5回	臼井周辺の歴史・文化・自然や環境の変化について学び理解を深める。
	<del>コミュニティ カレッジさくら</del>	18歳以上 30人	<del>5月～2月 1学年28講座 2学年28講座</del>	<del>平成25年度に開設した2年制の市民大学。地域を見つめ、実践活動を通してまちづくりに取り組む人材の育成を目的とし、年間18日程度（月2回）学習する。</del>
成人教育	ちょっといいところ 見て歩き	成人 20人	<del>4月～12月</del> 9月～3月 2回	佐倉市とその近隣地域の見学学習を通し、歴史・文化・自然や環境の変化について学び理解を深める。
	防犯講座	成人 20人	11～3月 1回	高齢者に多発する特殊詐欺（振り込め詐欺）被害の防止に向けた啓発を行う。
団体育成	臼井地区子ども会 育成会連絡協議会	加盟子ども会 6団体	年2回 8月中止 3月検討中	単位子ども会の円滑な運営をはかるための相談・研修・情報交換や地区子連主催事業を行う。
広報・展示活動	臼井公民館だより	臼井・千代田 地区 1,300部	年2回	公民館の事業紹介や募集、地域の情報などを提供する。
	<del>まちづくり資料室 展示</del>	<del>小学生～成人</del>	<del>通年 当面の間閉鎖</del>	<del>臼井地区に関する歴史や遺跡などについて理解と関心を深める資料展示を行う。来室者が特定できないため、当面の間封鎖する。</del>
	サークル展示 活動支援	市内団体	通年 展示室は 7月から利用可	市内の美術サークル等に対して展示室を1週間単位で提供し、各種展示会を開催することで、地域文化の向上に寄与する。
図書	図書の貸出等	幼児～成人	通年 6月～3月	図書の貸出/返却受付/相談などを行い、市民の学習活動促進を図る。5/27から予約本の貸出を開始。6/3から新聞・雑誌の閲覧、座席利用、資料コピーを除き開室。6/16から座席を減らし、30分程度の滞在を要請して、全サービス開始。

# 令和2年度佐倉市公民館運営審議会予定表

資料6

(令和2年7月1日現在)

回	月日(曜日)	内 容	会 場
1	7月15日(水)	委嘱状交付 委員長・副委員長の選出 令和元年度公民館事業報告について 令和2年度公民館運営計画及び事業計画について	書面開催
2	令和3年 2月16日(火)	令和2年度公民館事業評価について 令和3年度佐倉市公民館運営審議会の予定について	中央公民館

[資料 7]

【第 3 次】

# 佐倉教育ビジョン

令和 2 年度～13 年度

※抜粋

令和 2 年 2 月

佐倉市 / 佐倉市教育委員会



## はじめに

佐倉市には、印旛沼に面し、台地や谷津で構成された変化に富んだ地形が広がり、たくさんの動植物が生息する豊かな自然環境があります。この恵まれた環境と比較的温暖な気候により、早くから人々が定着し、古くは旧石器時代からその文化を認めることができます。近世には、佐倉城が築かれて城下町が整備され、街道は多くの人々でにぎわいました。また、学問が盛んであり、幕末から明治にかけて、優れた業績を残した人物を数多く輩出しています。

教育委員会では、それらの貴重な自然や歴史的な資源を活用して、子どもたちが、将来への夢と希望を胸に抱いて広い世界へ羽ばたけるように育むことや、人々が生きがいをもって地域で生活できるよう支援することが、教育の大切な役割であると考えております。

佐倉市は、平成15年4月に第1次佐倉教育ビジョンを、平成23年4月に第2次佐倉教育ビジョンを策定し、その中で、中・長期の視点に立った教育目標やめざすべき施策の方向性を示すとともに、この計画に基づき様々な施策を展開してきました。この度、第5次佐倉市総合計画の開始に合わせ、計画期間を終了し、新たな計画を策定することとしました。第3次佐倉教育ビジョンは、第2次佐倉教育ビジョンを基本的に継承しつつも、第5次佐倉市総合計画と整合を図りながら、基本理念やめざすべき佐倉市民像、基本方針やこれに基づく施策を再構成しました。

基本理念の実現に向け、「確かな学力の向上」や「心の教育の充実」、「地域活動の担い手の育成」、「歴史文化資産の保全活用」など、学校教育、教育環境、生涯学習、文化・芸術それぞれのアプローチから、佐倉の子どもと市民が「輝く」施策を展開・推進してまいります。

この佐倉教育ビジョンに基づき、これからも質の高い佐倉の教育をめざし、一層の向上に努めてまいります。

令和2年2月

佐倉市教育委員会  
教育長 茅野達也

## 目 次

第1章 佐倉教育ビジョンの策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 佐倉教育ビジョンの位置付け	2
3 計画期間	3
4 佐倉教育ビジョン推進計画	3
第2章 佐倉の教育を取り巻く現状と課題	5
1 教育を取り巻く現状	5
2 佐倉の教育の現状と課題	6
第3章 佐倉教育ビジョンの体系	13
第4章 基本理念とめざすべき佐倉市民像	14
第5章 基本方針	16
1 子どもの「輝く」力の向上をめざす【学校教育】	16
2 子どもが「輝く」ための教育環境の整備・充実をめざす【教育環境】	17
3 市民や地域の「輝く」力の向上をめざす【生涯学習】	17
4 佐倉の「輝く」力の向上をめざす【文化・芸術】	18
第6章 施策の方向性及び施策	19
(1) 学力向上・学習内容の充実に取り組みます	19
(2) 豊かな人間性を育む教育に取り組みます	20
(3) 良好な学習環境を整備します	21
(4) 地域に開かれた学校運営を行います	22
(5) 安心して学校に通える環境を提供します	23
(6) 市民の生涯学習を推進します	23
(7) 生涯学習の環境を整備します	25
(8) 歴史・文化資産を保全・活用します	25
(9) 芸術文化の普及を推進します	26
資料編	27
1 教育に関する意識調査(抜粋)	27
2 策定経過	55
3 策定組織	56

# 第1章 佐倉教育ビジョンの策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 佐倉教育ビジョン策定の趣旨

中・長期的な視点に立って、佐倉の教育の指針となる基本理念やめざすべき佐倉市民像、基本理念の達成に向けた基本方針等を示し、各教育施策を総合的かつ効果的に推進するため、佐倉教育ビジョンを策定するものです。

### (2) 佐倉教育ビジョンの策定経緯

佐倉教育ビジョンは、これまで佐倉教育ビジョン（平成15年度～平成22年度）、佐倉教育ビジョン（平成23年度～平成32年度）と、2度策定されました。

今回、3度目の策定となりますが、これを機にそれぞれの計画を、第1次佐倉教育ビジョン（平成15年度～平成22年度）、第2次佐倉教育ビジョン（平成23年度～令和元年度）とするとともに、この度策定する本計画を、第3次佐倉教育ビジョン（令和2年度～令和13年度）とします。（※第2次佐倉教育ビジョンの計画期間について3ページ参照）

#### 【第1次佐倉教育ビジョン】（平成15年度～平成22年度）

平成15年4月に策定されました。それまで、学校教育では「学校教育改善プラン」を、生涯学習<sup>1</sup>では「生涯学習推進計画」などを策定し、各分野の個別計画に基づいて佐倉の教育施策の推進を図ってきました。しかし、新しい時代の流れの中で、「生きる力」を育む施策の展開や、家庭・地域の教育力の向上、教育への市民参加、魅力あふれる佐倉の“地域づくり”などがより強く求められたことから、人づくり、地域づくり、ふれあい・健康づくりをめざした教育を市民とともに展開することなどを内容とした、学校教育と生涯学習を統一した「佐倉教育ビジョン」を策定したものです。

#### 【第2次佐倉教育ビジョン】（平成23年度～令和元年度）

平成23年4月に策定されました。第1次佐倉教育ビジョンに基づく事業の実施状況や目標の達成状況等を評価するとともに、「市民の教育に関する意識調査」を実施し、それらを参考にするとともに、第1次佐倉教育ビジョンにおける基本的な考え方を継承しつつ、基本方針や施策を再構成しました。地域の教育力の向上や教育への市民参加を引き続き重要な課題と位置付け、子どもたちの「生きる力<sup>2</sup>」を育むための施策の

<sup>1</sup> 「生涯学習」と「社会教育」：「生涯学習」とは、市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるように、生涯にわたって、あらゆる機会・場所において行う主体的な学習をいう。「社会教育」とは、個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育をいい、意図的・計画的・組織的に行われる働きかけである。

<sup>2</sup> 生きる力：学習指導要領に示された教育のねらいの一つで、基礎基本を確実に身に付け、自ら考え自ら問題を解決していく力や豊かな人間性、それらを支える体力などを併せ持った人間としての総合的な力をいう。

充実を図るとともに、郷土佐倉への愛着を深める施策を推進し、教育環境を整え、様々な学習機会を提供することなどを内容とした、「佐倉教育ビジョン」を策定したものです。

## 2. 佐倉教育ビジョンの位置付け

### (1) 佐倉市総合計画との関連

第3次佐倉教育ビジョンは、上位計画である第5次佐倉市総合計画との整合性を図り、第5次佐倉市総合計画を教育の分野から支えていく計画です。

### (2) 教育基本法第17条第2項の計画（国の教育振興基本計画との関連）

平成18年に改正教育基本法が公布・施行され、第17条に「政府は教育の振興に関する基本的な計画を定めること」が規定されました。そして、第2項では、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と規定されています。

第3次佐倉教育ビジョンは、教育基本法第17条第2項に規定されている、佐倉市の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

#### 【教育基本法】

##### （教育振興基本計画）

**第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。**

**2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。**

### (3) その他の計画との関連

第3次佐倉教育ビジョンは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき市長が定める、佐倉市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「佐倉市教育大綱」と整合を図ります。

また、教育委員会以外の部局の所管に係る個別計画である第4次佐倉市青少年育成

計画や第5次佐倉市スポーツ推進計画等と連携を図ります。

なお、教育委員会内において、新たに個別計画を策定する場合は、第3次佐倉教育ビジョンの基本理念や基本方針等に沿って策定します。

### 3. 計画期間

佐倉教育ビジョンの計画期間は、第5次佐倉市総合計画の計画期間（令和2年度～13年度）に合わせ、令和2年度から13年度までの12年間の計画とします。

#### 【第2次佐倉教育ビジョンの計画期間について】

第2次佐倉教育ビジョンは、計画期間を「平成23年度～32年度」と定めています。これは、策定時における第4次佐倉市総合計画との期間の整合を図ったものです。しかしながら、平成28年3月に策定された第4次佐倉市総合計画後期基本計画において、「まちづくりの方向性を定める総合計画は、首長の施策方針と不可分であることから、首長の任期と総合計画期間を連動させることとし、・・・（中略）・・・1年短縮し平成31年度（2019年度）まで」とされました。

そこで、第2次佐倉教育ビジョンの計画期間についても、整合を図るため、1年短縮し、「平成23年度～令和元年度」とします。

### 4. 佐倉教育ビジョン推進計画

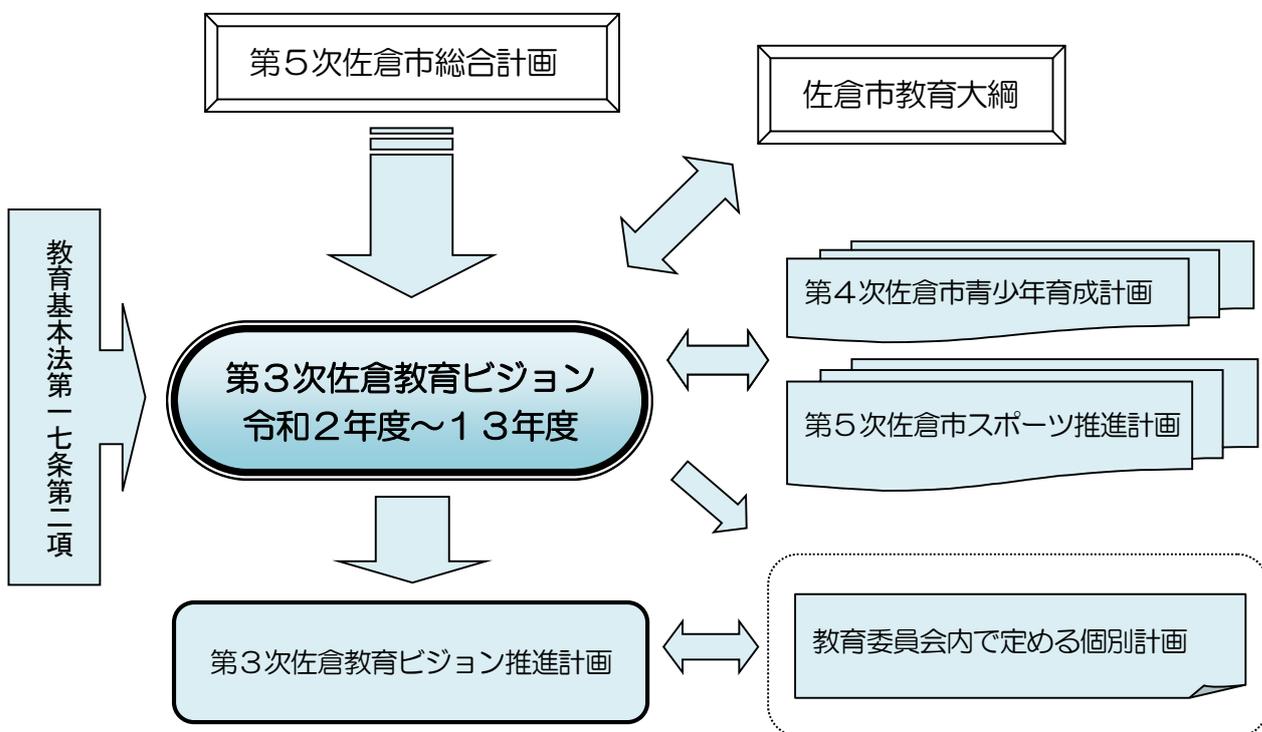
佐倉教育ビジョンの基本理念の実現に向け、基本方針、施策等を推進していくためには、施策ごとに具体的な計画を立て、着実に実施していくことが必要となります。そこで、第3次佐倉教育ビジョンの策定後、速やかに前期4年間（令和2年度～5年度）の「第3次佐倉教育ビジョン前期推進計画」を策定するものとします。

「第3次佐倉教育ビジョン前期推進計画」では、個別・具体的な事業や取組を設定するとともに、重点的に推進するものの選定や年度ごとの実施スケジュールの作成を行います。

また、佐倉教育ビジョン推進調整会議を設置し、年度ごとに事業の進捗管理に努めるとともに、必要に応じて事業内容の見直しや新規事業の追加などを行います。

以後、令和6年度から9年度までの4年間の第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画の計画期間とし、令和10年度から13年度までの4年間の第3次佐倉教育ビジョン後期推進計画の計画期間とします。なお、各推進計画の計画期間が終了する時点で施策の評価や見直しの要否の検討等を行い、次期推進計画の策定につなげていきます。

【位置付けのイメージ】



## 第2章 佐倉の教育を取り巻く現状と課題

### 1 教育を取り巻く状況

佐倉の教育の現状と課題を考えるに当たり、国の教育振興基本計画における記述などから、社会全体に関わる状況を整理します。

#### (1) 社会状況の変化

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、「人生100年時代」の到来が予測される一方で、少子高齢化・人口減少の傾向が続いています。

また、AI<sup>1</sup>やビッグデータ<sup>2</sup>をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていくことが予想されています。グローバル化が加速することにより、世界の国々の相互影響の度合いが高まり、環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模での人類共通の課題が増大しています。子どもの貧困も、引き続き大きな課題となっています。さらに、人口移動における東京一極集中など、地域間格差といった地域の課題もあります。

#### (2) 子どもや家庭・地域・学校を取り巻く状況

現代の子どもたちは、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題の解決に主体的に生かしていくという面に課題があるとされています。自己肯定感が諸外国に比べて低いともいわれています。スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴い、情報通信技術（ICT<sup>3</sup>）を利用する時間は増加傾向にあります。SNS<sup>4</sup>を利用した犯罪に巻き込まれるなど、子どもの安全が脅かされる事態が生じています。

また、子どもが自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を豊かにしたりする機会が限られていることが指摘されています。子どもの体力について、運動をする子としない子の二極化傾向がみられ、食習慣の乱れも懸念されています。いじめ、虐待、不登校などの事案も引き続き発生しています。障害のある子どもの教育に関し、一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援が必要とされています。外国籍の子どもや、両親のいずれかが外国籍である子どもは、全国的に増加傾

---

<sup>1</sup> AI (artificial intelligence の略) : 推論・判断などの知的な機能を備えたコンピューター・システム。人工知能。

<sup>2</sup> ビッグデータ : ICT (情報通信技術) の進展により生成・収集蓄積等が可能になる多種多量のデータ。

<sup>3</sup> ICT (information and communications technology の略) : 情報通信技術。

<sup>4</sup> SNS (social networking service の略) インターネット上の会員制サービスの一種。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供する。

向にあり、その母語の多様化や日本語習熟度の差への対応が急務となっています。一方で、学校に求められる役割が増大し、教師に負担がかかっていることも指摘されています。

子どもの人格形成や成長の基礎は幼少期に形成されるといわれます。家庭教育は、全ての教育の出発点であり、基本的な生活習慣などを身に付ける上で、重要な役割を担っています。しかし、三世代世帯の割合の低下、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化などから、保護者は家庭教育の経験に乏しく、また、子育てについての悩みを相談できる相手がいないといった家庭教育に係る課題も指摘されています。

### (3) 大人（市民）を取り巻く状況

「人生100年時代」においては、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められます。生涯学習の推進に当たっては、多様な世代が学び始めるきっかけづくりや学習成果の可視化、仲間とつながりながら楽しく学び、活動できる環境などの動機づけが重要です。少子高齢化や人口減少などの社会状況の変化の中で、今後の社会教育<sup>1</sup>には、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や、さらには社会の変化に対応した学習機会の提供が期待され、その重要性はさらに高まっていくと考えられます。市民にとって最も身近な公民館や図書館をはじめとして、学習の拠点となる社会教育施設<sup>2</sup>の効果的な活用などが重要となっています。

地域には、人々の様々な営みの中で築かれてきた歴史や伝統があります。そうした郷土の歴史や伝統を継承することは、まちの個性ともなるものです。また、文化を創造・発展させることは、地域の魅力を高め、まちに活力を与えることにつながります。文化芸術に触れることは、心豊かに人生を歩む重要な要素となります。市民がふるさと感じ、心豊かに生活するためにも、伝統・文化・芸術に触れる機会を充実させるとともに、市民による文化の創造・発展を支援していくことが求められています。

## 2 佐倉の教育の現状と課題

「第2次佐倉教育ビジョン」及び「佐倉教育ビジョン推進計画」に基づき、これまで推進してきた事業や取組の評価を行いました。また、市民が佐倉の教育について感じていることなどを把握するため、平成30年7月に「教育に関する意識調査」を実施しました。それらの内容を、佐倉の教育の現状と課題として以下に記載します。

---

<sup>1</sup> 社会教育：「生涯学習」の注（1ページ）参照。

<sup>2</sup> 社会教育施設：公民館、図書館など、社会教育行政の管轄のもと、公共性、開放性、非営利性、政治的中立性などを原理として、専ら社会教育を行うために設置された施設。

## (1) 第2次佐倉教育ビジョンの評価

第2次佐倉教育ビジョンの「基本方針」ごとに、「佐倉教育ビジョン推進計画」に位置付けて実施してきた事業の実施状況や目的の達成状況・達成度を評価することにより、教育ビジョンの評価としました。

### <基本方針1 地域の教育力のさらなる向上と市民参加の促進をめざす>

「地域に開かれた学校づくり」をめざし、授業の公開や教育ミニ集会<sup>1</sup>、アイアイプロジェクト<sup>2</sup>活動などを実施し、継続的な事業として定着しています。特に、アイアイプロジェクト活動では、ガードボランティアや地域団体など、毎年延べ1万人を超える多くの方々の協力をいただき、学校と地域が連携して見守り活動を行い、子どもたちの安全を支えています。「教育に関する意識調査」においても、「子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり」については、市民の満足度が高い傾向となっています。しかしながら、ボランティアが高齢化しており、事業を引き続き実施していくためには新たなボランティアの確保が課題となっています。

公民館による市民カレッジやコミュニティカレッジさくらの運営などをおして、豊富な知識・経験・人とのつながりなどを活かしながら地域活動を担う人材の育成に取り組んでいます。より多くの受講者の参加を得て、市民の生涯学習活動がより充実したものとなるよう、事業の推進を図っていく必要があります。地域の教育力を高めるためには、市民一人ひとりが身近な地域社会に目を向け、愛着を持って地域の教育活動に参加し、貢献できるような環境づくりを一層進める必要があります。また、家庭はすべての教育の出発点であり、市民が家庭教育の重要性を再認識することができるよう、学習機会や情報の提供などを継続して行っていく必要があります。

美術や書道、華道など様々な芸術文化団体の連携・協力の下、市民による作品の展示・発表が行われる市民文化祭など、市民とともに教育・文化芸術活動を推進してきました。佐倉の文化をつくる主役は市民ですので、今後もこれらの団体との連携しながら、推進・支援に係る取組を継続し、さらに充実させていく必要があります。

### <基本方針2 豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育をめざす>

児童・生徒の「確かな学力<sup>3</sup>の向上」「心の教育の充実」「学習意欲の向上」などに向けた施策を展開し、順調に進んでいます。学習状況調査を実施し、その結果を指導の

<sup>1</sup> 教育ミニ集会：学校と地域の方々が教育活動に関する意見交換を行い、今後の学校経営に生かす取組。

<sup>2</sup> アイアイプロジェクト：学校、保護者及び地域の方々が連携して、子どもたちの安全な登下校のためのパトロールや街頭指導等を行うこと。地域の方々の「愛」と「目（eye）」で子どもたちの安全を見守る活動。

<sup>3</sup> 確かな学力：基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をもとに、これらを活用して課題を解決するための必要な思考力・判断力・表現力等の能力。

改善に役立っています。調査結果からは、児童生徒の活用力の向上傾向が表れています。変化の激しい社会環境の中、遭遇する課題にも周りの人と力を合わせて対処していくことができるよう、主体的・対話的で深い学びの実践を通じ、コミュニケーション能力の向上を図っていく必要があります。

児童生徒数の多い学校に支援教員を配置するなど指導支援に努めるとともに、小規模校<sup>1</sup>である弥富小学校では、小規模特認校制度<sup>2</sup>を利用し、区域外から転入学受けることにより、児童数の確保と学校の活性化を図っています。今後も児童生徒数の変化等に対応しながら、引き続き学校における教育活動が円滑に進められるような支援が必要です。

また、発達課題や身体に不自由を有するなど、様々な理由により学校での学習に不安を持つ子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくり、今後さらに増加することが予想される外国籍の子どもたちなどへの支援にも取り組んでいく必要があります。

子どもたちの「心の教育の充実」として、道徳副読本の作成や児童生徒の心を育てる取組を推進してきました。また、不登校に関しては、適応指導教室<sup>3</sup>の運営や学校教育相談員、心の教育相談員の配置など、地道な取組が続けられています。

いじめは重大な人権侵害に当たり、絶対に許されない行為であるという共通認識のもと、その防止に取り組んでいます。インターネット上の掲示板等を利用した特定の児童生徒に対する誹謗・中傷など、その変化する態様にも注視しながら、個々の事例には即時対応を行うとともに、人権意識の高揚など、根絶に向けての取組を継続していく必要があります。

佐倉の特色である自校方式による学校給食において、地場産物を活用するとともに、津田仙ゆかりのメニューなどを実施しています。子どもたちが地域の食文化への理解を深めつつ、将来にわたり健康に生活していくことができるよう、引き続き食育を推進し、丈夫な体づくりにつなげていく必要があります。

学校教育では、引き続き「生きる力」を育むため、「確かな学力」、「豊かな心<sup>4</sup>」、「健やかな体<sup>5</sup>」の教育施策を、バランスをとりながら、充実させていく必要があります。

---

<sup>1</sup> 小規模校、大規模校：原則として、学校教育法施行規則により、学校の学級数の標準は12クラス以上18クラス以下とされている。したがって、小規模校は12クラス未満、大規模校は19クラス以上となる。

<sup>2</sup> 小規模特認校制度：小規模校の現状を解消するために、市内全域（通学区域外）から児童の募集を行う制度。

<sup>3</sup> 適応指導教室：何らかの要因によって学校に行けない小・中学生に、教育相談やグループ活動をとおして、学習や集団生活に適応できるように支援し、学校へ登校できるようにしていくところ。

<sup>4</sup> 豊かな心：自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など。豊かな心の育成においては、徳育・言語に関する活動・体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかがかわる中で、これらとともに生きる自分への自信をもたせる必要がある。

<sup>5</sup> 健やかな体：児童生徒が、生涯にわたって社会でたくましく生きるための健康や体力のことを指す。加えて、知力や意欲・気力といった精神面の充実をも含む。

### ＜基本方針3 郷土への愛着を育み、進取の精神による新しい文化の創造をめざす＞

佐倉の自然・歴史・文化・ゆかりの人物に学ぶ、「佐倉学<sup>1</sup>」の取組を学校教育・社会教育それぞれの分野で推進してきました。全小中学校において、教育課程に「佐倉学」を位置付け、副読本「ふるさと佐倉の歴史」等の関係資料を活用した授業や施設見学などを実施しています。佐倉の歴史や自然に対し興味のある児童生徒の割合も、平成22年度の56.9%から平成30年度では61.1%と高まってきています（佐倉学に関する意識調査結果より）。佐倉に対する愛着を持った人材が、地域や世界で活躍することが期待されています。また、公民館や図書館などにおいて佐倉学に関する様々な講座を開催するとともに、市立美術館において佐倉ゆかりの作家を紹介する作品展を実施しました。地域への関心を高め、地域づくりへの主体的な参加につながる好循環を生み出していけるよう、佐倉に関する講座の開催や情報発信などを継続・充実させることが望まれます。

佐倉には、国指定文化財の本佐倉城跡<sup>2</sup>や井野長割遺跡<sup>3</sup>、旧堀田邸<sup>4</sup>・庭園のほか、県指定文化財の旧佐倉順天堂<sup>5</sup>や旧河原家住宅<sup>6</sup>など、市の歴史を伝える資産があり、保全や活用を図るとともに、地域に残る資産を新たに市民文化資産として認定するなど、市民の貴重な財産としてその価値を市民へ周知するとともに、活用方法を検討し、新たな佐倉の魅力の発見に努めています。文化芸術の振興は、市の産業振興や観光などにも好影響を与えるものであり、人口減少社会にあって、市の重要な課題の一つである定住・交流人口の維持・増加にも寄与するものとなることから、関係機関と連携して、市の魅力づくりにつなげていくことが必要です。

<sup>1</sup> 佐倉学：本市の歴史・自然・文化・人物などを学ぶことにより、郷土佐倉に愛着を感じる心や、佐倉をもっと良くしたいという気持ちなどを育み、郷土や地域のための活動をとおした新しい地域文化の創造と国際社会で活躍する人材の育成につなげようとするもの。

<sup>2</sup> 本佐倉城跡：本佐倉城は、文明16（1484）年頃から天正18（1590）年まで、千葉氏の本拠地とされた城郭。この城跡の大部分は、現在酒々井町に含まれているが、北西部の一部は佐倉市になっている。その保存状態は良好であり、今でも壮大な土塁や空堀が残されている。〔平成10年9月11日国指定史跡〕

<sup>3</sup> 井野長割遺跡：平成17年3月2日国指定史跡となった、現在の井野小学校の周辺に広がる縄文時代後・晩期の集落跡。昭和40年代に小学校の建設及び増築に先だって発掘調査が実施され、その後も数度の調査が行われている。

<sup>4</sup> 旧堀田邸（旧堀田家住宅）：最後の佐倉藩主堀田正倫の邸宅として、明治23（1890）年7月に竣工した。現存している建物には、主屋・土蔵・門番小屋・茅門がある。主屋には消失している部分もあるが、その間取りに近世武家住宅の形式を引き継ぎつつ、近代の新しい生活に併せた部分もみることができ、明治期における上級和風住宅の特色を良く残している。このような明治期における和風建築と庭園が共に残された華族（旧大名）邸宅の遺例は、全国的にも珍しいものである。〔平成18年7月5日国指定重要文化財（旧堀田家住宅）〕〔平成27年3月10日国指定名勝（旧堀田正倫庭園）〕

<sup>5</sup> 旧佐倉順天堂：順天堂は、天保14（1843）年に江戸から佐倉に移住した蘭方医佐藤泰然が開いた蘭医学塾兼診療所である。当初は、現在地の向かい側にあったが、安政5（1858）年に現在地に新築された。明治初年頃と大正10年に増築、修理がおこなわれている。〔昭和50年3月28日県指定史跡〕

<sup>6</sup> 旧河原家住宅：建築年代は不明であるが、建築様式などから18世紀後半と推定され、佐倉に残されている武家屋敷の中では最も古いものと考えられている。平成元年に解体した上で移築復原整備が行われ、この時に失われていた接客部分が、弘化2（1845）年の「河原喜右衛門江屋敷相渡帳」などの調査結果に基づいて復元された。〔昭和60年3月8日県指定有形文化財〕

#### ＜基本方針4 教育環境を整え、多様な学習機会の提供をめざす＞

「安心して学べる教育環境の整備」を基本施策の一つに位置付け、学校環境の整備を推進してきました。平成27年度までに学校の校舎・体育館の耐震改修を完了しましたが、建築してから年数が経過している学校施設が多く、また、学校施設は災害時の避難所に指定されていることから、施設の安全確保を一層推進する必要があります。さらに、学校施設の維持補修や運動場の整備など、機能性の維持や、施設設備のバリアフリー化、洋式トイレの整備など、時代の変化に対応した利便性の向上なども課題となっています。このほか、不審者対策や交通事故防止など、通学路における児童生徒の安全確保については、地域の方々をはじめとし、多くの関係者により取組が行われており、今後も継続していく必要があります。

歴史や自然、芸術文化など、市民が行う学習活動の範囲は一層多岐にわたっています。そのため、学習環境の整備や学級・講座の開催など、市民のニーズを捉えながら、様々な機会や場所を提供することが求められています。社会教育施設等についても、建築してから年数が経過している施設も多く、施設設備の補修・改修等を計画的に進めていく必要があります。

#### (2) 教育に関する意識調査

佐倉教育ビジョン策定にあたり、佐倉の教育に対する市民の考えを把握し、佐倉の目指すべき教育の姿を明らかにするために、平成30年7月に「教育に関する意識調査」を実施しました。その調査結果(「市民」、「保護者」、「児童生徒」)のうち、「市民」の佐倉の教育全般に関する回答における上位5つを紹介するとともに、学校教育・社会教育それぞれの各施策に対する現在の満足度及び今後の重要度に対する回答を指数化し、グラフに表しました。

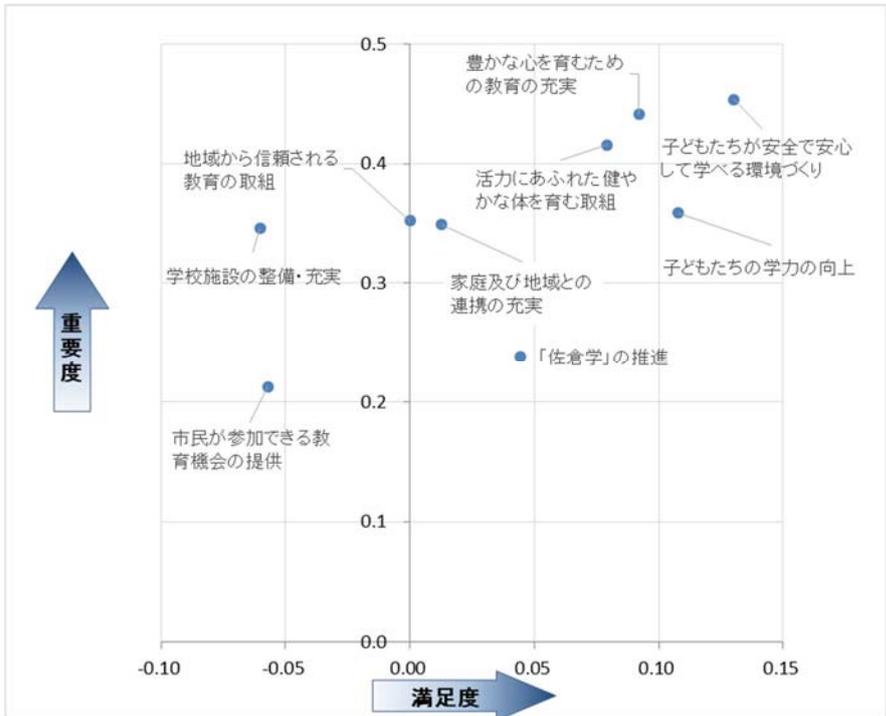
#### ＜望ましい市民像（複数回答）＞

① 他人に対する思いやりのある市民	74.0%
② 自然や文化を大切にす市民	68.9%
③ 郷土佐倉を愛し、誇りに思市民	51.7%
④ 国際的な視野で活躍できる市民	34.3%
⑤ 社会活動へ積極的に参加する市民	30.5%

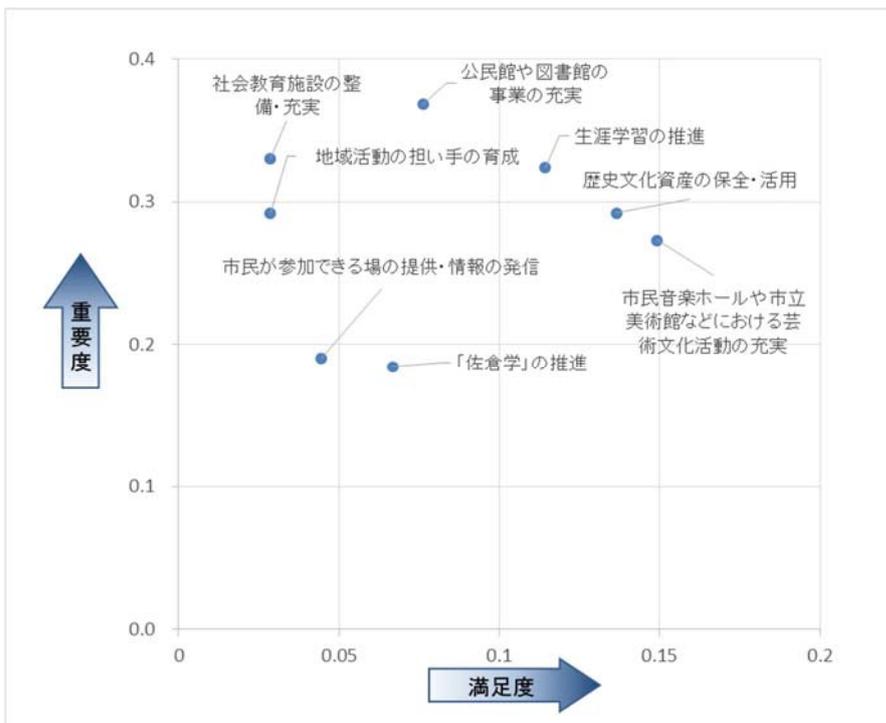
#### ＜佐倉の教育において大切なこと（複数回答）＞

① 人として正しい判断力・実践力を身につけること	73.3%
② コミュニケーション能力を育むこと	63.5%
③ 夢や希望をもって歩む力を育てること	54.6%
④ 確かな学力を身につけること	44.1%
⑤ 社会的・職業的自立の力を育てること	40.0%

＜学校教育における施策の現在の満足度・今後の重要度＞



＜社会教育における施策の現在の満足度・今後の重要度＞



※満足度：「満足」×2+「やや満足」×1+「やや不満」×(-1)+「不満」×(-2)÷人数

※重要度：「重要」×2+「やや重要」×1+「やや重要でない」×(-1)+「重要でない」×(-2)÷人数

※教育に関する意識調査の結果については、その概要を資料編に掲載しました。

教育に関する意識調査からは、＜望ましい市民像＞として、「他人に対する思いやりのある市民」や「自然や文化を大切にする市民」、「郷土佐倉を愛し、誇りに思う市民」が、また、＜佐倉の教育施策において大切なこと＞として、「人として正しい判断力・実践力を身につけること」や「コミュニケーション能力を育むこと」、「夢や希望をもって歩む力を育てること」という回答が上位となっています。

そして、重要度の高い教育施策として、＜学校教育＞では、「子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり」や「豊かな心を育むための教育の充実」などが、＜社会教育＞では「公民館や図書館の事業の充実」や「社会教育施設の整備・充実」などが挙げられています。一方、満足度の低いものとしては、学校教育では、「学校施設の整備・充実」、「市民が参加できる教育機会の提供」などが、社会教育では「地域活動の担い手の育成」や「社会教育施設の整備・充実」などが挙げられています。

佐倉市は、これらの課題等を踏まえ、皆様のご理解とご協力をいただきながら、その解決に向けて進んでいきます。

### 第3章 佐倉教育ビジョンの体系

#### 〔基本理念〕

わたしが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとづくり”

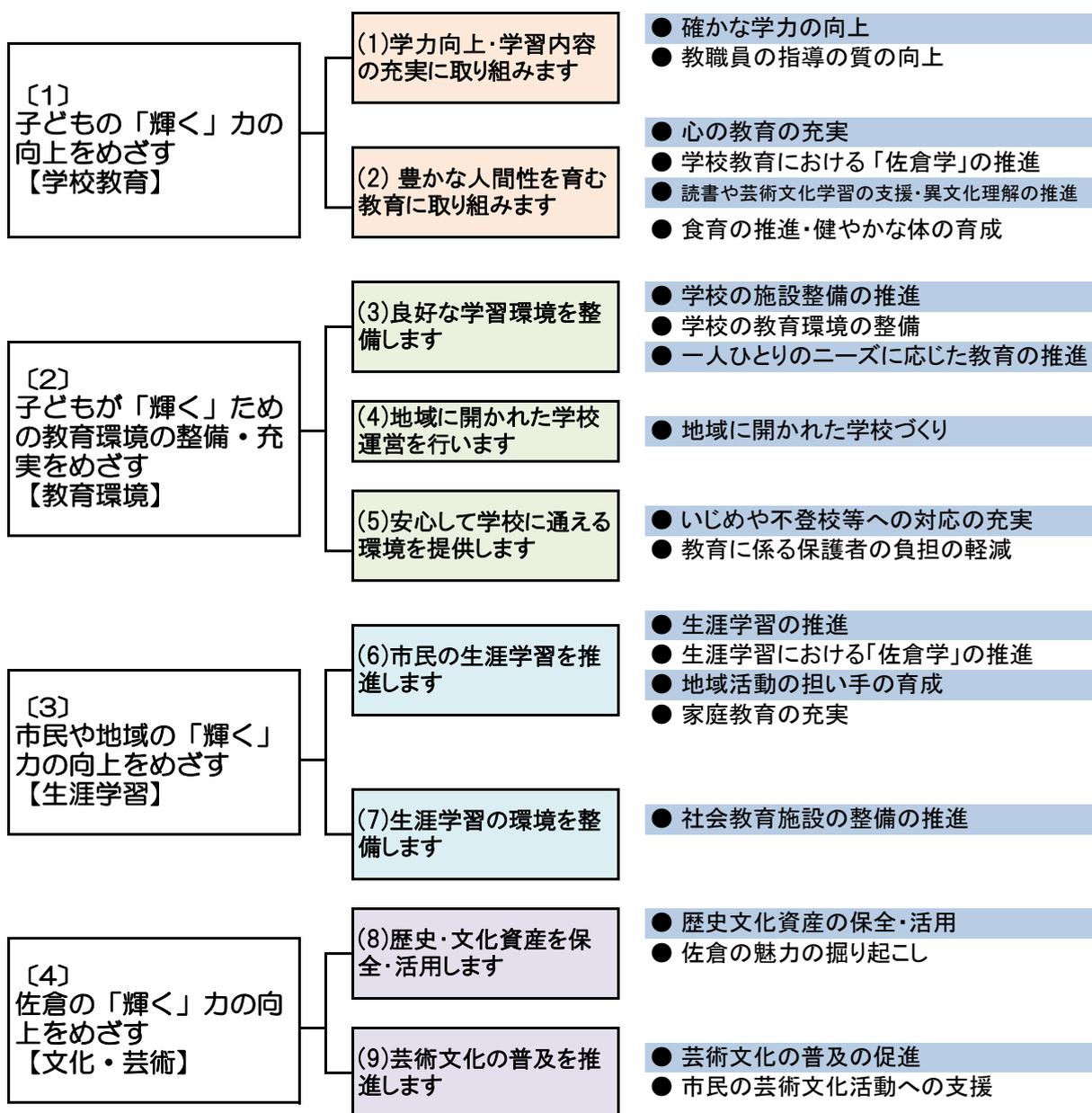
#### 〔めざすべき佐倉市民像〕

- (1) 思いやりのある豊かな心を持ち、自然や文化を大切にする人
- (2) よく学び、自ら考え、進んで行動する人
- (3) 佐倉への愛着と国際的な視野を持って社会に関わる人

#### 〔基本方針〕

#### 〔施策の方向性〕

#### 〔施策〕



## 第4章 基本理念とめざすべき佐倉市民像

これまでの教育ビジョンと同様に、これからの佐倉の中・長期の教育を展望するうえで、めざすべき佐倉市民像を描き、次の基本理念を定めました。

### 〔基本理念〕

**わたしが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとづくり”**

「教育は人づくり」という考えの下、誰もが「学び」により自己肯定感に満ち、才能を開花させ、心が豊かで思いやりに満ち、人とつながり、充実した自分らしい人生を歩むこと。そして、そのことにより人々に笑顔があふれ、地域が生き活きと活気づき、伝統や文化が受け継がれるとともに、新たな魅力が創造され、発展すること。さらには、そのことにより未来が希望に満ちた、明るいものとなること。これらの願いを「輝く」という言葉に込めました。

この基本理念のめざすべき佐倉市民像として、次の3つを掲げました。

#### (1) 思いやりのある豊かな心を持ち、自然や文化を大切にする人

自己肯定感を持ち、他者の個性を尊重し、誰とでも隔たりなく接し、どんな時にも柔軟かつ的確に対応できる適応力を持ち合わせた、思いやりのある豊かな心を具体的な行動につなげることのできる人をめざします。さらに、自然や文化を大切にし、心豊かで、優しさ・温かさに満ちた佐倉・社会を作っていける人をめざしていきます。

## (2) よく学び、自ら考え進んで行動する人

佐倉の伝統ともいえるべき「進取」の気風のもと、良く学び、何ごとも前向きに考え、自分の意見をはっきりと示し、人との協調性を保ちながら、率先して行動できる人をめざします。そして、夢や希望をもって、自らが学び、考えたことを積極的に生かす喜びを、次の活動につなげていくことで、自らの可能性を広げ、才能を開花させる人をめざしていきます。

## (3) 佐倉への愛着と国際的な視野を持って社会に関わる人

身近な郷土をよく知り、地域に対する愛着を抱くとともに、異文化への理解、語学力など、国際社会においてもグローバルに活躍できる資質を高めながら、地域や社会に積極的に参加・貢献できる人をめざしていきます。

めざすべき佐倉市民像は、佐倉で生活するすべての市民が、常に自らを高めながら、自らの人生を豊かなものにしつつ、地域に暮らす人々や社会とのつながりを大切にし、これからの魅力ある佐倉づくりを担ってほしいという願いを込めたものです。

そして、佐倉市民がその実現のための様々な事業や活動にかかわることで、魅力ある“佐倉”が築き上げられるものと考え、そのための一歩一歩の取組を、引き続き市民の皆様とともに進めていきます。

## 第5章 基本方針

基本理念やめざすべき佐倉市民像の実現に向け、次の4つの基本方針を定めました。  
この4つの基本方針を今後の取組方針といたします。

### 基本方針1 子どもの「輝く」力の向上をめざす【学校教育】

社会情勢や生活環境は常に激しく変化し、これまで以上に複雑で予測困難な社会となっています。そうした様々な変化に的確に対応しつつ、感性を豊かに働かせながら、自らの可能性を広げ、生涯にわたって学び続けることにより、自らの人生を切り開いていくことのできる力を育成することが大切です。【学校教育】においては、このような子どもの「輝く」力の向上をめざします。

知・徳・体にわたる「生きる力」を育む学校教育の実現に向け、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、「わかる授業<sup>1</sup>」「楽しい授業<sup>2</sup>」の実践に取り組み、児童生徒の基礎的・基本的な知識、技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成に努めるとともに、主体的・対話的で深い学びをとおして、主体性・協働性といった学びに向かう力の育成に努めます。

また、児童生徒の発達の段階に応じた豊かな心を培うため、道徳教育をはじめとした心の教育を充実させることにより、子どもたちがお互いの個性を尊重し合ったり、将来の社会生活や進路について自ら考えたり、多様な分野に興味を抱けるような取組を行います。さらに、食育や運動能力・体力向上に向けた取組により、子どもたちの「健やかな体」を育成します。そのほか、子どもが、地域を知り、佐倉への愛着を持つことにより、子どもたちの地域への意識の向上をめざすとともに、異文化への理解を深め、国際的な視野を持って社会に関わることのできる人材の育成に努めます。

<sup>1</sup> わかる授業：児童生徒が、学習内容を理解できたと実感できる授業。

<sup>2</sup> 楽しい授業：児童生徒が、学習内容について興味関心が高まり、自ら意欲的に学習している授業。

## 基本方針2 子どもが「輝く」ための教育環境の整備・充実をめざす 【教育環境】

子どもが様々な学習活動を効果的・効率的に行うためには、安全で、安心して学ぶことができる教育環境が不可欠です。また、保護者や地域の方々の理解と協力の下、みんなで子どもの成長を支えていく体制を構築するためには、地域に開かれた学校づくりが必要です。【教育環境】においては、このような子どもが「輝く」ための教育環境の整備・充実をめざします。

教育施設の適切な維持管理を行いながら、老朽化の進む学校施設や設備の改修を計画的に実施するとともに、時代の変化に対応し、快適に学習ができるような教育環境の整備に努めます。また、子どもの態様に応じた学習支援、不安や悩みを抱える子どもたちの支援、いじめの根絶に向けた取組のほか、市民や地域団体による見守り活動など、安全に安心して通学できる環境の確保や、保護者の教育に係る負担の軽減に努めます。

## 基本方針3 市民や地域の「輝く」力の向上をめざす【生涯学習】

いわゆる人生100年時代の到来が予想され、一方で人口減少社会を迎える中において、市民一人ひとりが自らの人生をより自分らしく豊かにするとともに、得た知識・経験を地域や社会に還元していくことの重要性がますます高まっています。市民の学習活動に対する興味や関心は時代とともに変化し、人それぞれで違いがあり、多岐にわたっています。そうした多様なニーズに応えながら、市民の学習意欲を育むことは、優れた人材育成の基礎となり、様々な分野で活躍できる人材の輩出や地域の活力の創出にもつながっていきます。【生涯学習】においては、このような市民や地域の「輝く」力の向上をめざします。

公民館・図書館等の事業の充実等により、地域の教育拠点を形成し、市民ニーズや時代の変化に応じた学習機会の提供に努めるとともに、生涯にわたる市民の学習活動を支援することにより、市民の学びの充実をめざします。

併せて、社会教育施設・設備の改修等を計画的に進めるとともに、快適な学習環境の整備に努めていきます。

#### 基本方針4 佐倉の「輝く」力の向上をめざす【文化・芸術】

佐倉には、価値ある歴史・文化資産や史料が多く存在します。また、人生をより充実した、奥深いものとするために、芸術文化の果たす役割はますます大きなものとなっています。【文化・芸術】においては、薫り高い佐倉の文化を守り、生かし、創造するとともに、市民による芸術文化活動が一層盛んになることなどにより、魅力あるまちとして佐倉の「輝く」力の向上をめざします。

歴史・文化資産を保護保存するとともに、関係機関と連携し、有効活用を図ることにより、貴重な資産を次世代に継承し、市民の関心や興味を深めます。これまで、歴史・文化資産として十分認知されるに至っていないものも掘り起こし、新たな佐倉の魅力の創出に努めます。

また、市民が芸術文化を享受し、創造することができる環境を充実させることにより、多様な芸術文化に触れ、心豊かな生活を営むことができる地域社会の実現をめざします。

## 第6章 施策の方向性及び施策

基本方針を推進していくために、9つのテーマを「施策の方向性」として設定しました。そして、このテーマを達成するため、それぞれ具体的な「施策」を定め、展開していきます。

### (1) 学力向上・学習内容の充実に取り組みます

#### 【今後の方向性】

これからの学校教育においては、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②思考力・判断力・表現力等の育成、③主体性や協働性といった学びに向かう力の育成に向けた指導の充実をバランスよく図ることが求められています。そこで、児童生徒の習熟度等を学習状況調査<sup>1</sup>を通じて把握し、各学校の職員研修や指導方法改善に活かすことなどにより、「わかる授業」「楽しい授業」を実践し、「もっと学びたい」という意欲を高めるとともに、各教科や総合的な学習の時間では、自ら課題を見つけ自ら解決する力や学びあいなどを通じてコミュニケーション能力を育てていきます。

また、家庭との連携を図りながら学習習慣の確立に努めます。

#### 【施策】

##### ■ 確かな学力の向上

児童生徒が基礎・基本を確実に習得できるよう、小中学校において児童生徒の実態に即した教育課程<sup>2</sup>を実施するとともに、教育課題等の調査・研究や主体的・対話的で深い学びの実践に向けた指導方法の改善への取組により、確かな学力の向上をめざします。「わかる授業」の実践を行うとともに、児童生徒が興味・関心を持てる教材の開発や活用により学習意欲の向上を図ります。

また、地域を学ぶ学習や外国語活動・外国語教育、体験学習、情報教育等様々な学習を行い、学習内容の充実に取り組みます。

<sup>1</sup> 学習状況調査：市内小中学校の学習状況を分析し、その結果を基に、児童生徒の学力向上のための政策形成や、各学校の指導法の改善を図る。国語、算数・数学、理科、英語、児童生徒及び教諭等の意識調査を実施。

<sup>2</sup> 教育課程：学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。

## ■ 教職員の指導の質の向上

児童生徒の確かな学力を向上させるための研修、郷土佐倉や地域の個性などについて理解を深めるための研修の実施や、研究モデル校<sup>1</sup>の指定等をとおして、学習指導の内容や方法の改善を図ります。幼稚園の教育に関しても研修等を通じて指導の質の向上に努めます。

また、学校の規模などの状況に応じた支援を行うことなどにより、児童生徒に対する指導の質の向上に努めます。このほか、教職員が十分に子どもと向き合うことができるよう、役割分担の適正化を図り、教職員の負担軽減に努めます。

## (2) 豊かな人間性を育む教育に取り組みます

### 【今後の方向性】

現代社会は、生活環境や生活様式の変化、コミュニケーション不足などにより家族や地域間のつながりが希薄になっています。また、社会全体のモラルや規範意識の低下も見られます。こうした中で、人間としての在り方を自覚し人生をより良く生きるために道徳教育の充実を図ります。

音楽・図工（美術）等の教科や道徳・特別活動等の領域においては、情操や徳性を養うことにより「豊かな心」を育てていきます。

また、学校給食を生かした食育<sup>2</sup>や健康指導とともに、児童生徒の体力の向上をめざすことにより、「健やかな体」を育てていきます。

### 【施策】

#### ■ 心の教育の充実

様々な人たちの体験談、自ら行うボランティア活動や校外における体験活動など

<sup>1</sup> 研究モデル校：佐倉市の教育施策の具現化に向け、モデル校として課題解決について実践研究を進める学校。

<sup>2</sup> 食育：豊かな自然がもたらす食べ物、それを育てた人への感謝の心と歴史ある食文化を大切にすることを育み、一人ひとりが食の大切さを理解し、食に関する知識と食を選択する力を取得することにより、健全な食生活を送ることができる人づくり、地域づくりを目指すこと。

を通し、自分を見つめ直し、実践につながる道徳教育を推進します。

### ■ 学校教育における「佐倉学」の推進

児童生徒が佐倉の自然や歴史を学ぶことにより郷土に対する愛着を育むとともに、地域にまつわる資料を収集し学習資料として活用します。

### ■ 読書や芸術文化学習の支援・異文化理解の推進

児童生徒の情操を高め、豊かな心を育むため、読書活動を推進するとともに、芸術・文化学習の充実を図ります。また、国際交流や異文化理解により、国際的な視野をもった人材の育成を支援します。

### ■ 食育の推進・健やかな体の育成

学校給食をとおり、家庭・地域と連携を図りながら食育を推進するとともに、児童生徒の健康教育<sup>1</sup>を推進します。

また、児童生徒の体力の現状を分析し、体力向上推進計画<sup>2</sup>を作成し、体力の向上に努め、健やかな体の育成を図ります。

## (3) 良好な学習環境を整備します

### 【今後の方向性】

子どもたちの学習活動にとって、安全で、安心して学ぶことができる環境づくりは不可欠です。

学校施設の維持・補修については随時実施するとともに、大規模な改修などについても、計画的な整備を進めます。その他、児童生徒が安全かつ安心して学習ができるように教育環境の充実に努めます。

<sup>1</sup> 健康教育：健康に関する知識の習得をとおり、望ましい態度・生活習慣の形成とその実践を導く教育。

<sup>2</sup> 体力向上推進計画：各学校において、児童生徒の体力向上を目指し、各教科、領域など教育活動全体をとおり総合的にたてられた計画。

### 【施策】

#### ■ 学校の施設整備の推進

小中学校の大規模な改修を計画的に行い、児童生徒の安全を確保するとともに、トイレの洋式化など利便性の向上に努めます。

#### ■ 学校の教育環境の整備

児童生徒の毎日の学習が支障なく行えるように、小中学校の教育環境の整備を図ります。また、自校式給食による安全・安心でおいしい給食を提供します。

#### ■ 一人ひとりのニーズに合った教育の推進

学校生活や学習活動を行う上で、児童生徒の態様や必要に応じた支援の充実を図ります。

## (4) 地域に開かれた学校運営を行います

### 【今後の方向性】

より開かれた学校をめざして、引き続き授業の公開や教育ミニ集会を実施するとともに、アイアイプロジェクト活動をはじめとする地域の方々による学校活動への参加を支援します。

### 【施策】

#### ■ 地域に開かれた学校づくり

地域との連携を深め、児童生徒の安全確保に努めるとともに、地域づくりの拠点として学校の活用を図ります。また、地域の声や評価を反映できる学校運営をめざします。

## (5) 安心して学校に通える環境を提供します

### 【今後の方向性】

いじめは絶対に許されない行為であるという認識の下、引き続き根絶に向けた取組を総合的に進めていきます。学習や生活、友人関係等の悩みや不登校などの問題の解決に向け、教職員研修の充実、学校教育相談員やカウンセラーの配置など各種教育相談機能の充実に引き続き努めます。

そのほか、子どもの貧困の問題に関し、教育に係る負担の軽減を図ることにより、安心して学校に通い、学校生活を送ることができる環境づくりに努めます。

### 【施策】

#### ■ いじめや不登校等への対応の充実

いじめの根絶に向けた総合的かつ効果的な取組を進めます。また、学校生活や学習活動を行う上で、児童生徒や保護者が抱えている様々な問題に対応するため、各種教育相談体制の充実や関係機関との連携を図ります。さらに、不登校等に関し、適応指導教室の運営などを通じた子どもの居場所づくりや社会への適応力向上への支援に努めます。

#### ■ 教育に係る保護者の負担の軽減

経済的な理由により就学が困難な小中学生への教育に係る費用を援助するなど、教育に係る保護者の負担の軽減に努めます。市立幼稚園園児の就園を支援します。

## (6) 市民の生涯学習を推進します

### 【今後の方向性】

市民の多様化する学習ニーズに対応し、時代を捉えた学習機会を提供します。また、市民が参加しやすい講座の開設や郷土資料の収集・活用などを通じて、佐倉学を推進

します。さらに、生涯学習活動で得られた知識や技能をボランティアとして、地域活動に活かすことができる取組を実施します。

様々な媒体を活用して情報発信を行い、人生100年時代の到来に当たり、市民の生涯学習に関する関心や参加意識の向上に努めます。

## 【施策】

### ■ 生涯学習の推進

生涯学習や人権教育<sup>1</sup>の推進を図ります。生涯学習の地域拠点である公民館や図書館などにおいて、多様な市民の学習ニーズの把握に努め、教育に関する様々な情報を提供するとともに、各種教育活動や学習講座などへの参加の機会の拡大をめざします。

### ■ 生涯学習における「佐倉学」の推進

様々な学ぶ機会をとおして「佐倉学」の普及に努めるとともに、市民による研究等の活動を支援します。また、歴史・自然・文化・スポーツなど“佐倉ならではの”情報提供を推進し、郷土佐倉への理解を深めるとともに、愛着を育みます。

### ■ 地域活動の担い手の育成

地域活動に関する知識や情報の提供、指導者の育成や地域の団体の交流をとおし、地域活動の担い手を育成します。

### ■ 家庭教育の充実

子どもの心身の発達に応じた、物の感じ方や考え方、自立性などについて理解を深めるとともに、家庭教育の重要性を認識することができるよう、家庭教育学級<sup>3</sup>の実施や講演会の実施、情報提供等を行います。

---

<sup>1</sup> 人権教育：人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動。佐倉市は、「佐倉市人権尊重のまちづくり指針」に基づき、市全体で「すべての市民の基本的な人権を尊重し保障するまち」づくりを目指している。学校等で実施する学校人権教育、成人を対象とした社会人権教育を推進している。

<sup>3</sup> 家庭教育学級：親や、それに準ずる人が家庭教育に関する学習を一定期間にわたって、計画的、継続的、かつ、集団的に行う事業。

## (7) 生涯学習の環境を整備します

### 【今後の方向性】

市民に利用しやすい生涯学習活動の場として、施設を提供します。また、社会教育施設の効率的な管理運営を行うとともに、施設の改修など、生涯学習に係る環境の整備に努めます。

### 【施策】

#### ■ 社会教育施設の整備の推進

公民館や図書館などの社会教育施設を市民へ提供します。また、施設の効率的な管理運営を行うとともに、施設整備を総合的・計画的に推進します。特に、佐倉図書館については、新たな施設整備を引き続き進めていきます。

## (8) 歴史・文化資産を保全・活用します

### 【今後の方向性】

市民の財産でもある貴重な文化財を次代へ継承するため、その保全に努めます。また、埋もれた歴史文化資産を掘り起こし、市民文化資産への登録などをおして新たな佐倉の魅力の創出につなげていきます。また、関係機関と連携し、歴史的建造物等の活用を進めていきます。

### 【施策】

#### ■ 歴史文化資産の保全活用

市内に存在する貴重な文化財を保全します。旧堀田邸、武家屋敷<sup>1</sup>、佐倉順天堂

---

<sup>1</sup> 武家屋敷：武家屋敷通りは、城下町佐倉の面影を今に残しており、道路に面して築かれた土塁や生垣に往時をしのぶことができる。通りの奥まったところには旧河原家住宅（県指定文化財）があり、展示された調度品に佐倉の武士の生活様式を垣間見ることができる。また、旧但馬家住宅（市指定文化財）は、休憩などに利用でき、旧武居家住宅（国登録文化財）では武家屋敷関連の出土品の展示が見られる。

記念館<sup>1</sup>などの文化財施設の活用や管理運営を行うとともに、文化財保護のための支援を行います。また、これらの歴史文化資産を関係機関との連携の下、活用につなげていきます。

## ■ 佐倉の魅力の掘り起こし

指定・登録文化財制度<sup>2</sup>や市民文化資産選定制度<sup>3</sup>の周知を図り、市民の文化財に関する関心を高め、新たな佐倉の魅力の掘り起こしに努めます。

## (9) 芸術文化の普及を推進します

### 【今後の方向性】

市民音楽ホールや美術館における演奏会や展覧会の開催など、良質な芸術文化に触れる機会を提供するとともに、市民による芸術文化活動を支援することにより、芸術文化の普及を推進します。

### 【施策】

#### ■ 芸術文化の普及の促進

芸術文化に関する情報や学習機会の提供を図ります。また、国内外の演奏家による演奏会を開催するとともに、優れた絵画や工芸等を紹介する展覧会を開催します。

#### ■ 市民の芸術文化活動への支援

芸術文化活動団体の活動への支援など、市民による文化の創造を推進します。

<sup>1</sup> 佐倉順天堂記念館：佐倉順天堂には日本各地から塾生が集まり、当時としてはかなり高度な医学を実地に学んでいた。のちに明治時代の医学界をリードする人材が育成された由緒ある史跡であることから、昭和60年に佐倉順天堂記念館として公開し、近代医学の黎明期の様子を今に伝えている。

<sup>2</sup> 指定・登録文化財制度：市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じることにより、市民の文化的向上に資するための制度。指定文化財は、文化財の中でもより重要なものとして指定されたもの。国・県・市の指定がある。登録文化財は、国・市指定文化財以外の有形文化財で建造物のうち、その文化財としての価値を有して、活用のための措置が必要とされるものとして、文化財登録原簿に登録されたもの。

<sup>3</sup> 市民文化資産選定制度：地域住民に継承されてきた、各地域の歴史・自然・文化に関する資産を、市民が誇りを持つことのできる共通の財産として、所有者の努力や市民の協力によって保全と活用を促進し、確実に将来に引継ぐための制度。

## □資料編

### 1 教育に関する意識調査

新たな教育ビジョンの策定にあたって、市民の教育に関する意見や考え方を把握するため、教育委員会では「教育に関する意識調査」を実施しました。その中から一部内容を抜粋して、計画の策定に係りのある個所を掲載いたします。

\* \* \* \* \*

### 「教育に関する意識調査」のまとめ

#### I 調査の概要

##### 1. 調査の目的

佐倉の教育に対する市民の考えを把握し、佐倉の目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、本調査結果を教育委員会各所属が次期佐倉教育ビジョン策定のための基礎資料とすることを目的としています。

##### 2. 調査の内容

調査事項・項目		調査対象			回答の区分		
		一般市民	保護者	児童生徒	単数	複数	自由記述
1 属性							
(1)	年齢	◎	◎		◎		
(2)	居住地区	◎	◎		◎		
(3)	居住年数	◎	◎		◎		
2 佐倉の教育の方向性							
(1)	佐倉が目指す市民像	◎	◎	◎		◎	
(2)	佐倉の教育施策で大切なこと	◎	◎	◎		◎	
(3)	学校教育における施策の現在の満足度	◎	◎			◎	
(4)	学校教育における施策の今後の重要度	◎	◎			◎	
(5)	社会教育における施策の現在の満足度	◎	◎			◎	
(6)	社会教育における施策の今後の重要度	◎	◎			◎	
3 佐倉市ならではの取組							
(1)	「佐倉市教育の日」の認知度	◎	◎		◎		
(2)	「佐倉学」を学んでみたいか	◎	◎		◎		

(3)	「佐倉学」を学んでみたいとは思わない理由	◎	◎			◎	
(4)	「佐倉学」に期待すること	◎	◎			◎	
(5)	「佐倉学」は楽しいか			◎	◎		
(6)	「佐倉学」が楽しくない理由			◎		◎	
4 学校教育に関する施策							
(1)	「教育ミニ集会」の認知度	◎	◎		◎		
(2)	「教育ミニ集会」のテーマ	◎	◎			◎	
(3)	「アイアイプロジェクト」の認知度	◎	◎		◎		
(4)	「アイアイプロジェクト」に関する意見	◎	◎				◎
(5)	「一斉読書」の認知度	◎	◎		◎		
(6)	「一斉読書」は楽しいか			◎	◎		
(7)	「一斉読書」が楽しくない理由			◎		◎	
(8)	佐倉市の教育相談体制		◎		◎		
(9)	佐倉市の教育相談体制に関する回答理由		◎				◎
(10)	困ったことなどを相談したいか			◎	◎		
(11)	相談したくない理由			◎		◎	
(12)	教育相談業務への期待		◎			◎	
5 社会教育及び芸術文化に関する施策							
(1)	「家庭教育学級」で学びたい内容		◎			◎	
(2)	公民館の利用回数	◎	◎	◎	◎		
(3)	公民館の利用目的	◎	◎			◎	
(4)	図書館の利用回数	◎	◎	◎	◎		
(5)	市民音楽ホールの利用回数	◎	◎	◎	◎		
(6)	市民音楽ホールの利用目的	◎	◎			◎	
(7)	市立美術館の利用回数	◎	◎	◎	◎		
(8)	市立美術館を利用したことがない理由	◎	◎			◎	
(9)	公民館事業で参加したいもの	◎		◎		◎	
(10)	公民館事業で子供と一緒に参加したいもの		◎			◎	
(11)	公民館事業で子供に参加してほしいもの		◎			◎	
(12)	佐倉市に望む芸術文化に関する施策	◎	◎			◎	
(13)	市民音楽ホールや市立美術館を利用した理由			◎		◎	
(14)	市民音楽ホールや市立美術館が利用しやすくなるために必要なこと	◎	◎			◎	
(15)	佐倉の「日本遺産」認定の認知度	◎	◎		◎		
6 佐倉市の教育全般							
(1)	佐倉市の教育全般についての意見	◎	◎				◎

### 3. 調査の方法等

#### 【一般市民】

調査時期：平成30年7月

調査区域：佐倉市全域

調査対象：佐倉市内に居住する満18歳以上の男女1,400人

抽出方法：無作為抽出

調査方法：郵送配付・郵送回収法（自記式、無記名）

#### 【保護者】

調査時期：平成30年7月

調査対象：小学校5年生及び中学校2年生の保護者1,406人

抽出方法：地区別に学校を抽出

調査方法：学校配付・学校回収法（自記式、無記名）

#### 【児童生徒】

調査時期：平成30年7月

調査対象：小学校5年生児童及び中学校2年生生徒1,552人

抽出方法：地区別に学校を抽出

調査方法：学校配付・学校回収法（自記式、無記名）

### 4. 調査件数等

調査対象	発送件数	回収件数	回収率
一般市民	1,400	315	22.5%
小学5年生保護者	739	597	80.8%
中学2年生保護者	667	495	74.2%
小学5年生児童	778	762	97.9%
中学2年生生徒	774	713	92.1%

### 5. 集計の方針

#### (1) 割合の算出・表示方法

・調査結果中の「割合」は、総回答者数に対する各項目の回答者数であり、百分率（パーセント）で表示している。

・割合の数値は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%を上回る場合、または満たない場合がある。

・一人の回答者が二つ以上の回答をする場合（複数回答）では、回答率の合計が100%を上回る場合がある。

(2) データの整理基準

- ・回答欄に記入がないもの、または記入されていても判別できないものは「未記入」とした。
- ・単数回答の質問に対して複数回答を行ったため、回答として判断できないものは無効とし、集計上は未記入に含めた。

(3) 「その他・自由記述意見」

- ・回答欄の「その他」に記入いただいた内容は、「その他・自由記述意見」に掲載した。
- ・一人の回答者が複数の意見を記述している場合があることから、回答人数と回答数は必ずしも一致しない。

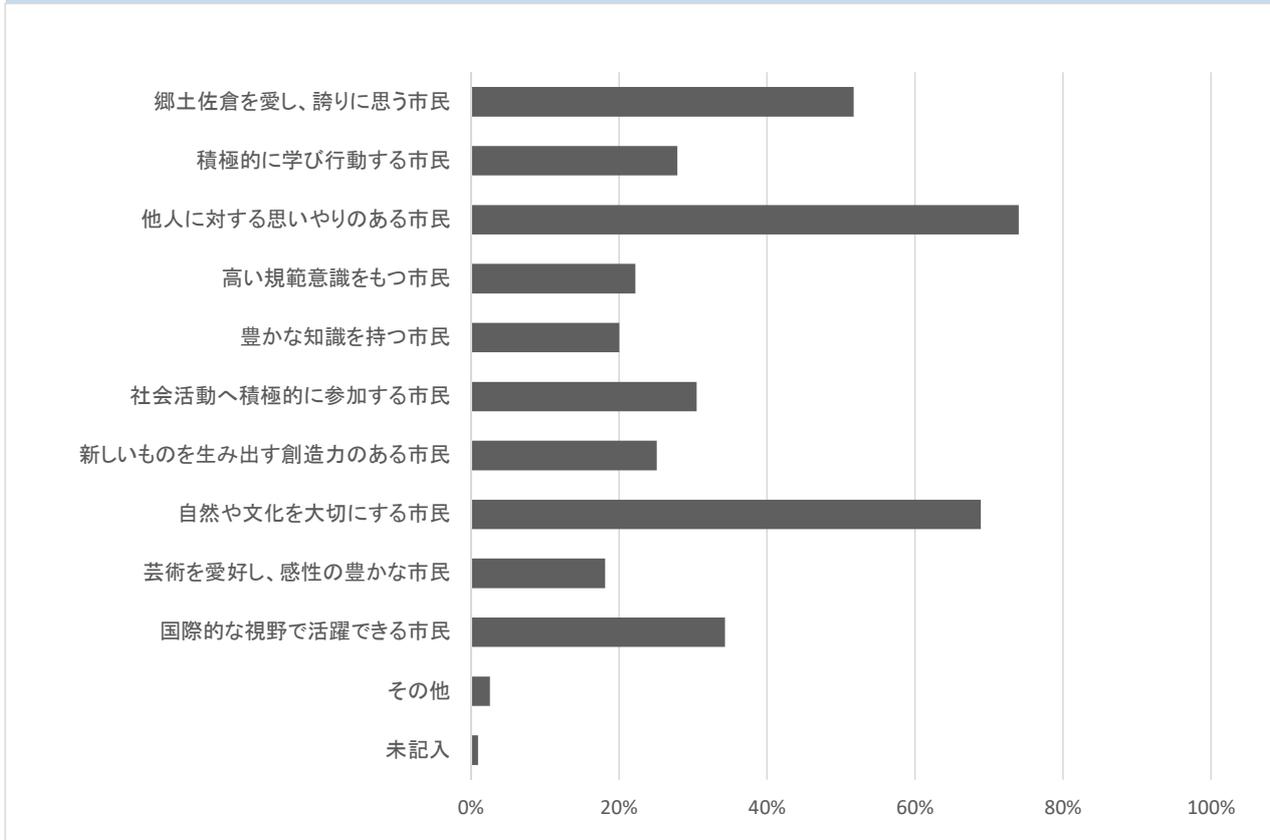
※ 小学5年生については「児童」、中学2年生については「生徒」と表記している。

## 2 佐倉の教育の方向性

### (1) 佐倉が目指す市民像

#### 【市民】

問4 あなたは、これからの佐倉がめざす市民像について、どんな市民像が望ましいと思いますか。(〇は5つまで)〈市民〉

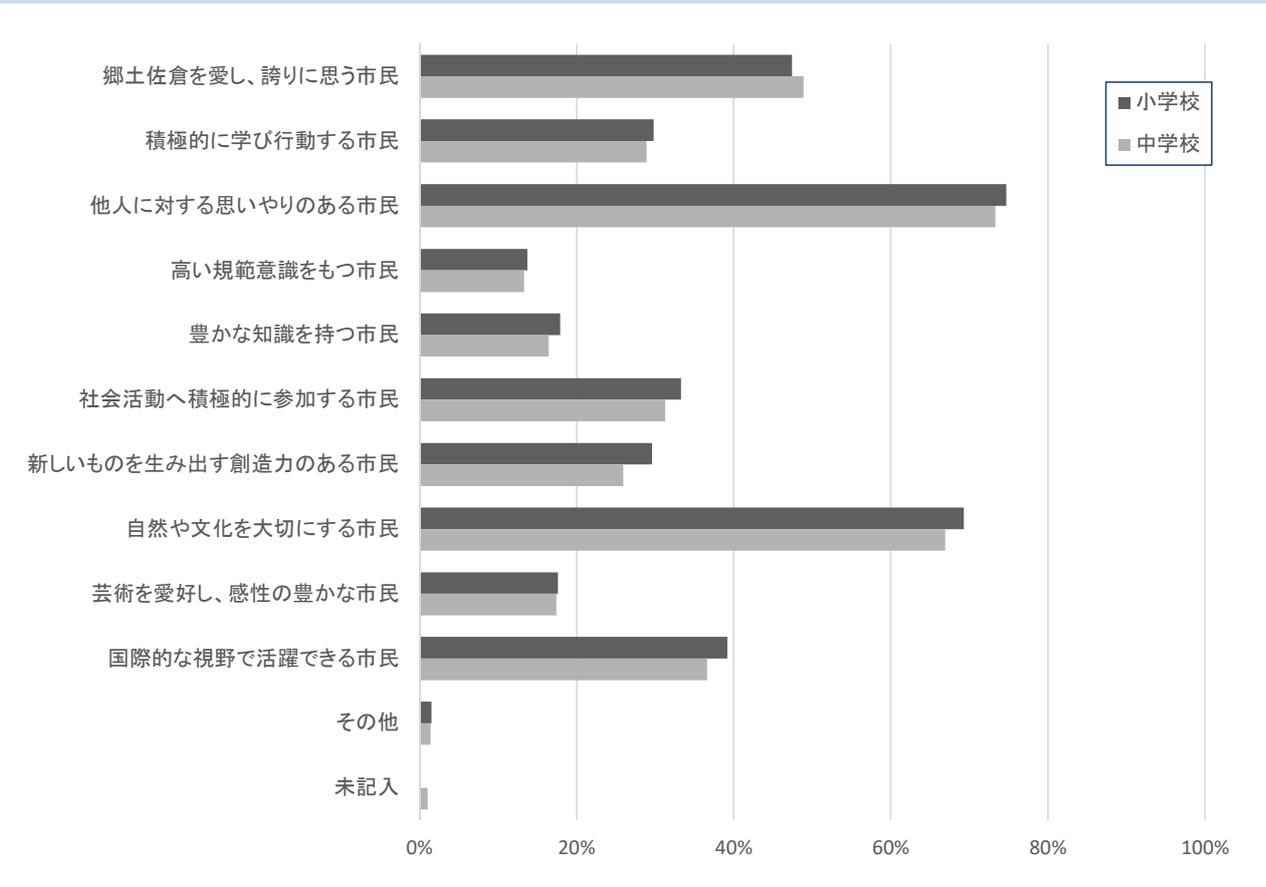


問4 あなたは、これからの佐倉がめざす市民像について、どんな市民像が望ましいと思いますか。(〇は5つまで)〈市民〉	人数	割合 (%)	H21 全体の割合 (%)
1 郷土佐倉を愛し、誇りに思う市民	163	51.7	52.9
2 積極的に学び行動する市民	88	27.9	33.5
3 他人に対する思いやりのある市民	233	74.0	77.4
4 高い規範意識をもつ市民	70	22.2	21.6
5 豊かな知識を持つ市民	63	20.0	25.0
6 社会活動へ積極的に参加する市民	96	30.5	38.5
7 新しいものを生み出す創造力のある市民	79	25.1	31.2
8 自然や文化を大切にする市民	217	68.9	41.9
9 芸術を愛好し、感性の豊かな市民	57	18.1	
10 国際的な視野で活躍できる市民	108	34.3	
11 その他	8	2.5	
未記入	3	1.0	

「他人に対する思いやりのある市民」と回答した市民の割合は74.0%で、次いで「自然や文化を大切にする市民」が68.9%、「郷土佐倉を愛し、誇りに思う市民」が51.7%であった。平成21年度調査と比べると同様の傾向が見られるが、新たに設定した項目である「国際的な視野で活躍できる市民」が34.3%であった。

【保護者】

問3 あなたは、これからの佐倉がめざす市民像について、どんな市民像が望ましいと思いますか。(〇は5つまで)〈保護者〉

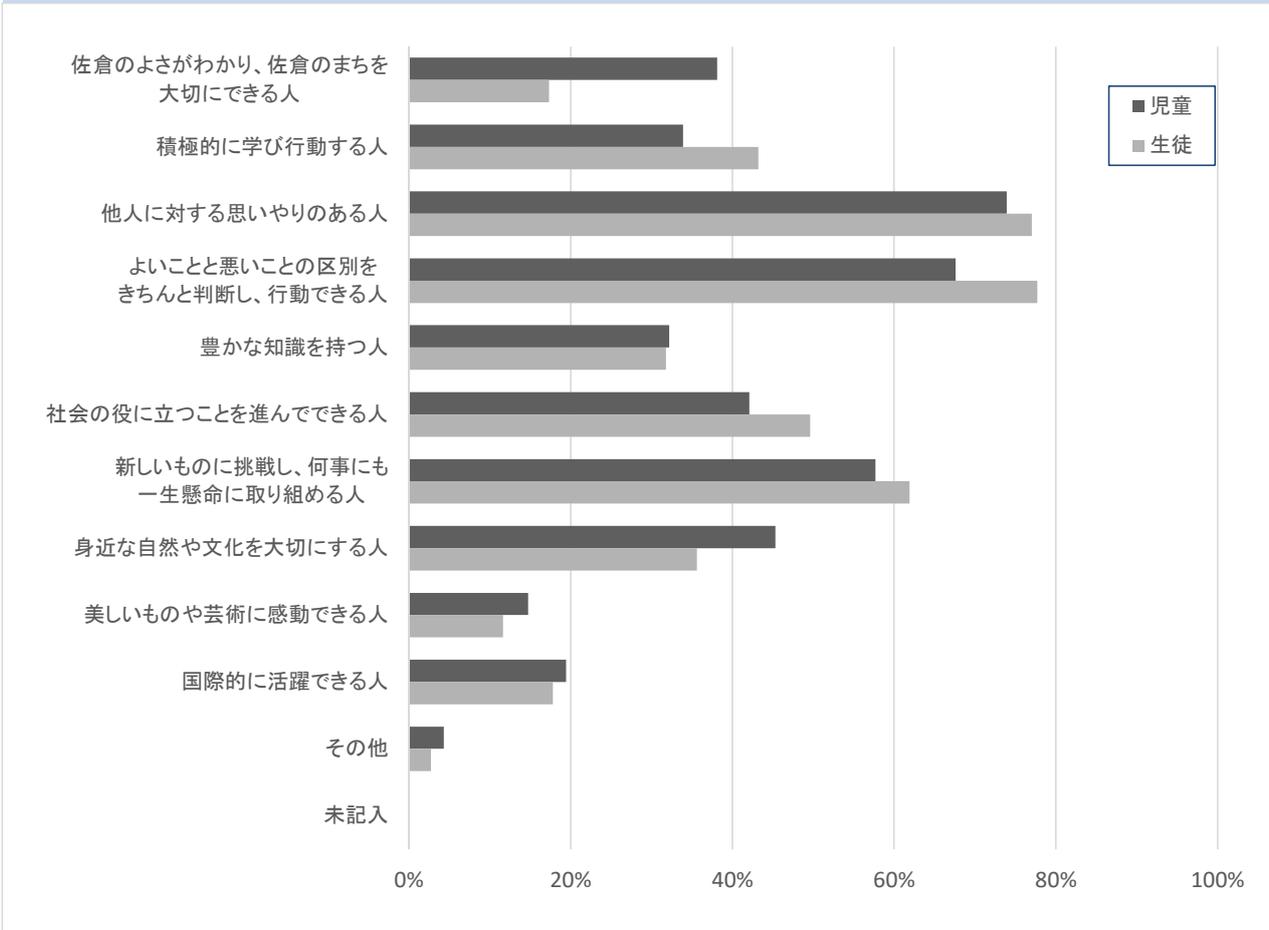


問3 あなたは、これからの佐倉がめざす市民像について、どんな市民像が望ましいと思いますか。(〇は5つまで)〈保護者〉	人数			割合 (%)			H21 全体の割合 (%)
	小学校	中学校	全体	小学校	中学校	全体	
1 郷土佐倉を愛し、誇りに思う市民	283	242	525	47.4	48.9	48.1	40.5
2 積極的に学び行動する市民	178	143	321	29.8	28.9	29.4	34.1
3 他人に対する思いやりのある市民	446	363	809	74.7	73.3	74.1	77.1
4 高い規範意識をもつ市民	82	66	148	13.7	13.3	13.6	18.8
5 豊かな知識を持つ市民	107	81	188	17.9	16.4	17.2	18.8
6 社会活動へ積極的に参加する市民	199	155	354	33.3	31.3	32.4	38.3
7 新しいものを生み出す創造力のある市民	177	128	305	29.6	25.9	27.9	26.6
8 自然や文化を大切にする市民	414	331	745	69.3	66.9	68.2	36.1
9 芸術を愛好し、感性の豊かな市民	105	86	191	17.6	17.4	17.5	
10 国際的な視野で活躍できる市民	234	181	415	39.2	36.6	38.0	
11 その他	9	7	16	1.5	1.4	1.5	
未記入	0	5	5	0.0	1.0	0.5	

小学校保護者・中学校保護者ともに「他人に対する思いやりのある市民」と回答した割合が一番高く、全体で74.1%であった。次いで「自然や文化を大切にする市民」が68.2%、「郷土佐倉を愛し、誇りに思う市民」が48.1%であった。また、小学校保護者と中学校保護者の割合を比較すると、「郷土佐倉を愛し、誇りに思う市民」の回答のみ、中学校保護者の方が小学校保護者より高かった(1.5P)。全体としては平成21年度調査と比べると同様の傾向が見られるが、新たに設定した項目である「国際的な視野で活躍できる市民」が38.0%であった。

【児童・生徒】

問1 あなたは、将来どんな大人になることが大切だと思いますか。(〇は5つまで)〈児童・生徒〉



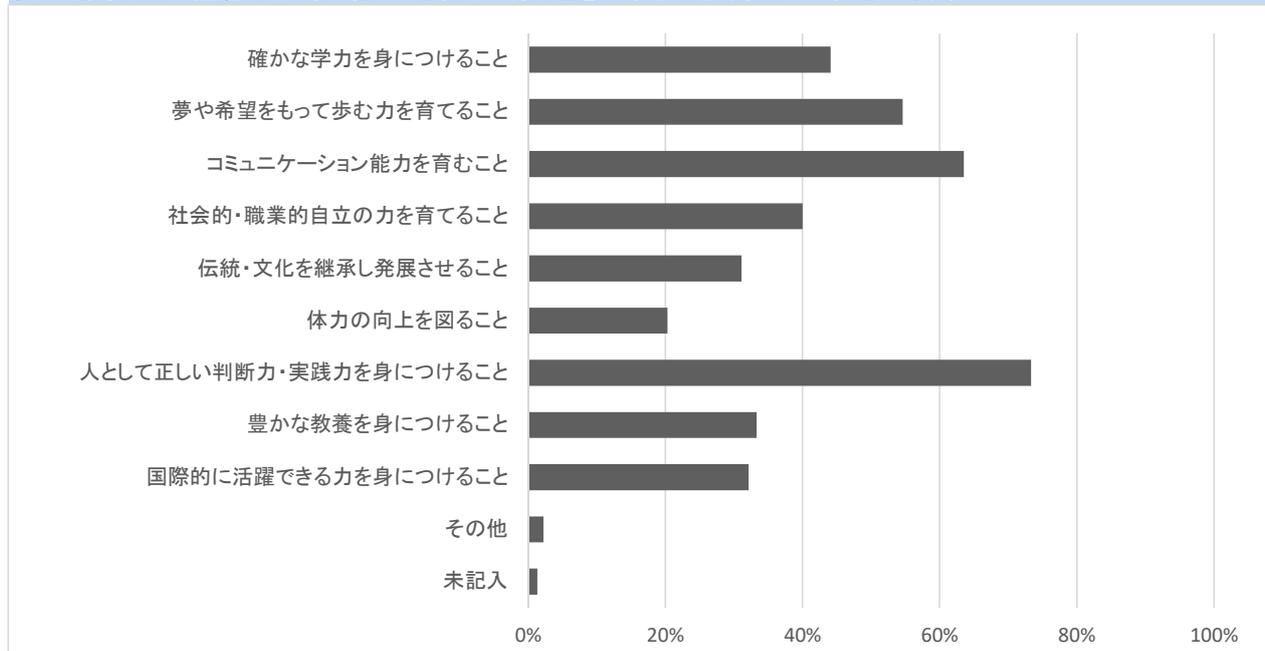
問1 あなたは、将来どんな大人になることが大切だと思いますか。(〇は5つまで)〈児童・生徒〉	人数			割合 (%)			H21 全体の割合 (%)
	児童	生徒	全体	児童	生徒	全体	
1 佐倉のよさがわかり、佐倉のまちを大切にできる人	290	123	413	38.1	17.3	28.0	36.6
2 積極的に学び行動する人	258	308	566	33.9	43.2	38.4	45.7
3 他人に対する思いやりのある人	563	549	1,112	73.9	77.0	75.4	74.8
4 よいことと悪いことの区別をきちんと判断し、行動できる人	515	554	1,069	67.6	77.7	72.5	76.9
5 豊かな知識を持つ人	245	227	472	32.2	31.8	32.0	37.8
6 社会の役に立つことを進んでできる人	321	354	675	42.1	49.6	45.8	54.7
7 新しいものに挑戦し、何事にも一生懸命に取り組める人	440	441	881	57.7	61.9	59.7	68.1
8 身近な自然や文化を大切にできる人	345	254	599	45.3	35.6	40.6	42.6
9 美しいものや芸術に感動できる人	112	83	195	14.7	11.6	13.2	
10 国際的に活躍できる人	148	127	275	19.4	17.8	18.6	
11 その他	33	19	52	4.3	2.7	3.5	
未記入	1	0	1	0.1	0.0	0.1	

全体の割合では、「他人に対する思いやりのある人」が75.4%で高かった。次いで「よいことと悪いことの区別をきちんと判断し、行動できる人」が72.5%、「新しいものに挑戦し、何事にも一生懸命に取り組める人」が59.7%となっている。児童と生徒の割合を比較すると、児童の方が「佐倉のよさが分り、佐倉のまちを大切にできる人」について20.8P高く、「身近な自然や文化を大切にできる人」について9.7P高かった。一方、生徒の方が、「よいことと悪いことの区別をきちんと判断し、行動できる人」について、10.1P高く、「積極的に学び行動する人」について9.3P高かった。

## (2)佐倉の教育施策で大切なこと

### 【市民】

問5 あなたは、佐倉の教育において何が大切だと思いますか。(〇は5つまで)〈市民〉



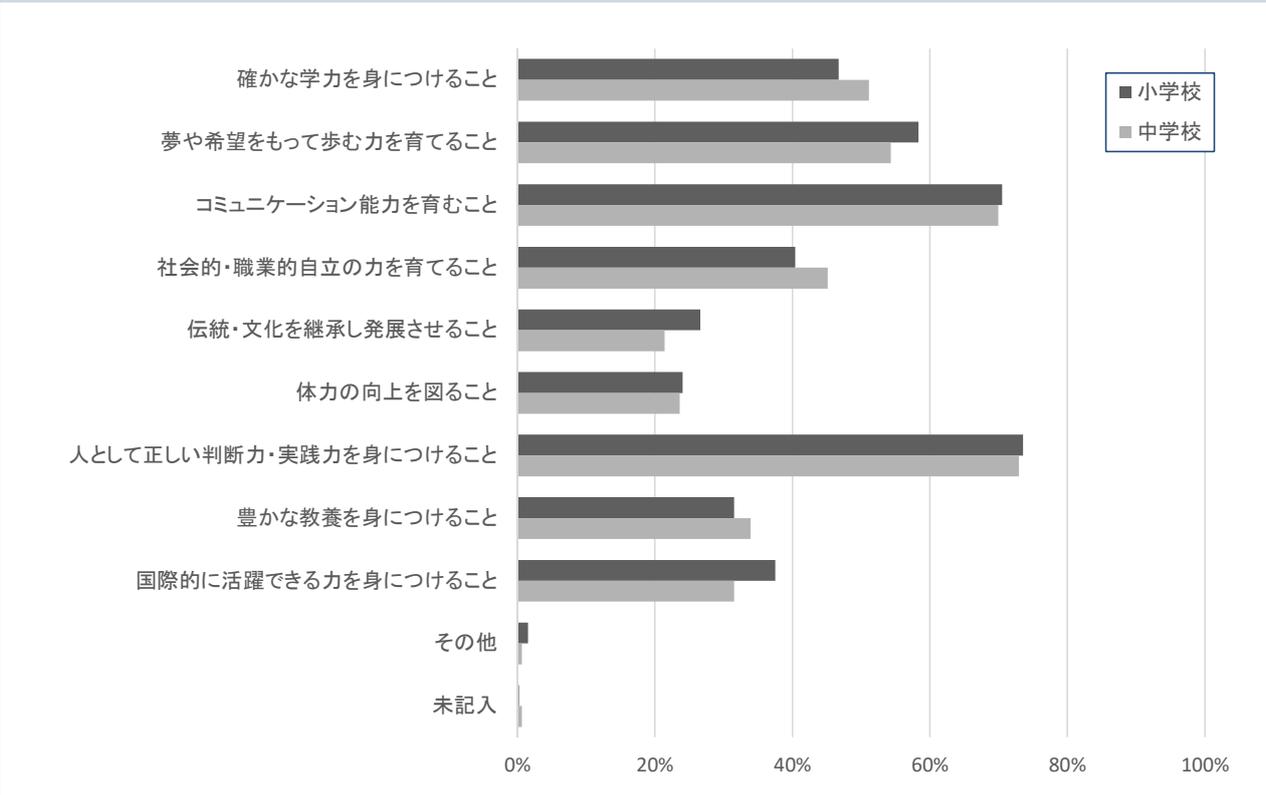
問5 あなたは、佐倉の教育において何が大切だと思いますか。(〇は5つまで)〈市民〉	人数	割合 (%)
1 確かな学力を身につけること	139	44.1
2 夢や希望をもって歩む力を育てること	172	54.6
3 コミュニケーション能力を育むこと	200	63.5
4 社会的・職業的自立の力を育てること	126	40.0
5 伝統・文化を継承し発展させること	98	31.1
6 体力の向上を図ること	64	20.3
7 人として正しい判断力・実践力を身につけること	231	73.3
8 豊かな教養を身につけること	105	33.3
9 国際的に活躍できる力を身につけること	101	32.1
10 その他	7	2.2
未記入	4	1.3

「人として正しい判断力・実践力を身につけること」が73.3%で高く、次いで「コミュニケーション能力を育むこと」が63.5%、「夢や希望をもって歩む力を育てること」が54.6%であった。

平成21年度調査とは回答項目が異なるため直接比較はできないが、平成21年度調査では、「道徳的判断力・実践力を身につけること」が一番高く、次いで「生きる力を育むこと」、「確かな学力を身につけること」であった。

【保護者】

問4 あなたは、佐倉の教育において何が大切だと思いますか。(〇は5つまで)〈保護者〉

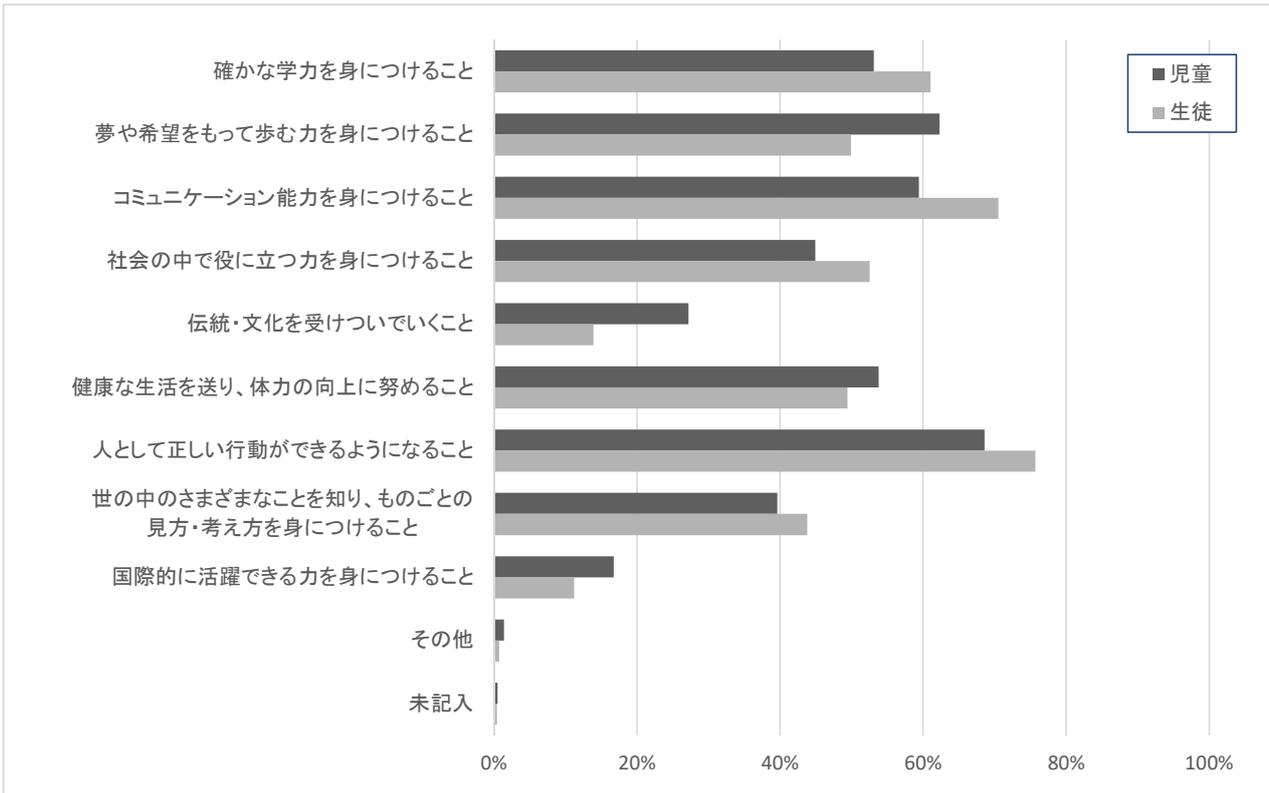


問4 あなたは、佐倉の教育において何が大切だと思いますか。(〇は5つまで)〈保護者〉	人数			割合 (%)		
	小学校	中学校	全体	小学校	中学校	全体
1 確かな学力を身につけること	279	253	532	46.7	51.1	48.7
2 夢や希望をもって歩む力を育てること	348	269	617	58.3	54.3	56.5
3 コミュニケーション能力を育むこと	421	346	767	70.5	69.9	70.2
4 社会的・職業的自立の力を育てること	241	223	464	40.4	45.1	42.5
5 伝統・文化を継承し発展させること	159	106	265	26.6	21.4	24.3
6 体力の向上を図ること	143	117	260	24.0	23.6	23.8
7 人として正しい判断力・実践力を身につけること	439	361	800	73.5	72.9	73.3
8 豊かな教養を身につけること	188	168	356	31.5	33.9	32.6
9 国際的に活躍できる力を身につけること	224	156	380	37.5	31.5	34.8
10 その他	9	3	12	1.5	0.6	1.1
未記入	1	3	4	0.2	0.6	0.4

全体の割合では、「人として正しい判断力・実践力を身につけること」が73.3%で高く、次いで「コミュニケーション能力を育むこと」が70.2%、「夢や希望をもって歩む力を育てること」が56.5%であった。平成21年度調査とは回答項目が異なるため直接比較はできないが、平成21年度調査では、「道徳的判断力・実践力を身につけること」が一番高く、次いで「生きる力を育むこと」、「確かな学力を身につけること」であった。

【児童・生徒】

問2 あなたは、学校や家庭でどんなことを学ぶことが大切だと思いますか。(○は5つまで)



問2 あなたは、学校や家庭でどんなことを学ぶことが大切だと思いますか。(○は5つまで)〈児童・生徒〉	人数			割合(%)		
	児童	生徒	全体	児童	生徒	全体
1 確かな学力を身につけること	405	435	840	53.1	61.0	56.9
2 夢や希望をもって歩む力を身につけること	475	356	831	62.3	49.9	56.3
3 コミュニケーション能力を身につけること	453	503	956	59.4	70.5	64.8
4 社会の中で役に立つ力を身につけること	342	374	716	44.9	52.5	48.5
5 伝統・文化を受けついでいくこと	207	99	306	27.2	13.9	20.7
6 健康な生活を送り、体力の向上に努めること	410	352	762	53.8	49.4	51.7
7 人として正しい行動ができるようになること	523	540	1,063	68.6	75.7	72.1
8 世の中のさまざまなことを知り、ものごとの見方・考え方を身につけること	302	312	614	39.6	43.8	41.6
9 国際的に活躍できる力を身につけること	127	80	207	16.7	11.2	14.0
10 その他	11	5	16	1.4	0.7	1.1
未記入	4	3	7	0.5	0.4	0.5

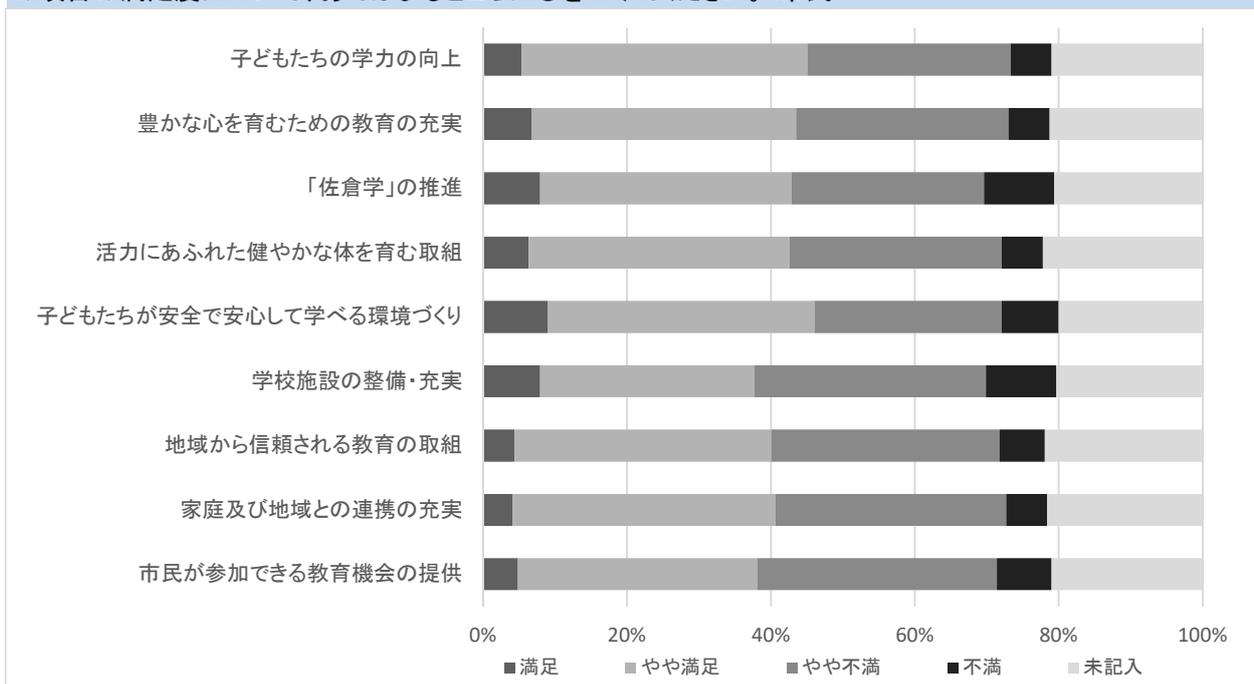
全体の割合では、「人として正しい行動ができるようになること」が72.1%で最も高く、次いで「コミュニケーション能力を身につけること」で64.8%であった。

また、児童と生徒で比べると、児童で三番目に高かった項目が「コミュニケーション能力を身につけること」の59.4%に対し、生徒で三番目に高かった項目は「確かな学力を身につけること」の61.0%であった。これは、発達段階や進路・進学への関心が関係していると考えられる。

### (3) 学校教育における施策の現在の満足度

#### 【市民】

問6 あなたは、佐倉の学校教育における施策について、現在の満足度をどのように感じていますか。それぞれの項目の満足度について、あてはまるところに○をつけてください。〈市民〉

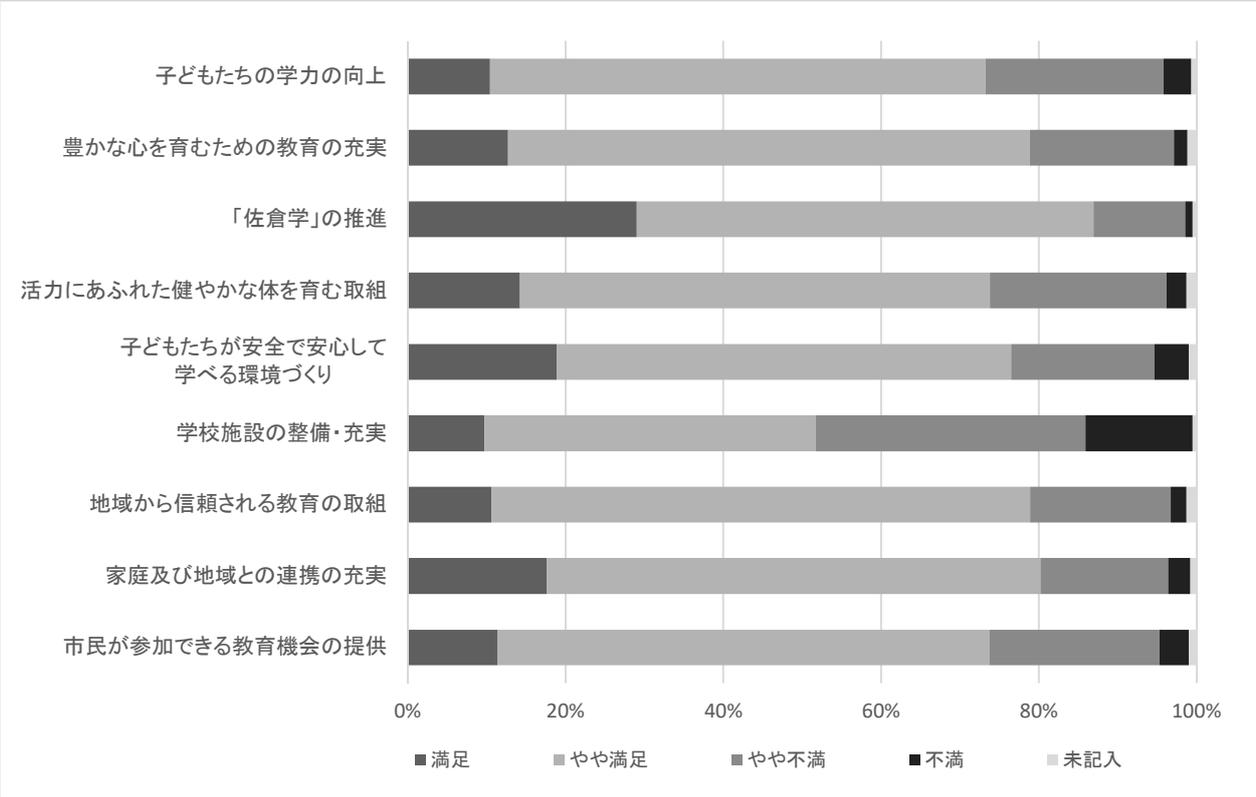


問6 あなたは、佐倉の学校教育における施策について、現在の満足度をどのように感じていますか。それぞれの項目の満足度について、あてはまるところに○をつけてください。〈市民〉	人数					割合(%)				
	満足	やや満足	やや不満	不満	未記入	満足	やや満足	やや不満	不満	未記入
1 子どもたちの学力の向上	17	125	89	18	66	5.4	39.7	28.3	5.7	21.0
2 豊かな心を育むための教育の充実	21	116	93	18	67	6.7	36.8	29.5	5.7	21.3
3 「佐倉学」の推進	25	110	84	31	65	7.9	34.9	26.7	9.8	20.6
4 活力にあふれた健やかな体を育む取組	20	114	93	18	70	6.3	36.2	29.5	5.7	22.2
5 子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり	28	117	82	25	63	8.9	37.1	26.0	7.9	20.0
6 学校施設の整備・充実	25	94	101	31	64	7.9	29.8	32.1	9.8	20.3
7 地域から信頼される教育の取組	14	112	100	20	69	4.4	35.6	31.7	6.3	21.9
8 家庭及び地域との連携の充実	13	115	101	18	68	4.1	36.5	32.1	5.7	21.6
9 市民が参加できる教育機会の提供	15	105	105	24	66	4.8	33.3	33.3	7.6	21.0

「子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり」、「子どもたちの学力向上」について、「満足」「やや満足」という肯定的回答が比較的高い。一方で、「学校施設の設備・充実」、「市民が参加できる教育機会の提供」について、「やや不満」「不満」という否定的回答が肯定的回答をやや上回った。

【小学校保護者】

問5 あなたは、佐倉の学校教育における施策について、現在の満足度をどのように感じていますか。〈小学校保護者〉



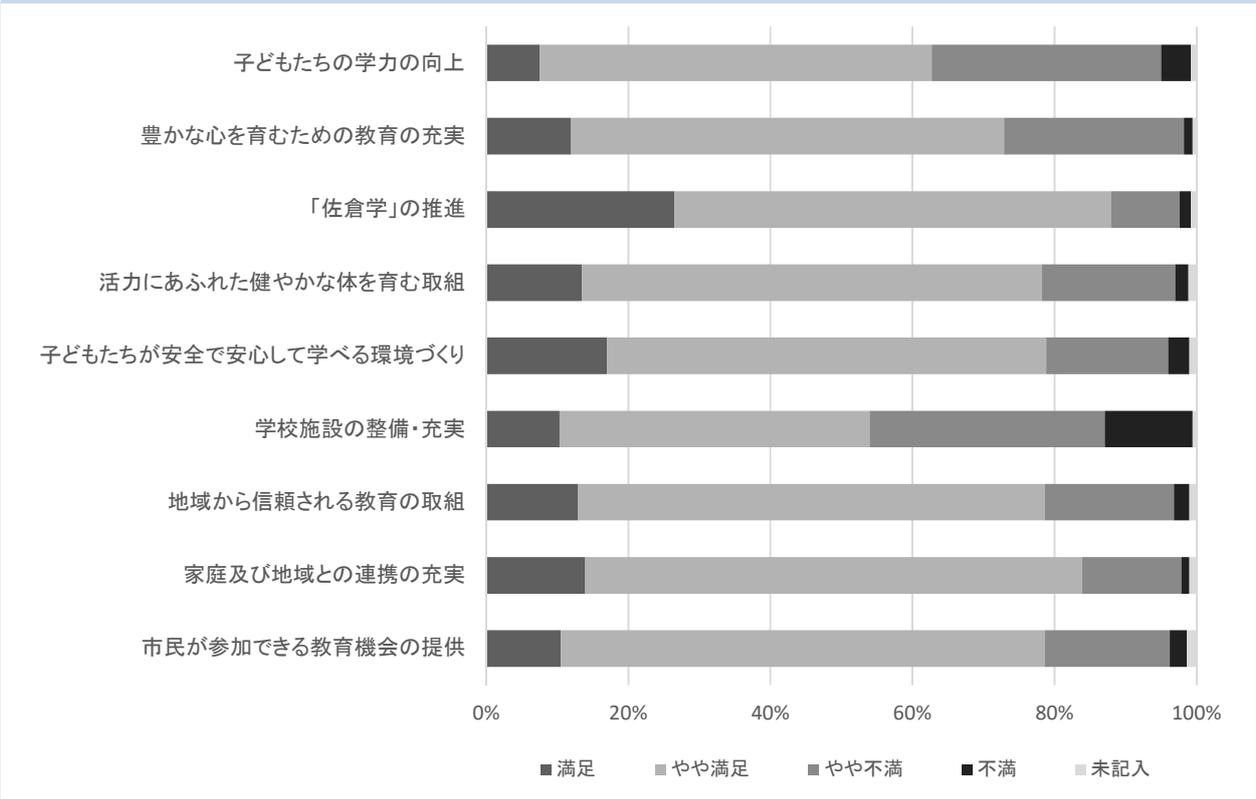
問5 あなたは、佐倉の学校教育における施策について、現在の満足度をどのように感じていますか。〈小学校保護者〉	人数					割合(%)				
	満足	やや満足	やや不満	不満	未記入	満足	やや満足	やや不満	不満	未記入
1 子どもたちの学力の向上	62	375	135	21	4	10.4	62.8	22.6	3.5	0.7
2 豊かな心を育むための教育の充実	76	395	109	10	7	12.7	66.2	18.3	1.7	1.2
3 「佐倉学」の推進	173	346	69	6	3	29.0	58.0	11.6	1.0	0.5
4 活力にあふれた健やかな体を育む取組	85	355	134	15	8	14.2	59.5	22.4	2.5	1.3
5 子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり	113	344	108	26	6	18.9	57.6	18.1	4.4	1.0
6 学校施設の整備・充実	58	251	204	81	3	9.7	42.0	34.2	13.6	0.5
7 地域から信頼される教育の取組	63	408	106	12	8	10.6	68.3	17.8	2.0	1.3
8 家庭及び地域との連携の充実	105	373	97	17	5	17.6	62.5	16.2	2.8	0.8
9 市民が参加できる教育機会の提供	68	372	129	22	6	11.4	62.3	21.6	3.7	1.0

「『佐倉学』の推進」について、「満足」「やや満足」という肯定的回答の割合が最も高い。「やや不満」「不満」という否定的回答との差も大きく、74.4Pであった。次いで「家庭及び地域との連携の充実」について肯定的回答の割合が高く、否定的回答との差は61.1Pであった。

「学校施設の整備・充実」については、肯定的回答が51.7%で否定的回答の47.8%を上回ったものの差は小さく、3.9Pであった。

【中学校保護者】

問5 あなたは、佐倉の学校教育における施策について、現在の満足度をどのように感じていますか。〈中学校保護者〉



問5 あなたは、佐倉の学校教育における施策について、現在の満足度をどのように感じていますか。〈中学校保護者〉	人数					割合(%)				
	満足	やや満足	やや不満	不満	未記入	満足	やや満足	やや不満	不満	未記入
1 子どもたちの学力の向上	37	273	160	21	4	7.5	55.2	32.3	4.2	0.8
2 豊かな心を育むための教育の充実	59	302	125	6	3	11.9	61.0	25.3	1.2	0.6
3 「佐倉学」の推進	131	304	48	8	4	26.5	61.4	9.7	1.6	0.8
4 活力にあふれた健やかな体を育む取組	67	320	93	9	6	13.5	64.6	18.8	1.8	1.2
5 子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり	84	306	85	15	5	17.0	61.8	17.2	3.0	1.0
6 学校施設の整備・充実	51	216	164	61	3	10.3	43.6	33.1	12.3	0.6
7 地域から信頼される教育の取組	64	325	90	11	5	12.9	65.7	18.2	2.2	1.0
8 家庭及び地域との連携の充実	69	346	69	6	5	13.9	69.9	13.9	1.2	1.0
9 市民が参加できる教育機会の提供	52	337	87	12	7	10.5	68.1	17.6	2.4	1.4

「『佐倉学』の推進」について、「満足」「やや満足」という肯定的回答の割合が最も高い。「やや不満」「不満」という否定的回答との差も大きく、76.6Pであった。次いで「家庭及び地域との連携の充実」について肯定的回答の割合が高く、否定的回答との差は68.7Pであった。

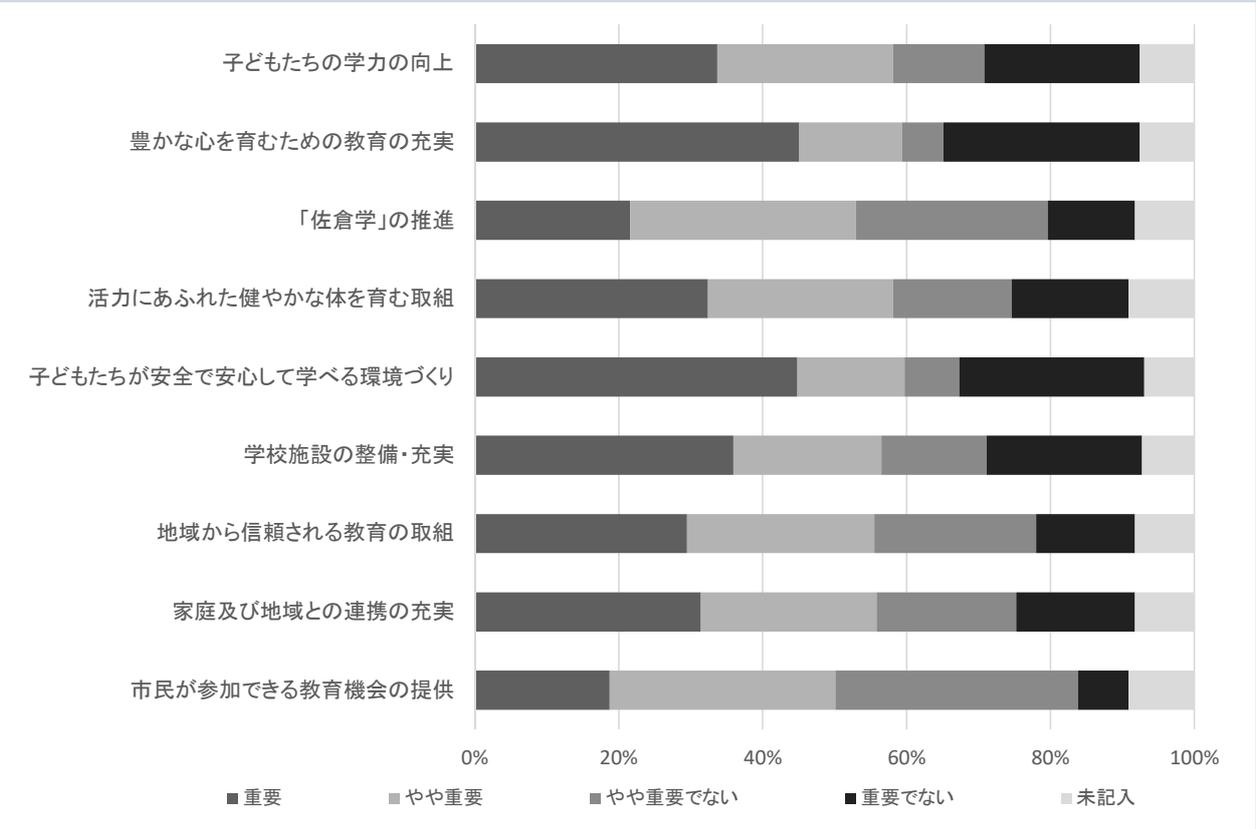
「学校施設の整備・充実」については、肯定的回答が53.9%で肯定的回答の45.4%を上回ったものの差は小さく、8.5Pであった。

「子どもたちの学力の向上」の肯定的回答と否定的回答の差は、小学校保護者より小さく、26.2Pであった。

(4) 学校教育における施策の今後の重要度

【市民】

問7 あなたは、佐倉の学校教育における施策について、今後の重要度をどのように感じていますか。それぞれの項目の重要度について、あてはまるところに○をつけてください。〈市民〉

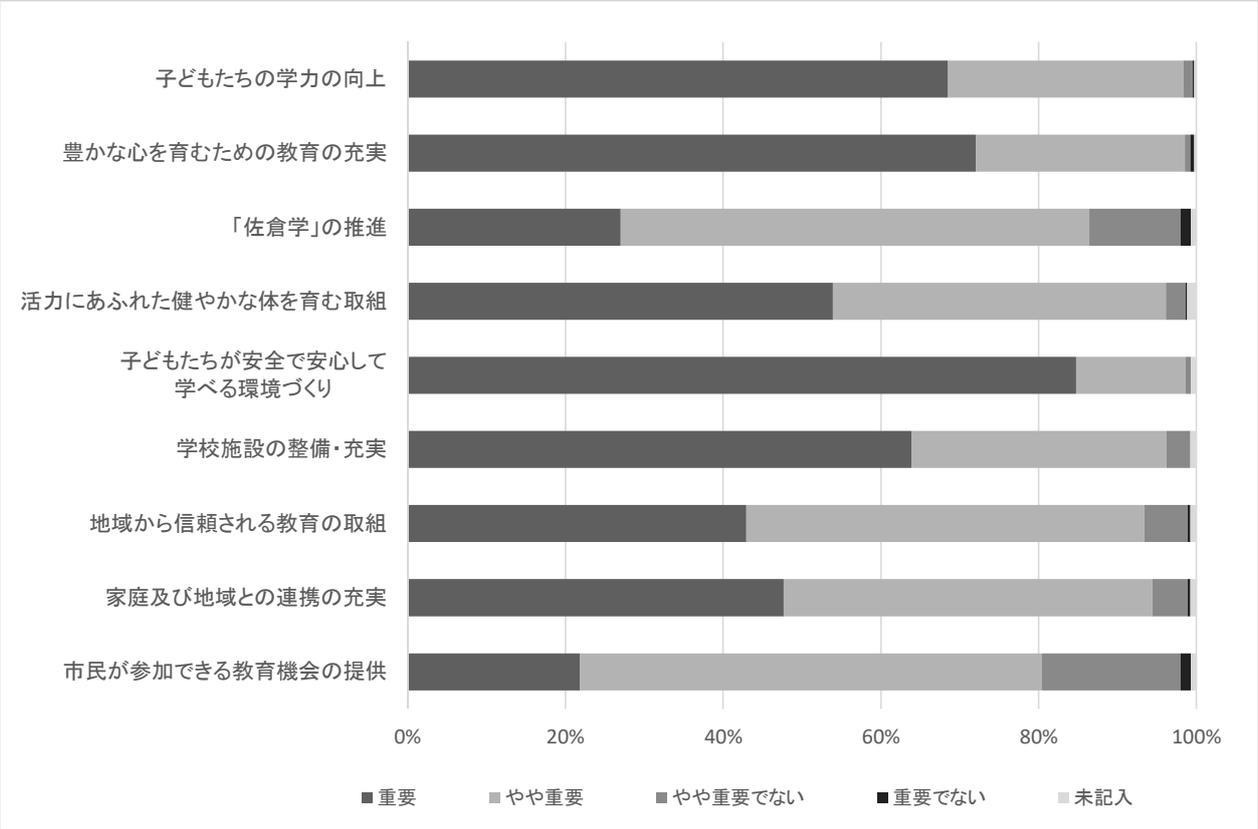


問7 あなたは、佐倉の学校教育における施策について、今後の重要度をどのように感じていますか。それぞれの項目の重要度について、あてはまるところに○をつけてください。〈市民〉	人数					割合(%)				
	重要	やや重要	やや重要でない	重要でない	未記入	重要	やや重要	やや重要でない	重要でない	未記入
1 子どもたちの学力の向上	106	77	40	68	24	33.7	24.4	12.7	21.6	7.6
2 豊かな心を育むための教育の充実	142	45	18	86	24	45.1	14.3	5.7	27.3	7.6
3 「佐倉学」の推進	68	99	84	38	26	21.6	31.4	26.7	12.1	8.3
4 活力にあふれた健やかな体を育む取組	102	81	52	51	29	32.4	25.7	16.5	16.2	9.2
5 子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり	141	47	24	81	22	44.8	14.9	7.6	25.7	7.0
6 学校施設の整備・充実	113	65	46	68	23	35.9	20.6	14.6	21.6	7.3
7 地域から信頼される教育の取組	93	82	71	43	26	29.5	26.0	22.5	13.7	8.3
8 家庭及び地域との連携の充実	99	77	61	52	26	31.4	24.4	19.4	16.5	8.3
9 市民が参加できる教育機会の提供	59	99	106	22	29	18.7	31.4	33.7	7.0	9.2

「子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり」について肯定的回答が一番高く、「重要」「やや重要」を合わせて59.7%であった。次いで「豊かな心を育むための教育の充実」が59.4%、「子どもたちの学力の向上」、「活力にあふれた健やかな体を育む取組」が58.1%であった。  
また、全ての項目について、「重要」「やや重要」と感じている割合は、50%を超えていた。

【小学校保護者】

問6 あなたは、佐倉の学校教育における施策について、今後の重要度をどのように感じていますか。それぞれの項目の重要度について、あてはまるところに○をつけてください。〈小学校保護者〉



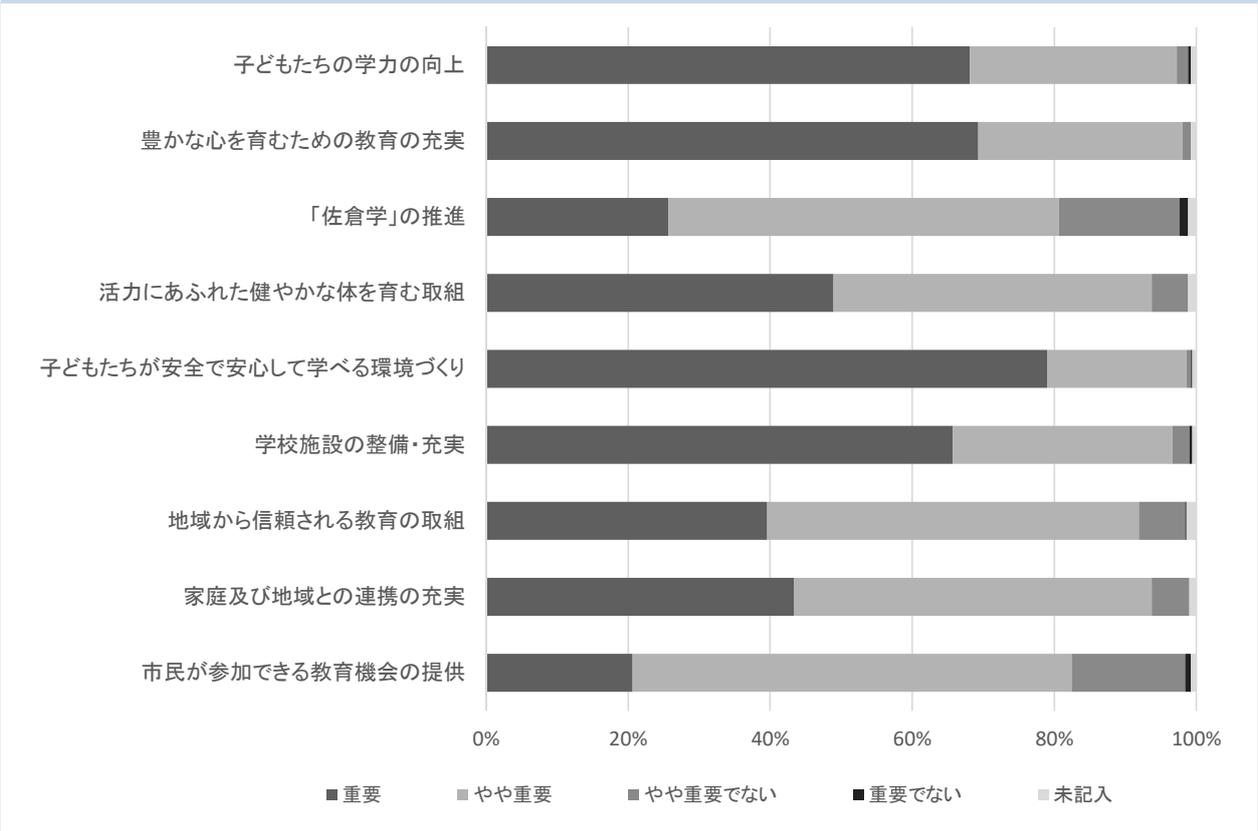
問6 あなたは、佐倉の学校教育における施策について、今後の重要度をどのように感じていますか。それぞれの項目の重要度について、あてはまるところに○をつけてください。〈小学校保護者〉	人数					割合(%)				
	重要	やや重要	やや重要でない	重要でない	未記入	重要	やや重要	やや重要でない	重要でない	未記入
1 子どもたちの学力の向上	409	178	7	1	2	68.5	29.8	1.2	0.2	0.3
2 豊かな心を育むための教育の充実	430	158	4	3	2	72.0	26.5	0.7	0.5	0.3
3 「佐倉学」の推進	161	355	69	8	4	27.0	59.5	11.6	1.3	0.7
4 活力にあふれた健やかな体を育む取組	322	252	15	1	7	53.9	42.2	2.5	0.2	1.2
5 子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり	506	83	4	0	4	84.8	13.9	0.7	0.0	0.7
6 学校施設の整備・充実	381	193	18	0	5	63.8	32.3	3.0	0.0	0.8
7 地域から信頼される教育の取組	256	301	33	2	5	42.9	50.4	5.5	0.3	0.8
8 家庭及び地域との連携の充実	284	279	27	2	5	47.6	46.7	4.5	0.3	0.8
9 市民が参加できる教育機会の提供	130	350	105	8	4	21.8	58.6	17.6	1.3	0.7

「子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり」について肯定的回答が一番高く、「重要」「やや重要」を合わせて98.7%であった。次いで「豊かな心を育むための教育の充実」が98.5%、「子どもたちの学力の向上」が98.3%であった。

また、肯定的回答の割合は、「『佐倉学』の推進」が86.5%、「市民が参加できる教育機会の提供」が80.4%で、他の項目については、肯定的回答の割合が90%を超えていた。

【中学校保護者】

問6 あなたは、佐倉の学校教育における施策について、今後の重要度をどのように感じていますか。それぞれの項目の重要度について、あてはまるところに○をつけてください。〈中学校保護者〉



問6 あなたは、佐倉の学校教育における施策について、今後の重要度をどのように感じていますか。それぞれの項目の重要度について、あてはまるところに○をつけてください。〈中学校保護者〉	人数					割合(%)				
	重要	やや重要	やや重要でない	重要でない	未記入	重要	やや重要	やや重要でない	重要でない	未記入
1 子どもたちの学力の向上	337	144	8	2	4	68.1	29.1	1.6	0.4	0.8
2 豊かな心を育むための教育の充実	343	142	6	0	4	69.3	28.7	1.2	0.0	0.8
3 「佐倉学」の推進	127	272	84	6	6	25.7	54.9	17.0	1.2	1.2
4 活力にあふれた健やかな体を育む取組	242	222	25	0	6	48.9	44.8	5.1	0.0	1.2
5 子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり	391	97	3	1	3	79.0	19.6	0.6	0.2	0.6
6 学校施設の整備・充実	325	153	12	2	3	65.7	30.9	2.4	0.4	0.6
7 地域から信頼される教育の取組	196	259	32	1	7	39.6	52.3	6.5	0.2	1.4
8 家庭及び地域との連携の充実	215	249	26	0	5	43.4	50.3	5.3	0.0	1.0
9 市民が参加できる教育機会の提供	102	306	79	4	4	20.6	61.8	16.0	0.8	0.8

「子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり」について肯定的回答が一番高く、「重要」「やや重要」を合わせて98.6%であった。次いで「豊かな心を育むための教育の充実」が98.0%、「子どもたちの学力の向上」が97.2%であった。

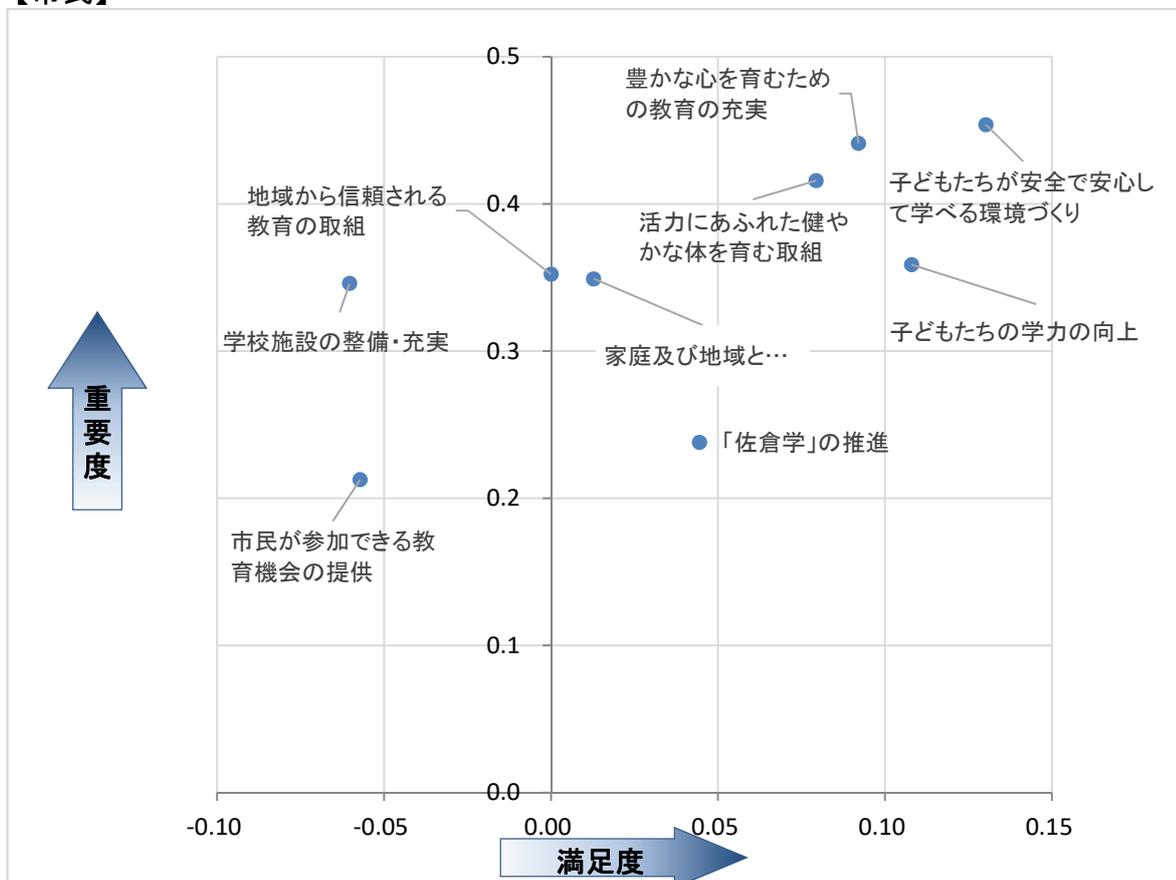
また、肯定的回答の割合は、「『佐倉学』の推進」が80.6%、「市民が参加できる教育機会の提供」が82.4%で、他の項目については、肯定的回答の割合が90%を超えていた。

## 学校教育における施策について(満足度・重要度のクロス集計)

※指数化…各項目における「満足度」又は「重要度」の算出方法

- ① 「満足」「重要」を2点、「やや満足」「やや重要」を1点、「やや不満」「やや重要でない」を-1点、「不満」「重要でない」を-2点、「その他」「未記入」を0点とした。
- ② 各項目を選択した人数に①の数を乗じて合計値を算出。
- ③ ②の合計値を人数で割り、平均値を算出。

### 【市民】

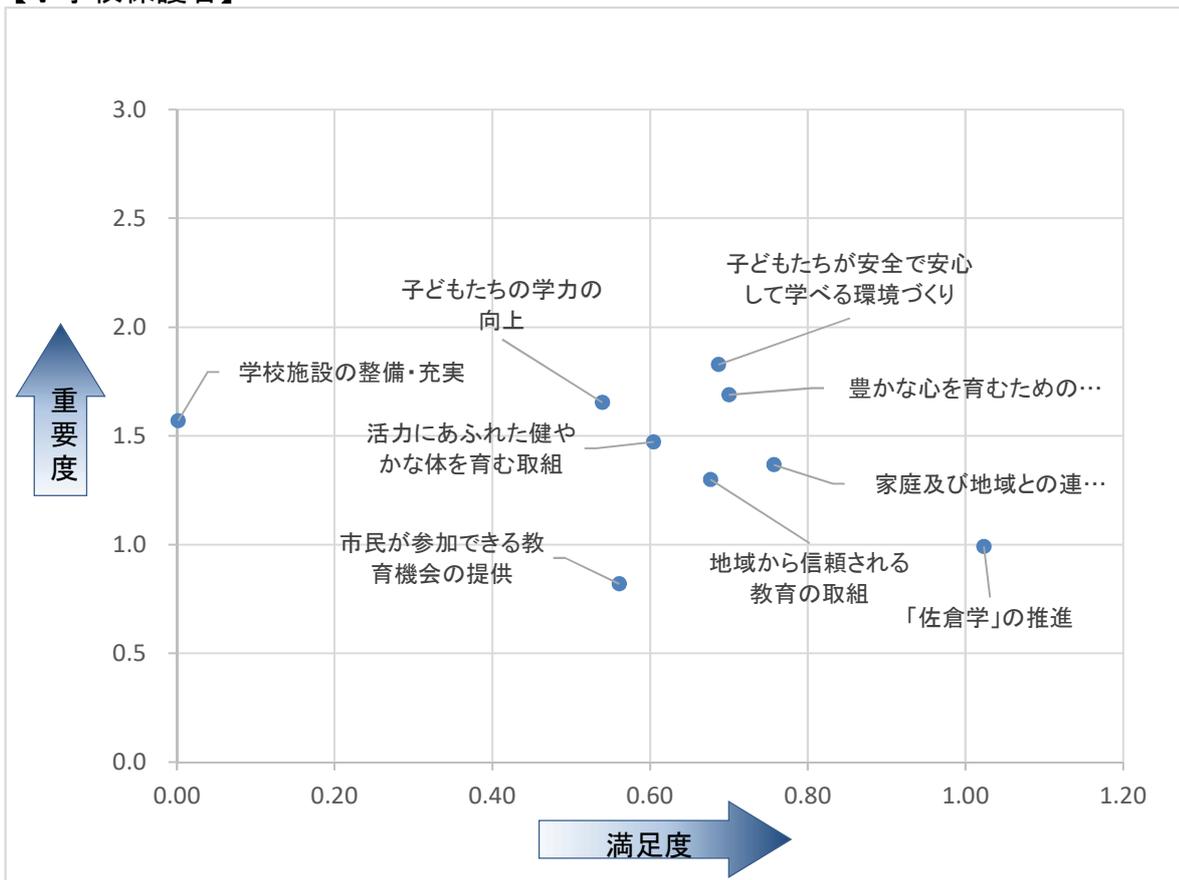


市民		現在の満足度	今後の重要度
1	子どもたちの学力の向上	0.11	0.36
2	豊かな心を育むための教育の充実	0.09	0.44
3	「佐倉学」の推進	0.04	0.24
4	活力にあふれた健やかな体を育む取組	0.08	0.42
5	子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり	0.13	0.45
6	学校施設の整備・充実	-0.06	0.35
7	地域から信頼される教育の取組	0.00	0.35
8	家庭及び地域との連携の充実	0.01	0.35
9	市民が参加できる教育機会の提供	-0.06	0.21

市民の「満足度」と「重要度」をクロス集計すると、「子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり」、「豊かな心を育むための教育の充実」について、満足度・重要度ともに高いことが分かる。一方で、「市民が参加できる教育機会の提供」については、満足度・重要度ともに低く、「『佐倉学』の推進」については、重要度が低かった。

「子どもたちの学力の向上」については満足度が概ね高く、「学校施設の整備・充実」、「地域から信頼される教育の取組」、「家庭及び地域との連携の充実」については、満足度が低かった。

## 【小学校保護者】

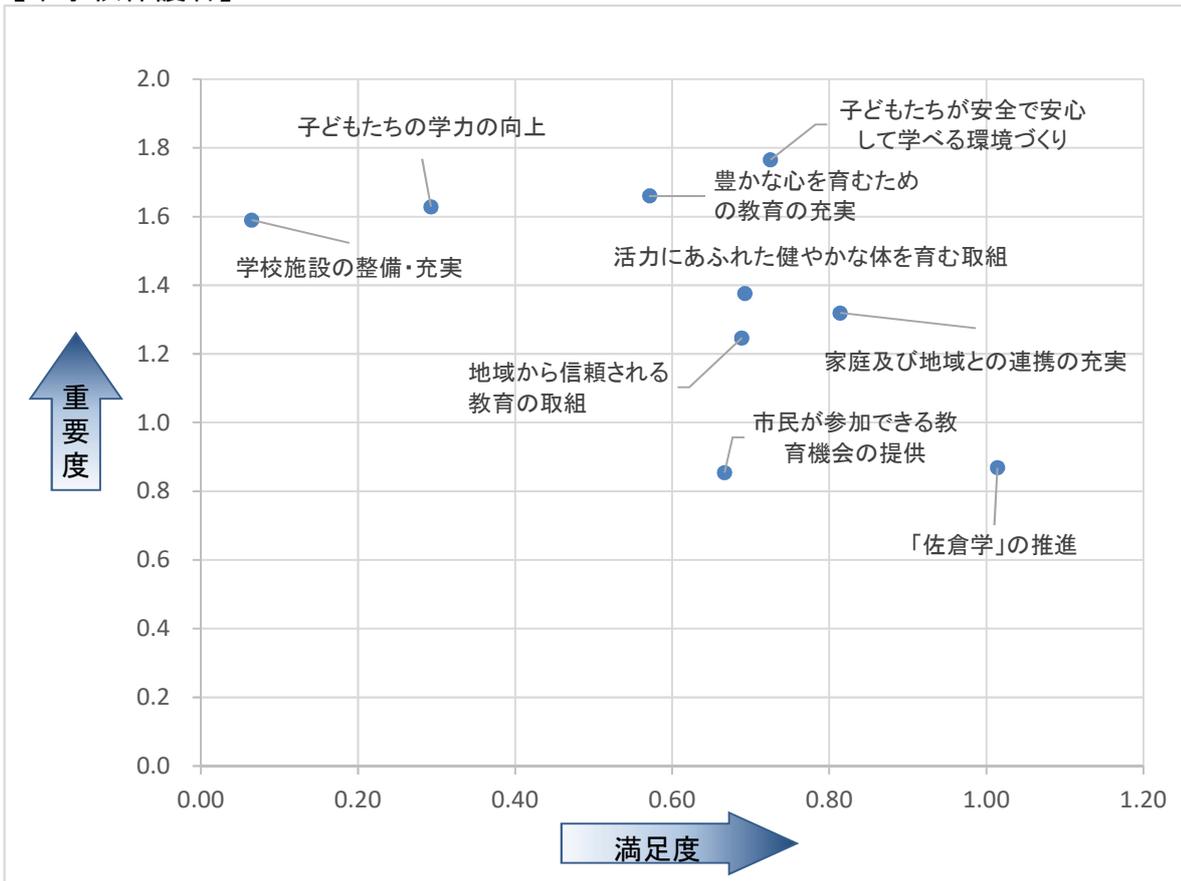


小学校		現在の満足度	今後の重要度
1	子どもたちの学力の向上	0.54	1.65
2	豊かな心を育むための教育の充実	0.70	1.69
3	「佐倉学」の推進	1.02	0.99
4	活力にあふれた健やかな体を育む取組	0.60	1.47
5	子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり	0.69	1.83
6	学校施設の整備・充実	0.00	1.57
7	地域から信頼される教育の取組	0.68	1.30
8	家庭及び地域との連携の充実	0.76	1.37
9	市民が参加できる教育機会の提供	0.56	0.82

小学校保護者の「満足度」と「重要度」をクロス集計すると、「子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり」、「豊かな心を育むための教育の充実」、「子どもたちの学力の向上」について、重要度が高いことが分かる。一方で、「市民が参加できる教育機会の提供」について、重要度が低い。

「学校施設の整備・充実」については満足度が低く、重要度が多少高い。一方で、「『佐倉学』の推進」については、満足度が高いものの重要度が低い。

【中学校保護者】



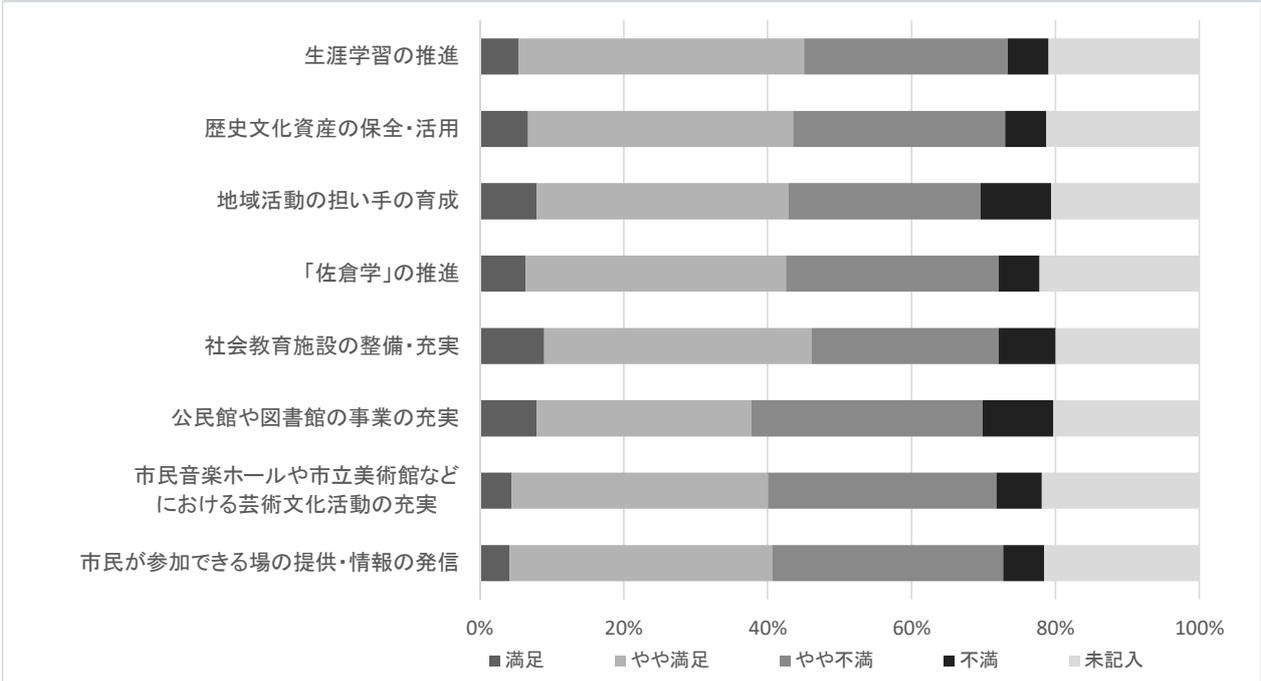
中学校		現在の満足度	今後の重要度
1	子どもたちの学力の向上	0.29	1.63
2	豊かな心を育むための教育の充実	0.57	1.66
3	「佐倉学」の推進	1.01	0.87
4	活力にあふれた健やかな体を育む取組	0.69	1.38
5	子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり	0.73	1.77
6	学校施設の整備・充実	0.06	1.59
7	地域から信頼される教育の取組	0.69	1.25
8	家庭及び地域との連携の充実	0.81	1.32
9	市民が参加できる教育機会の提供	0.67	0.85

中学校保護者の「満足度」と「重要度」をクロス集計すると、「子どもたちが安全で安心して学べる環境づくり」、「豊かな心を育むための教育の充実」について、重要度が高いことが分かる。一方で、「市民が参加できる教育機会の提供」について、重要度が低い。「子どもの学力の向上」、「学校施設の整備・充実」について、重要度が高いものの満足度が低く、「『佐倉学』の推進」については、満足度が高いものの重要度が低い。

(5) 社会教育における施策の現在の満足度

【市民】

問8 あなたは、佐倉の社会教育における施策について、現在の満足度をどのように感じていますか。それぞれの項目の満足度について、あてはまるところに○をつけてください。〈市民〉

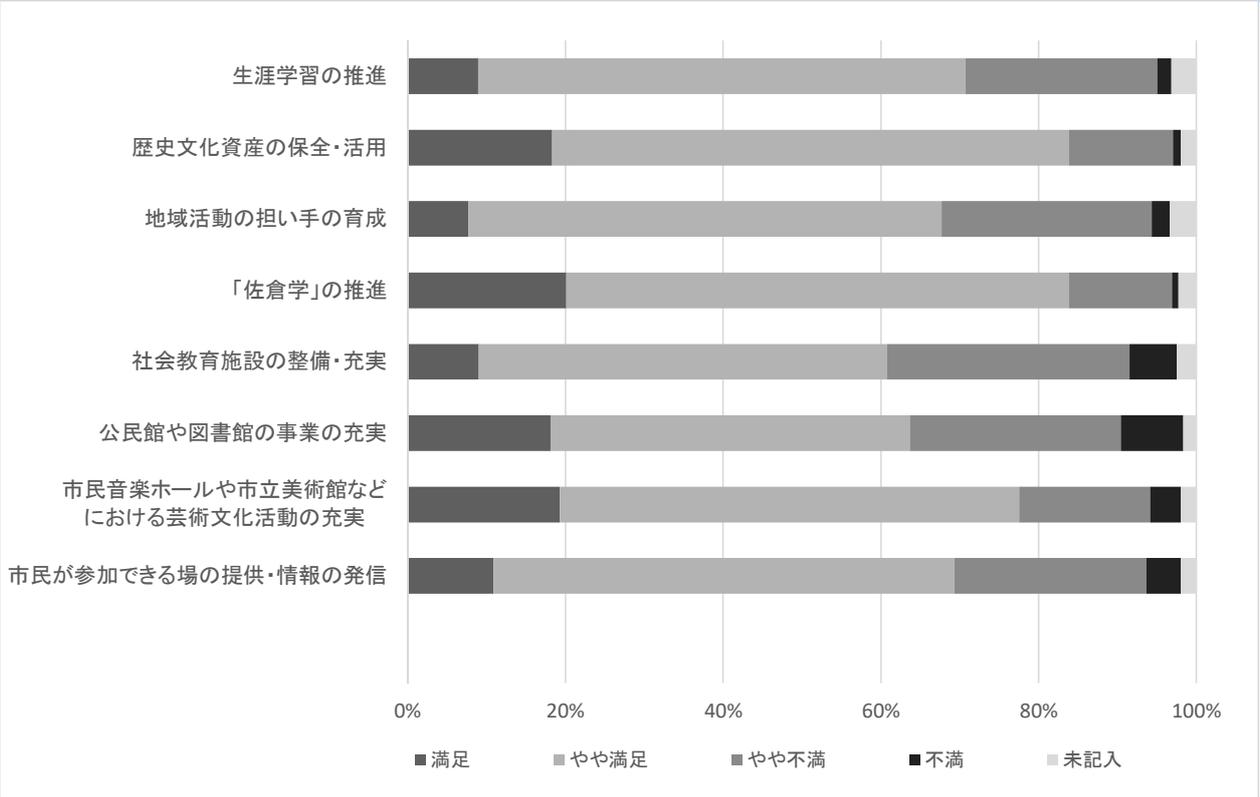


問8 あなたは、佐倉の社会教育における施策について、現在の満足度をどのように感じていますか。それぞれの項目の満足度について、あてはまるところに○をつけてください。〈市民〉	人数					割合(%)				
	満足	やや満足	やや不満	不満	未記入	満足	やや満足	やや不満	不満	未記入
1 生涯学習の推進	19	132	92	21	51	5.4	39.7	28.3	5.7	21.0
2 歴史文化資産の保全・活用	28	127	86	27	47	6.7	36.8	29.5	5.7	21.3
3 地域活動の担い手の育成	11	127	110	15	52	7.9	34.9	26.7	9.8	20.6
4 「佐倉学」の推進	18	132	87	30	48	6.3	36.2	29.5	5.7	22.2
5 社会教育施設の整備・充実	20	114	113	16	52	8.9	37.1	26.0	7.9	20.0
6 公民館や図書館の事業の充実	48	99	91	40	37	7.9	29.8	32.1	9.8	20.3
7 市民音楽ホールや市立美術館などにおける芸術文化活動の充実	47	111	80	39	38	4.4	35.6	31.7	6.3	21.9
8 市民が参加できる場の提供・情報の発信	21	123	105	23	43	4.1	36.5	32.1	5.7	21.6

「社会教育施設の整備・充実」、「生涯学習の推進」について、「満足」「やや満足」という肯定的回答の割合が比較的高い。一方で、「公民館や図書館の事業の充実」について、「不満」「やや不満」という否定的回答の割合が高い。

## 【小学校保護者】

問7 あなたは、佐倉の社会教育における施策について、現在の満足度をどのように感じていますか。それぞれの項目の満足度について、あてはまるところに○をつけてください。〈小学校保護者〉

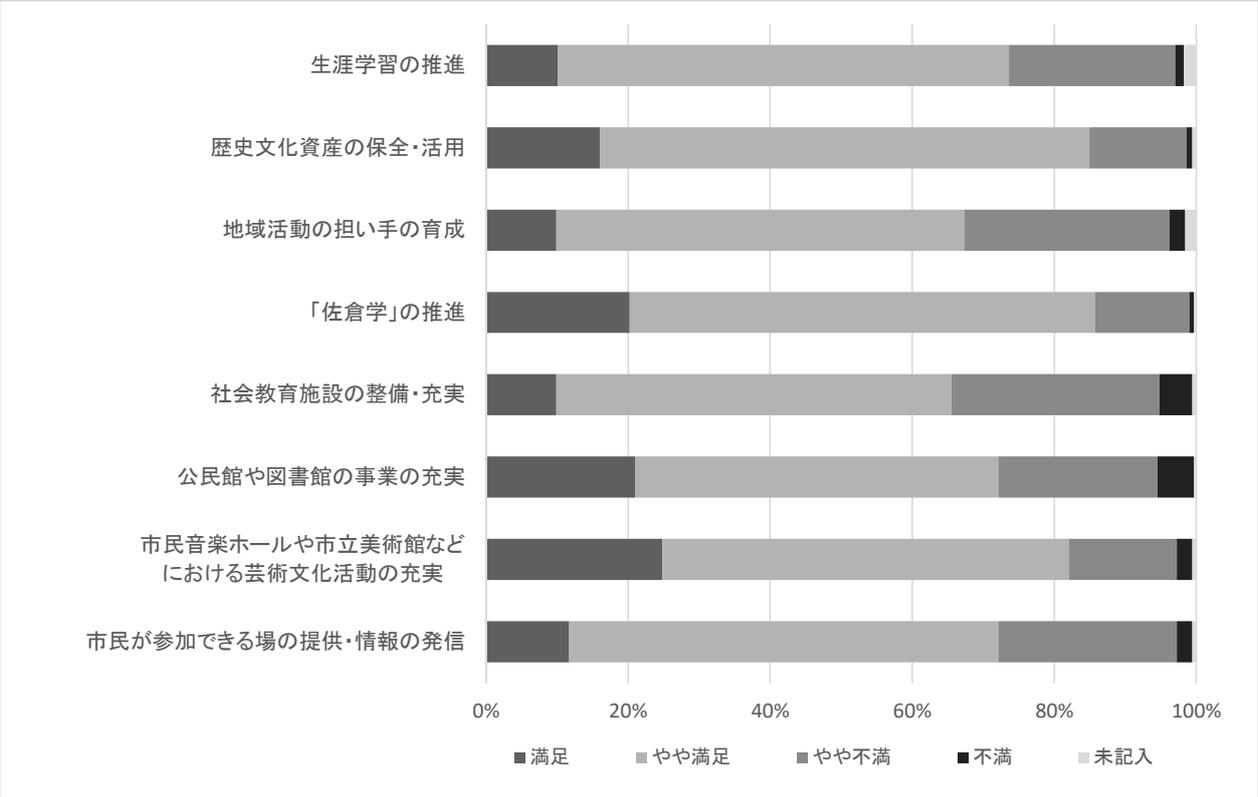


問7 あなたは、佐倉の社会教育における施策について、現在の満足度をどのように感じていますか。それぞれの項目の満足度について、あてはまるところに○をつけてください。〈小学校保護者〉	人数					割合(%)				
	満足	やや満足	やや不満	不満	未記入	満足	やや満足	やや不満	不満	未記入
1 生涯学習の推進	53	369	145	11	19	8.9	61.8	24.3	1.8	3.2
2 歴史文化資産の保全・活用	109	391	79	6	12	18.3	65.5	13.2	1.0	2.0
3 地域活動の担い手の育成	46	358	159	14	20	7.7	60.0	26.6	2.3	3.4
4 「佐倉学」の推進	120	380	78	5	14	20.1	63.7	13.1	0.8	2.3
5 社会教育施設の整備・充実	54	309	183	36	15	9.0	51.8	30.7	6.0	2.5
6 公民館や図書館の事業の充実	108	272	160	47	10	18.1	45.6	26.8	7.9	1.7
7 市民音楽ホールや市立美術館などにおける芸術文化活動の充実	115	348	99	23	12	19.3	58.3	16.6	3.9	2.0
8 市民が参加できる場の提供・情報の発信	65	349	145	26	12	10.9	58.5	24.3	4.4	2.0

「歴史文化資産の保全・活用」、「『佐倉学』の推進」について、「満足」「やや満足」という肯定的回答の割合が高く、83.8%であった。次いで、「市民音楽ホールや市立美術館などにおける芸術文化活動の充実」が77.6%であった。一方で、「社会教育施設の整備・充実」について、「不満」「やや不満」という否定的回答の割合が比較的高く、36.7%であった。

【中学校保護者】

問7 あなたは、佐倉の社会教育における施策について、現在の満足度をどのように感じていますか。それぞれの項目の満足度について、あてはまるところに○をつけてください。〈中学校保護者〉



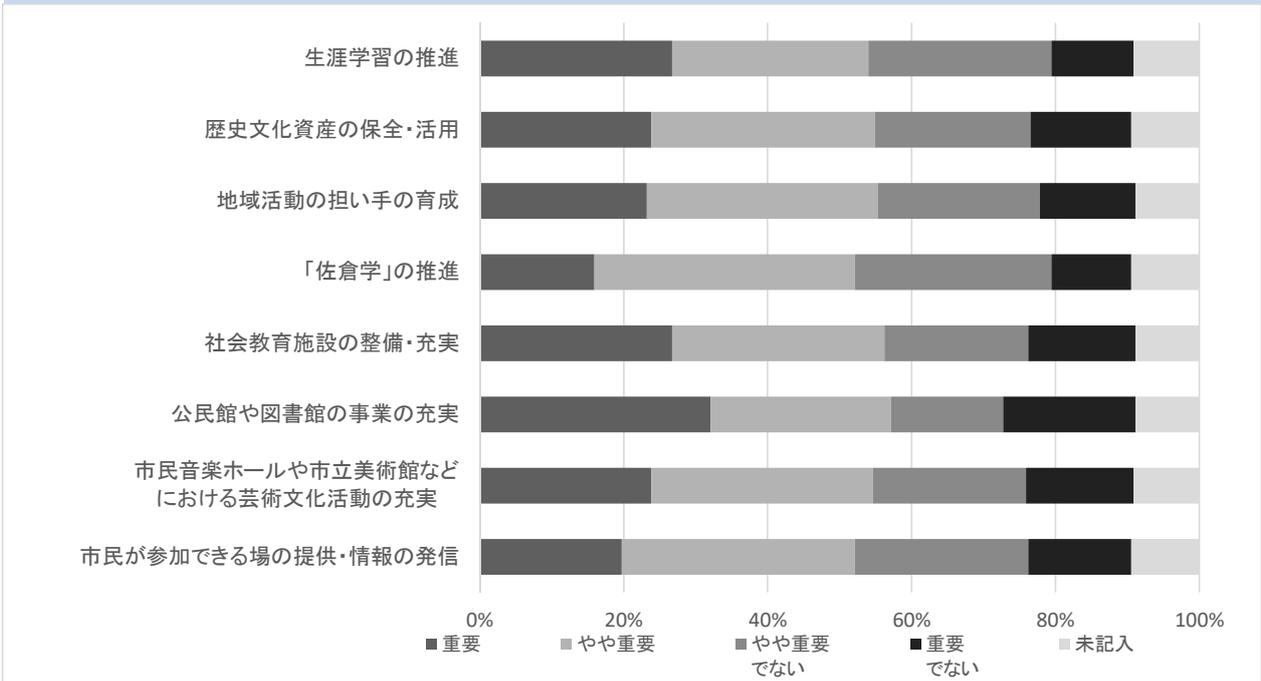
問7 あなたは、佐倉の社会教育における施策について、現在の満足度をどのように感じていますか。それぞれの項目の満足度について、あてはまるところに○をつけてください。〈中学校保護者〉	人数					割合(%)				
	満足	やや満足	やや不満	不満	未記入	満足	やや満足	やや不満	不満	未記入
1 生涯学習の推進	50	314	116	6	9	10.1	63.4	23.4	1.2	1.8
2 歴史文化資産の保全・活用	79	341	68	4	3	16.0	68.9	13.7	0.8	0.6
3 地域活動の担い手の育成	49	284	143	11	8	9.9	57.4	28.9	2.2	1.6
4 「佐倉学」の推進	100	324	66	3	2	20.2	65.5	13.3	0.6	0.4
5 社会教育施設の整備・充実	49	275	145	23	3	9.9	55.6	29.3	4.6	0.6
6 公民館や図書館の事業の充実	104	253	111	25	2	21.0	51.1	22.4	5.1	0.4
7 市民音楽ホールや市立美術館などにおける芸術文化活動の充実	123	283	75	11	3	24.8	57.2	15.2	2.2	0.6
8 市民が参加できる場の提供・情報の発信	58	299	124	11	3	11.7	60.4	25.1	2.2	0.6

「『佐倉学』の推進」について、「満足」「やや満足」という肯定的回答の割合が高く、85.7%であった。次いで、「歴史的文化資産の保全・活用」が84.9%であった。一方で、「社会教育施設の整備・充実」について、「不満」「やや不満」という否定的回答の割合が比較的高く、33.9%で、次いで「地域活動の担い手の育成」が31.1%であった。

(6) 社会教育における施策の今後の重要度

【市民】

問9 あなたは、佐倉の社会教育における施策について、今後の重要度をどのように感じていますか。それぞれの項目の重要度について、あてはまるところに○をつけてください。〈市民〉

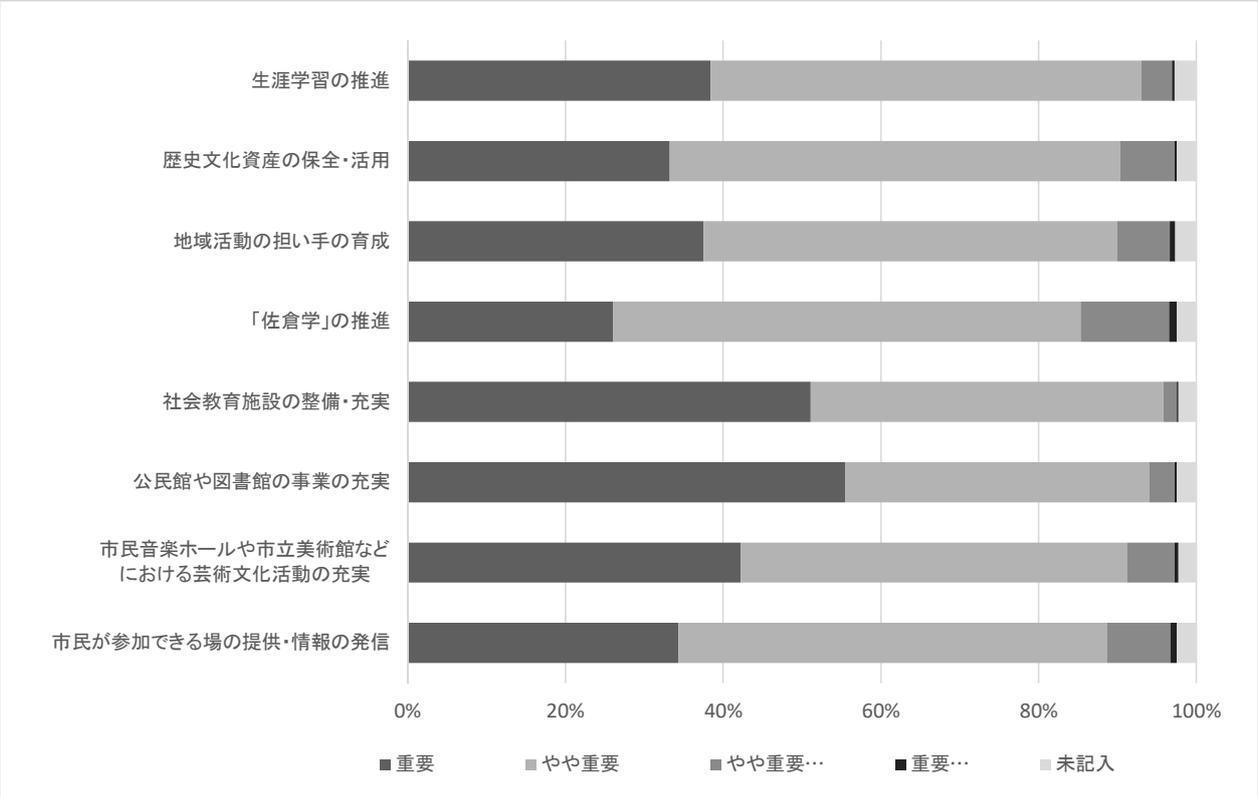


問9 あなたは、佐倉の社会教育における施策について、今後の重要度をどのように感じていますか。それぞれの項目の重要度について、あてはまるところに○をつけてください。〈市民〉		人数					割合(%)				
		重要	やや重要	やや重要でない	重要でない	未記入	重要	やや重要	やや重要でない	重要でない	未記入
1	生涯学習の推進	84	86	80	36	29	26.7	27.3	25.4	11.4	9.2
2	歴史文化資産の保全・活用	75	98	68	44	30	23.8	31.1	21.6	14.0	9.5
3	地域活動の担い手の育成	73	101	71	42	28	23.2	32.1	22.5	13.3	8.9
4	「佐倉学」の推進	50	114	86	35	30	15.9	36.2	27.3	11.1	9.5
5	社会教育施設の整備・充実	84	93	63	47	28	26.7	29.5	20.0	14.9	8.9
6	公民館や図書館の事業の充実	101	79	49	58	28	32.1	25.1	15.6	18.4	8.9
7	市民音楽ホールや市立美術館などにおける芸術文化活動の充実	75	97	67	47	29	23.8	30.8	21.3	14.9	9.2
8	市民が参加できる場の提供・情報の発信	62	102	76	45	30	19.7	32.4	24.1	14.3	9.5

全体として、各項目の「重要」「やや重要」という肯定的回答と、「やや重要でない」「重要でない」という否定的回答の割合に、大きな差は見られなかった。「公民館や図書館の事業の充実」について肯定的回答の割合が比較的高く、一方で、「『佐倉学』の推進」、「市民が参加できる場の提供・情報の発信」について否定的回答の割合が比較的高い。

## 【小学校保護者】

問8 あなたは、佐倉の社会教育における施策について、今後の重要度をどのように感じていますか。それぞれの項目の重要度について、あてはまるところに○をつけてください。〈小学校保護者〉

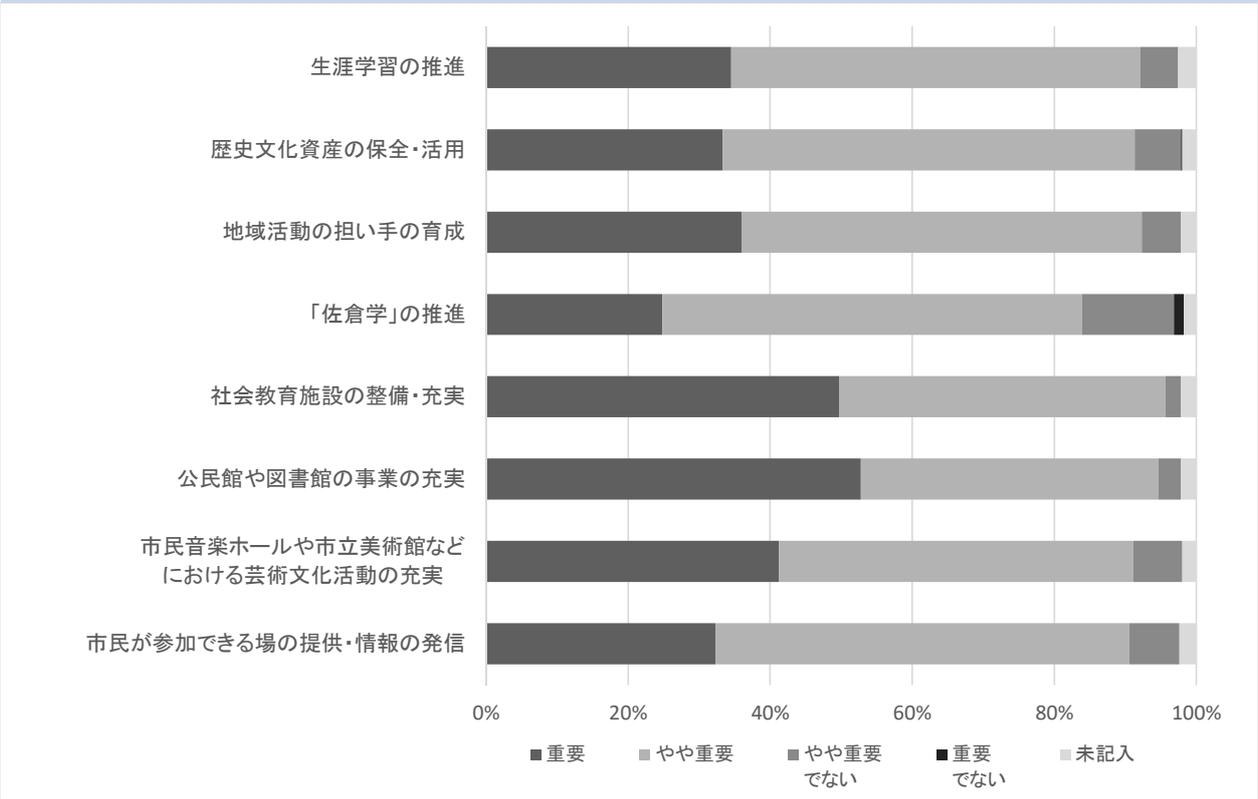


	問8 あなたは、佐倉の社会教育における施策について、今後の重要度をどのように感じていますか。それぞれの項目の重要度について、あてはまるところに○をつけてください。〈小学校保護者〉	人数					割合(%)				
		重要	やや重要	やや重要でない	重要でない	未記入	重要	やや重要	やや重要でない	重要でない	未記入
1	生涯学習の推進	229	326	23	2	17	38.4	54.6	3.9	0.3	2.8
2	歴史文化資産の保全・活用	198	341	41	2	15	33.2	57.1	6.9	0.3	2.5
3	地域活動の担い手の育成	224	313	40	4	16	37.5	52.4	6.7	0.7	2.7
4	「佐倉学」の推進	155	354	67	6	15	26.0	59.3	11.2	1.0	2.5
5	社会教育施設の整備・充実	305	267	10	1	14	51.1	44.7	1.7	0.2	2.3
6	公民館や図書館の事業の充実	331	230	19	2	15	55.4	38.5	3.2	0.3	2.5
7	市民音楽ホールや市立美術館などにおける芸術文化活動の充実	252	292	36	3	14	42.2	48.9	6.0	0.5	2.3
8	市民が参加できる場の提供・情報の発信	205	324	48	5	15	34.3	54.3	8.0	0.8	2.5

全体として、各項目の「重要」「やや重要」という肯定的回答の割合が、「やや重要でない」「重要でない」という否定的回答の割合を大きく上回っていた。特に大きく上回っていたのは「社会教育施設の整備・充実」、次いで「公民館や図書館の事業の充実」であった。

【中学校保護者】

問8 あなたは、佐倉の社会教育における施策について、今後の重要度をどのように感じていますか。それぞれの項目の重要度について、あてはまるところに○をつけてください。〈中学校保護者〉



問8 あなたは、佐倉の社会教育における施策について、今後の重要度をどのように感じていますか。それぞれの項目の重要度について、あてはまるところに○をつけてください。〈中学校保護者〉	人数					割合(%)				
	重要	やや重要	やや重要でない	重要でない	未記入	重要	やや重要	やや重要でない	重要でない	未記入
1 生涯学習の推進	171	285	26	0	13	34.5	57.6	5.3	0.0	2.6
2 歴史文化資産の保全・活用	165	287	32	1	10	33.3	58.0	6.5	0.2	2.0
3 地域活動の担い手の育成	178	279	27	0	11	36.0	56.4	5.5	0.0	2.2
4 「佐倉学」の推進	123	292	64	7	9	24.8	59.0	12.9	1.4	1.8
5 社会教育施設の整備・充実	246	227	11	0	11	49.7	45.9	2.2	0.0	2.2
6 公民館や図書館の事業の充実	261	207	16	0	11	52.7	41.8	3.2	0.0	2.2
7 市民音楽ホールや市立美術館などにおける芸術文化活動の充実	204	247	34	0	10	41.2	49.9	6.9	0.0	2.0
8 市民が参加できる場の提供・情報の発信	160	288	35	0	12	32.3	58.2	7.1	0.0	2.4

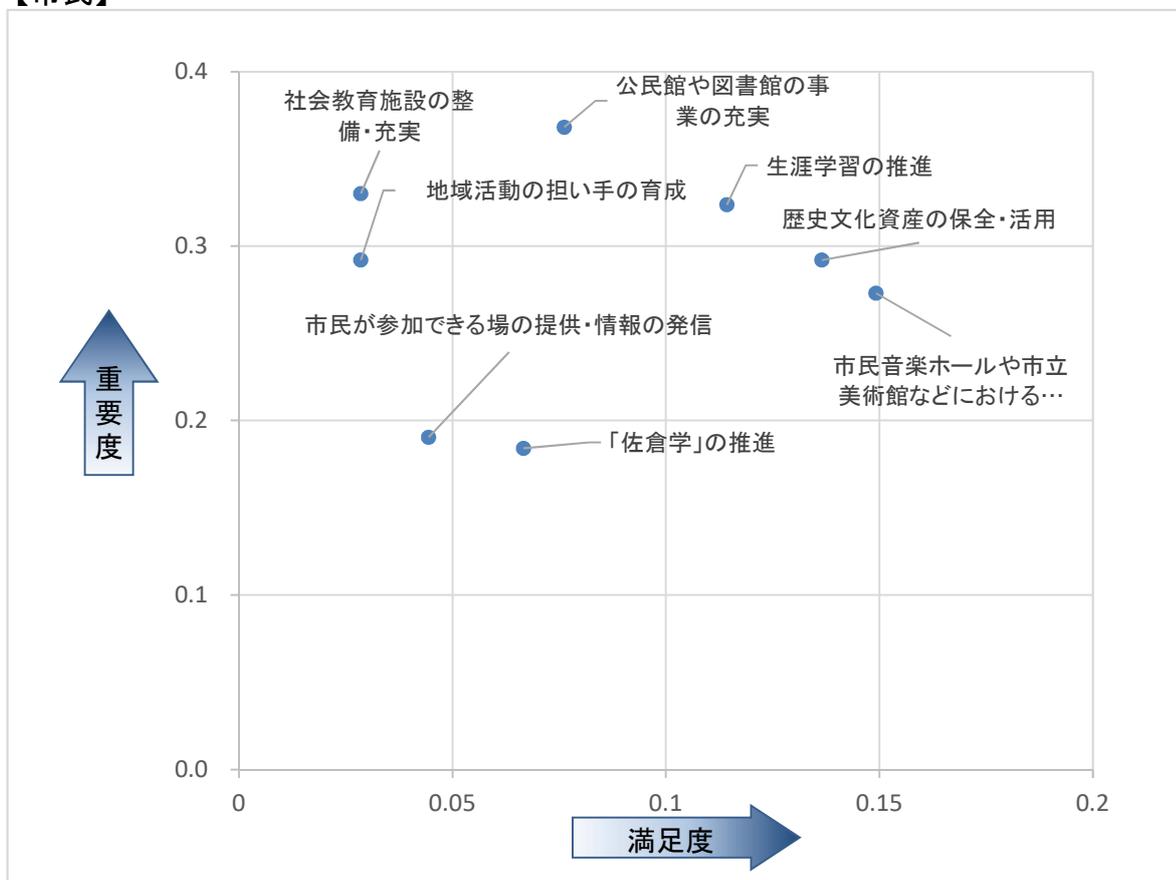
全体として、各項目の「重要」「やや重要」という肯定的回答の割合が、「やや重要でない」「重要でない」という否定的回答の割合を大きく上回っていた。特に大きく上回っていたのは「社会教育施設の整備・充実」、次いで「公民館や図書館の事業の充実」であった。「『佐倉学』の推進」については、否定的回答が比較的高かった。

## 社会教育における施策について(満足度・重要度のクロス集計)

※指数化…各項目における「満足度」又は「重要度」の算出方法

- ① 「満足」「重要」を2点、「やや満足」「やや重要」を1点、「やや不満」「やや重要でない」を-1点、「不満」「重要でない」を-2点、「その他」「未記入」を0点とした。
- ② 各項目を選択した人数に①の数を乗じて合計値を算出。
- ③ ②の合計値を人数で割り、平均値を算出。

### 【市民】

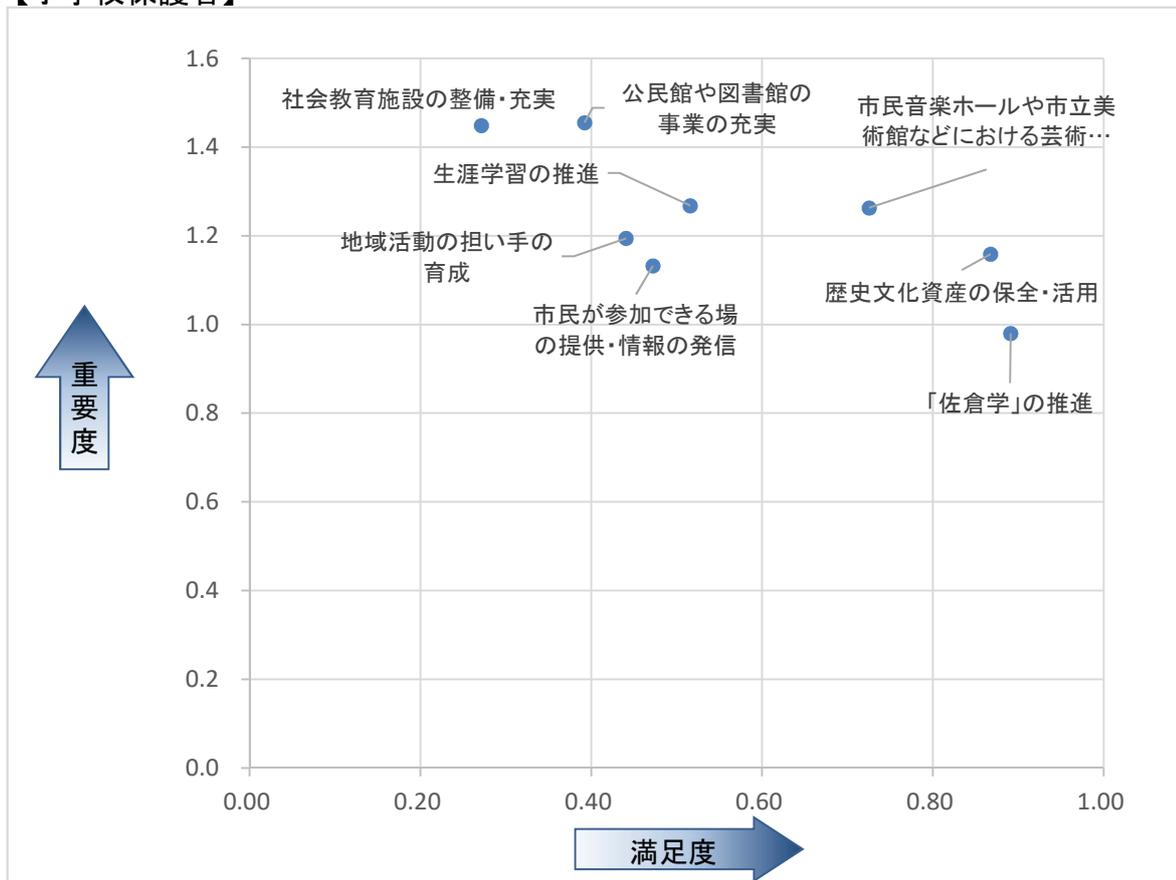


市民		現在の満足度	今後の重要度
1	生涯学習の推進	0.11	0.32
2	歴史文化資産の保全・活用	0.14	0.29
3	地域活動の担い手の育成	0.03	0.29
4	「佐倉学」の推進	0.07	0.18
5	社会教育施設の整備・充実	0.03	0.33
6	公民館や図書館の事業の充実	0.08	0.37
7	市民音楽ホールや市立美術館などにおける芸術文化活動の充実	0.15	0.27
8	市民が参加できる場の提供・情報の発信	0.04	0.19

市民の「満足度」と「重要度」をクロス集計すると、「市民音楽ホールや市立美術館などにおける芸術文化活動の充実」、「歴史文化資産の保全・活用」について、比較的満足度が高いことが分かる。一方で、「市民が参加できる場の提供・情報の発信」について、満足度・重要度ともに低く、「『佐倉学』の推進」については、重要度が低かった。

「社会教育施設の整備・充実」、「地域活動の担い手の育成」、については、重要度が高い一方、満足度が低かった。

## 【小学校保護者】

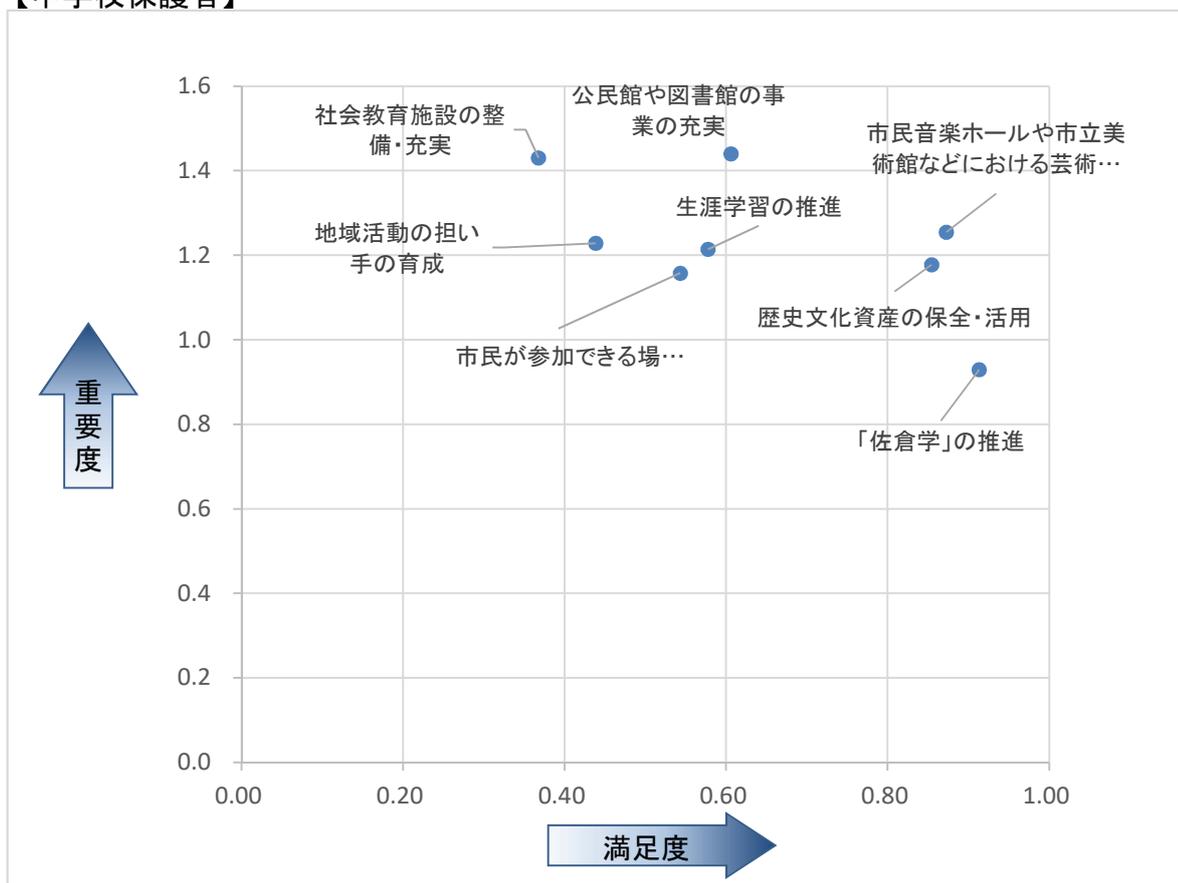


小学校		現在の満足度	今後の重要度
1	生涯学習の推進	0.52	1.27
2	歴史文化資産の保全・活用	0.87	1.16
3	地域活動の担い手の育成	0.44	1.19
4	「佐倉学」の推進	0.89	0.98
5	社会教育施設の整備・充実	0.27	1.45
6	公民館や図書館の事業の充実	0.39	1.46
7	市民音楽ホールや市立美術館などにおける芸術文化活動の充実	0.73	1.26
8	市民が参加できる場の提供・情報の発信	0.47	1.13

小学校保護者の「満足度」と「重要度」をクロス集計すると、「歴史文化資産の保全・活用」、「『佐倉学』の推進」について、満足度は高いものの重要度は低いことが分かる。一方で、「公民館や図書館の事業の充実」、「社会教育施設の整備・充実」について、重要度は高いと感じているが満足度については低い。

「市民音楽ホールや市立美術館などにおける芸術文化活動の充実」については、満足度が多少高く、「地域活動の担い手の育成」は満足度が多少低い。また、「市民が参加できる場の提供・情報の発信」については、満足度・重要度とも多少低かった。

【中学校保護者】



中学校		現在の満足度	今後の重要度
1	生涯学習の推進	0.58	1.21
2	歴史文化資産の保全・活用	0.85	1.18
3	地域活動の担い手の育成	0.44	1.23
4	「佐倉学」の推進	0.91	0.93
5	社会教育施設の整備・充実	0.37	1.43
6	公民館や図書館の事業の充実	0.61	1.44
7	市民音楽ホールや市立美術館などにおける芸術文化活動の充実	0.87	1.25
8	市民が参加できる場の提供・情報の発信	0.54	1.16

中学校保護者の「満足度」と「重要度」をクロス集計すると、「『佐倉学』の推進」について、満足度は高いものの重要度は低いことが分かる。一方で、「社会教育施設の整備・充実」について、重要度は高いと感じているが満足度については低い。

「市民音楽ホールや市立美術館などにおける芸術文化活動の充実」、「歴史文化資産の保全・活用」については、満足度が高く、「地域活動の担い手の育成」は満足度が低い。また、「公民館や図書館の事業の充実」については、重要度が高いと感じていた。

## 2 策定経過

会議名等	開催日等	内 容
第1回策定懇話会	令和元年6月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『佐倉教育ビジョン』の概要説明</li> <li>・策定懇話会の役割、策定スケジュールの説明</li> <li>・佐倉教育ビジョン策定の基本方針の説明</li> <li>・今後の進め方の説明</li> </ul>
第2回策定懇話会	令和元年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・千葉県及び県内他市の教育計画の説明</li> <li>・教育に関する意識調査の説明</li> <li>・「教育ビジョンの策定にあたって」の検討</li> <li>・基本理念、めざすべき佐倉市民像の検討</li> </ul>
第3回策定懇話会	令和元年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の総合計画の説明</li> <li>・「教育ビジョンの策定にあたって」の検討</li> <li>・基本理念、めざすべき佐倉市民像の検討</li> <li>・基本方針の検討</li> </ul>
第4回策定懇話会	令和元年9月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育ビジョンの策定にあたって」の検討</li> <li>・基本理念、めざすべき佐倉市民像の検討</li> <li>・基本方針及び施策の方向性・施策の検討</li> </ul>
第5回策定懇話会	令和元年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐倉教育ビジョンの事務局案の検討</li> </ul>
教育委員会会議	令和元年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐倉教育ビジョンの素案についての協議</li> </ul>
政策調整会議	令和2年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育ビジョンの素案についての審議</li> </ul>
パブリックコメント	令和2年1月24日 ～令和2年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐倉教育ビジョンの素案に係る市民意見の聴取</li> </ul>
教育委員会会議	令和2年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐倉教育ビジョンについての審議</li> <li>・佐倉教育ビジョンの決定</li> </ul>

### 3 策定組織

#### ■佐倉教育ビジョン策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 佐倉市における中・長期の視点に立った教育目標を明らかにし、これからの佐倉の教育の目指すべき方向性を示す佐倉教育ビジョンを策定するため、佐倉教育ビジョン策定懇話会（以下「策定懇話会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、佐倉教育ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）とは、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。

(所掌事務)

第3条 策定懇話会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育ビジョンの素案について、意見を述べること。
- (2) その他教育ビジョンの策定に当たり、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 策定懇話会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 佐倉市校長会が推薦する者
- (3) 佐倉市教頭会が推薦する者
- (4) 本市の社会教育に携わる者
- (5) 本市の文化振興に携わる者
- (6) 市内においてボランティア活動に携わる者
- (7) 公募による市民
- (8) その他教育委員会が認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から教育ビジョンが策定される日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 策定懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、策定懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定懇話会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 策定懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 策定懇話会は、必要があると認めるときは、関係する職員又は関係者に対し会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 策定懇話会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定懇話会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則（平成31年3月27日決裁佐教総第597号）

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、教育ビジョンが策定された日をもって、その効力を失う。

■佐倉教育ビジョン策定懇話会委員

【任期】 令和元年6月17日～令和2年3月31日

区分	氏名	備考
学識経験者	大野 尊史	元小学校長 元教育センター所長 元千葉県総合教育センターカリキュラム開発部長
佐倉市校長会 が推薦する者	佐藤 和浩	佐倉市校長会 (佐倉市立上志津小学校 校長)
佐倉市教頭会 が推薦する者	腰地 みなこ	佐倉市教頭会 (佐倉市立間野台小学校 教頭)
本市の社会教育 に携わる者	吉村 真理子	千葉敬愛短期大学副学長 佐倉市社会教育委員
本市の文化振興 に携わる者	大塚 均	文化財ボランティアガイド佐倉会長
市内において ボランティア活動 に携わる者	高橋 正彦	ひまわり会 (佐倉小スクールガードボランティア)
公募の市民	根本 裕代	
公募の市民	吉見 典子	

### 【「佐倉市教育の日を定める条例」について】

佐倉市では、11月16日を「佐倉市教育の日」とする「佐倉市教育の日を定める条例」を定めています（平成17年3月24日公布、同日施行）。

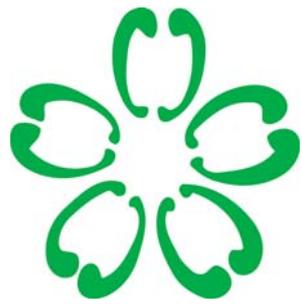
天保4（1833）年の11月16日に佐倉藩主堀田正睦が、佐倉城三ノ丸御殿において藩政改革を宣言した日であることにちなんだものです。市民の教育に対する意識を高めるとともに、学校教育及び社会教育の振興により、本市の教育の充実及び発展を図ることをめざし、この日を中心に様々な事業を行っています。



佐倉教育ビジョン（令和2年度～13年度）

令和2年2月発行

編集・発行／ 佐倉市教育委員会（教育総務課）  
〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地  
電話／ 043-484-1111（代表）  
043-484-6183（直通）  
E-mail／ [kyoikusomu@city.sakura.lg.jp](mailto:kyoikusomu@city.sakura.lg.jp)



# 佐倉市中央公民館における 新型コロナウイルス感染症拡大防止の注意事項

資料 8

## 【1】中央公民館来館者への注意事項

- 発熱等の風邪症状がある場合には、来館を控えてください
- マスクを着用してください
- 来館者は手洗いの実施や、設置している消毒液にて手指消毒を行ってください
- 来館者同士の間隔は、適切な距離（約2メートル）をとってください
- 接近及び真正面の会話等をしないでください
- 1階及び2階ロビー、1階談話コーナー、1階ラウンジでの談話をご遠慮ください
- エレベータでは、密集を避けてください
- 館内では水分補給以外の飲食は行わないでください
- 給湯器・湯呑茶碗等の使用をご遠慮ください

## 【2】中央公民館で活動する際の注意事項

中央公民館で活動する際は、上記の「【1】中央公民館来館者への注意事項」に加え、以下のことに注意して活動してください。

### ◆ “3密”の回避について

#### (1) 換気を適切に（密閉しない）

- ・こまめな換気（30分に1回は窓を開ける）を行う
- ・可能であれば2方向の窓を同時に開ける

#### (2) 人との距離をとる配慮（密集しない）

- ・利用者同士は、適切な距離（約2メートル）を取る
- ・コロナ対応後の部屋の定員の範囲内で活動する

#### (3) 接近した会話等をしない（密接しない）

- ・全員がマスクを着用（マスクを着用しないときは利用できません）
- ・まめに手洗い、手指の消毒を行う
- ・大声での発声、又は接近した会話等をしない
- ・真向いに座らない

### ◆ チェック表及び参加者名簿について

- ・利用前：部屋を利用する前に、チェック表の提示または提出をお願いします。
- ・利用後：万が一参加者の方から感染者が確認された場合に、濃厚接触者の追跡に寄与するため「参加者名簿」の提出又は利用団体等による作成・保管にご協力ください。

※参加者名簿については、感染者が出た場合に追跡を可能にするためのものです。

※ご記入いただいた情報は、当館にて適正に管理し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の目的にのみに使用します。（この範囲内で、保健所等の公的機関に提供することがあります）

# 「集団感染拡大のリスクがあると考えられる活動」 における施設利用の留意点

## ご利用いただけない活動

- 室内でマスクを着用しない活動  
例：管楽器、オカリナ、尺八など演奏時にマスクを着用しない活動はご利用できません。
- 調理、飲食を伴う活動  
・・調理、飲食を伴う活動はご利用できません。
- 大声での発声、歌唱、声援による活動  
例：合唱・コーラス・詩吟・カラオケなどの活動はご利用できません。
- 呼気が激しくなるような運動  
例：舞踏・ダンスや運動・体操などの活動はご利用できません。

★感染リスクの高い活動を制限するものであって、団体を制限するものではありません。

## ご利用の際に十分な配慮が必要な活動

- 手と手が届く範囲で触れ合う活動  
例：手と手が触れるなどの身体的接触が懸念される場合は、人との距離（約2m）の確保など活動に工夫をしてください。
- 向かい合って会話する活動（近接・真向い）  
例：語学サークル、囲碁、将棋などは人との距離（約2m）の確保や、向かい合って会話を  
する活動とならないように工夫をしてください。

## お願い

★当施設をご利用する際は、必ず「注意事項」と「上記内容（施設利用の留意点）」について確認し、全員と共有してください（感染防止対策が確保できない場合は実施できません）。

コロナ対応後の部屋の定員の範囲内で、利用をお願いいたします。

部屋名	コロナ対応後の定員	部屋名	コロナ対応後の定員
大ホール	100	調理室	調理室利用中止
研修室1	9	和室	12
プレイルーム	6	会議室	9
研修室2	27	アトリエ	17
研修室3	18	工芸室	6
学習室1	20	学習室3	41
学習室2	20		

# 佐倉市立公民館職員名簿

資料9

令和2年6月1日現在

所 属	職 名	氏 名	備 考
中央公民館	館長	菊間 明美	
	主査	河村 淳司	
	主査	長沢 泉	
	主査補	近藤 隆之	学務課兼務
	主査補	判治 由紀子	
	主任主事	黒川 将忠	
	主事	福原 沙弥子	
	社会教育指導員	岩井 睦	佐倉市民カレッジ担当
	社会教育指導員	石井 喜広	佐倉市民カレッジ担当
	社会教育指導員	浅野 宏美	佐倉市民カレッジ担当
	社会教育指導員	佐藤 尚久	佐倉市民カレッジ担当
和田公民館	館長 (併任)	菅原 敬太	和田出張所長主務・和田ふるさと館長兼務
	主査補	遠藤 正久	和田出張所・和田ふるさと館併任
	主査補	土澤 久美子	和田出張所・和田ふるさと館併任
弥富公民館	館長	林田 成広	弥富派出所長・農村婦人の家所長併任
	主査補	高橋 武司	弥富派出所・農村婦人の家併任
根郷公民館	館長	富田 健一郎	
	主査	齋藤 二三子	
	主査	岡本 茂幸	
	主査補	上村 充美	(再任用)
志津公民館	館長	土佐 博文	
	主査	森田 伊和	
	主査補	菅原 久志	
	主査補	斉藤 英晴	(再任用)
	主事	古谷 理湖	
	主事	大泉 誠也	
白井公民館	館長 (兼務)	鈴木 千春	市民音楽ホール館長主務
	主査	山本 義明	
	主査補	下原 勉	
	主査補	東郷 洋一	(再任用)
社会教育課	課長	高橋 慎一	
	主査	石橋 正康	
	主査補	黒浜 伸雄	(再任用)
	主査補	櫻井 正行	
	主任主事	和田 浩仁	
	社会教育主事	藤代 明	
	主査補	長谷川 ひとみ	
	主事	酒井 汐美	
主事	庄野 由伊		